

§ 3. 下水道事業が市町村財政に及ぼす影響

- 平成19年以降、金利5%以上の高金利で政府系資金からの借金に関し、6.3兆円規模で、補償金免除で繰上げ償還が認められ、実質1.1兆円近い金利、利息分が軽減されています。そのうち45%は下水道債ですから、下水道事業者にとって5千億円程度もの費用負担が軽減されたことになっています。このような対処療法的な政策により、下水道事業者は、一息つける状態となっていますが、あくまで一過性のものであって、公営企業会計の見直しなどにより、財政上の問題点が明らかになるとともに、これからさらに処理区以内人口が減っていくと、支出に見合った使用料の大幅アップ、現在の2～5倍の金額まで上昇させざるを得なくなると思いますが、高齢者が増える中で可能なことなのでしょうか？

表－1 補償金免除繰上償還の実施状況(財政融資資金(旧資金運用部資金)のみ)

金額の単位は億円		平成19 年 度	平成20 年 度	平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度	平成24 年 度	計 (延べ)
愛媛県	繰上償還額	202	210	75	6	0	21	514
	補償金免除額	40	63	19	2	0	4	128
	団体数	22	23	14	4	2	11	76
全 国	繰上償還額	12,852	13,255	6,191	2,068	1,279	2,617	38,262
	補償金免除額	2,471	3,652	1,443	538	288	525	8,917
	団体数	1,345	1,363	1,100	383	323	505	5,019

表－2 市町における地方債現在高の内訳

単位 百万円 平 成	一般会計等 A	公営企業 会 計 等 B	計 C	下水道債 D	B/C %	D/B %	D/C %
平成17年度	724,454	577,785	1,302,239	350,063	44.4	60.6	26.9
21年度	651,700	554,289	1,205,989	345,499	46.0	62.3	28.6
25年度	649,152	497,558	1,146,710	323,810	43.4	65.1	28.2
令和元年度	689,325	426,952	1,116,277	272,438	38.2	63.8	24.4

【数値の出所は、総務省、平成21年度以前は財政状況等一覧表、平成22年度以降は財政状況資料集】

- 下水道債は、平成17年度以降、減少する傾向が認められます。
平成17年から令和元年度まで14年間における下水道債の年平均減少額は55.45億円、このペースでは完済するまであと49年、2069年までかかる償還速度です。
- 令和元年度末の下水道債現在高：23.0兆円÷1.24億人≒18.5万円/人
(28年度19.9、29年度19.4、30年度19.0)
- 令和元年度末の地方債現在高に占める下水道現在高の割合
：23.0÷214(=192+22)≒10.7%
(28年度11.5%、29年度11.3%、30年度10.9%)

【令和元年度末下水道債現在高】

	下水道債現在高	繰出額
20市町の合計値：下水道事業特別会計	： 2,724億3,800万円 (194億8,900万円)	
愛媛県 流域下水道事業特別会計	： 0万円 (0万円)	
計	： 2,724億3,800万円 (194億8,900万円)	
令和元年度末現在、愛媛県民 1 人当たり	20.0万円 (1.4万円)	
	(1,362,958人)	

[	集合処理区域内人口 1 人当たり	34.3万円 (2.5万円)
	(793,501人)←(出所は汚水処理人口普及率)	
	集合処理区域内接続人口 1 人当たり	37.7万円 (2.7万円)
	(722,884人)←(出所は汚水衛生処理率)	

上記以外に、市町村設置型浄化槽事業(伊予市、上島町、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町)：地方債の総額 5億5,200万円
繰出総額 1億3,800万円

【平成25年度末下水道債現在高】

	下水道債現在高	繰出額
20市町の合計値：下水道事業特別会計	： 3,238億1,000万円 (184億3,600万円)	
愛媛県 流域下水道事業特別会計	： 0万円 (0万円)	
計	： 3,238億1,000万円 (184億3,600万円)	
平成25年度末現在、愛媛県民 1 人当たり	22.7万円 (1.3万円)	
	(1,427,866人)	

[	集合処理区域内人口 1 人当たり	42.1万円 (2.4万円)
	(769,382人)←(出所は汚水処理人口普及率)	
	集合処理区域内接続人口 1 人当たり	47.2万円 (2.7万円)
	(686,469人)←(出所は汚水衛生処理率)	

上記以外に、市町村設置型浄化槽事業(八幡浜市、伊予市、上島町、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町)：地方債の総額 8億2,600万円
繰出総額 1億4,500万円

【平成21年度末下水道債現在高】

	下水道債現在高	繰出額
20市町村の合計値：下水道事業特別会計	： 3,461億7,200万円 (185億6,700万円)	
愛媛県 流域下水道事業特別会計	： 0万円 (0万円)	
合 計	： 3,461億7,200万円 (185億6,700万円)	
平成21年度末現在、愛媛県民 1 人当たり	23.7万円 (1.3万円)	
	(1,457,950人)	

[	集合処理区域内人口 1 人当たり	47.4万円 (2.5万円)
	(730,880人)	
	集合処理区域内接続人口 1 人当たり	53.3万円 (2.9万円)
	(649,585人)←(出所は汚水衛生処理率)	

表－３ 市町別の下水道事業に係わる地方債と繰出額

住民基本台帳人口 １人当たりの下水道現在高（万円／人） 令和元年度		下水道債現在高／ 地方債現在高（一般会計等＋公営企業会計等）：％ 令和元年度		住民基本台帳人口 １人当たりの下水道会計への繰出額（万円／人）R01年度		下水道繰出額／ 公営企業等総繰出額 ％ 令和元年度	
久万高原町	29.3	松山市	38.7	久万高原町	5.5	八幡浜市	41.2
新居浜市	29.2	新居浜市	36.4	上島町	4.6	新居浜市	34.3
八幡浜市	26.8	今治市	25.9	八幡浜市	3.8	上島町	31.4
上島町	24.4	砥部町	25.5	伊方町	2.8	西条市	30.3
松山市	24.1	東温市	24.1	新居浜市	1.7	松山市	28.5
伊方町	23.7	松前町	24.1	伊予市	1.7	松前町	28.2
東温市	22.7	西条市	22.6	宇和島市	1.6	伊予市	28.0
今治市	19.8	八幡浜市	22.1	東温市	1.6	伊方町	27.4
西条市	18.7	伊方町	17.7	今治市	1.5	今治市	26.9
砥部町	18.3	伊予市	17.1	西条市	1.5	久万高原町	25.2
伊予市	15.7	久万高原町	16.9	西予市	1.4	四国中央市	24.0
松前町	15.0	大洲市	13.1	松山市	1.2	東温市	22.9
大洲市	12.7	上島町	12.4	四国中央市	1.2	宇和島市	22.6
西予市	12.0	宇和島市	11.8	内子町	1.2	砥部町	18.3
四国中央市	11.4	内子町	10.4	松前町	1.1	内子町	17.9
宇和島市	9.2	西予市	8.4	大洲市	0.8	西予市	16.3
内子町	7.6	四国中央市	8.2	砥部町	0.7	愛南町	6.9
鬼北町	3.4	鬼北町	3.3	鬼北町	0.5	鬼北町	5.5
愛南町	3.3	愛南町	2.9	愛南町	0.5	大洲市	4.7
松野町	0.0	松野町	0.0	松野町	0.0	松野町	0.0
20市町	20.1	20市町	24.4	20市町	1.4	20市町	24.9
H25年度	22.7	H25年度	28.2	H25年度	1.3	H25年度	23.4
H21年度	23.7	H21年度	28.7	H21年度	1.3	H21年度	28.1

【数値の出所：財政状況資料集、総務省】

(1) 下水道事業の簡易将来推計

【出典：(株)日本政策投資銀行、下水道事業の経営課題と将来予測、2019年4月】

- 下水道事業は上水道に比べても複層的な課題を抱えている。具体的には、①人口減少、②未普及人口への対応、③設備の老朽化・更新への対応、④財源構造、⑤事業者数の多さ、⑥職員減少・高齢化と技術承継、⑦災害対策、⑧下水道資源の有効活用が大きな課題となっている。

これらの課題は、端的には下水道使用料の引き上げに伴う市民負担の増加という形で将来的に顕在化していくことが予想される。

- 簡易将来推計の方法

現状の運営体制・設備規模が継続したものと想定した場合において、将来的な人口減少、管路改善率の適正水準への引き上げを勘案し、

【推計①】設備投資に係る国庫補助率(建設改良費に占める国庫(県)補助金の割合)が現状程度に維持される場合、及び

【推計②】国庫補助額(建設改良に充当される国庫(県)補助金の額)が現状並みに推移すると仮定した場合に、

下水道使用料がどのように推移するのかについて、キャッシュフローモデルに基づき推計した。推計に当たっては、地方公営企業年鑑(2015年度版)のデータを用い、都市規模に応じた相違を確認するため、①全国、②政令指定都市(東京都は含まない)、③人口20万人以上の都市(東京都・政令市を除く)、④人口5万人未満の都市のそれぞれについて、推計した。

- 推計結果の概要(数字は全国平均の値を記載)

① 【推計①】現状の国庫補助率を維持し、管路改善率を適正水準に引き上げた場合、国庫負担^{*1}は2015年比約3.1倍の水準を継続する必要がある、市町村負担^{*2}は30年後には同1.7倍、50年後には同2.1倍となる。また下水道使用料は、30年後には約1.7倍、50年後には約2.2倍の水準の引き上げが必要がある。

② 【推計②】国庫補助額が現状並みで推移し、管路改善率を適正水準に引き上げた場合、2019年度(4年後)頃から下水道使用料を毎年2～3%程度継続的に引き上げる必要がある、30年後には2015年度比約2.3倍、50年後には同約3.3倍の水準まで値上げが必要と想定される。

③ 必要な公費負担額及び値上げの幅は、一般的に人口規模が小さい都市ほど大きい^{*3}。

※1：必要な国庫補助金の額とし、地方交付税措置に伴う負担の移転は考慮しない。

※2：雨水処理負担金等、一般会計繰入金の必要額

※3：ただし、人口規模が小さい都市ほど施設が新しい傾向にあり、早急な値上げの必要性は低いものと思慮される。

- また、推計結果より、以下の示唆を得られた。

① 国や地方公共団体の財政的制約等を鑑みるに、公費に依存した運営のまま適切な設備更新を行っていくことは困難であること。

② 現状並みの国庫補助率が維持されるか否かにかかわらず、中長期的には下水道使用

料の値上げが不可避であること。

- ③ 人口規模が小さい都市ほど、将来の絵姿は深刻であり、喫緊の更新投資が必要でない現段階から、広域化・共同化の検討やアセットマネジメントに関する長期的・計画的な取組みを行っていく必要があること。

基準は2015年度			2045年	2065年
推計① 国庫補助率が現状 並みに維持された場合	全 国	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.5倍 226(約1.7倍) 約1.7倍 約3.1倍を継続	約1.7倍 303(約2.2倍) 約2.1倍
	政令指定都市 (東京都を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.3倍 188(約1.4倍) 約1.7倍 約2.8倍を継続	約1.4倍 223(約1.7倍) 約2.1倍
	人口20万人以上の都市 (東京都・政令市を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.8倍 293(約2.1倍) 約1.6倍 約4.3倍を継続	約2.1倍 416(約3.0倍) 約2.1倍
	人口5万人未満の都市	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約2.4倍 553(約3.4倍) 約1.2倍 約3.1倍を継続	約3.1倍 966(約6.0倍) 約1.4倍
推計② 国庫補助額が現状 並みに維持された場合	全 国	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約2.0倍 316(約2.3倍) 約1.7倍 2015年度並み	約2.4倍 454(約3.3倍) 約2.1倍
	政令指定都市 (東京都を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約1.8倍 268(約2.0倍) 約1.7倍 2015年度並み	約2.1倍 349(約2.6倍) 約2.2倍
	人口20万人以上の都市 (東京都・政令市を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約2.5倍 410(約3.0倍) 約1.6倍 2015年度並み	約4.4倍 613(約4.4倍) 約2.1倍
	人口5万人未満の都市	必要使用料収入 使用料単価(円/m³) 市町村負担金 国費負担金	約3.6倍 833(約5.1倍) 約1.2倍 2015年度並み	約4.8倍 1,506(約9.3倍) 約1.4倍

※：2015年の使用料単価(円/m³)：全国は137、政令指定都市は134、人口20万人以上の都市は138、人口5万人未満の都市は162です。

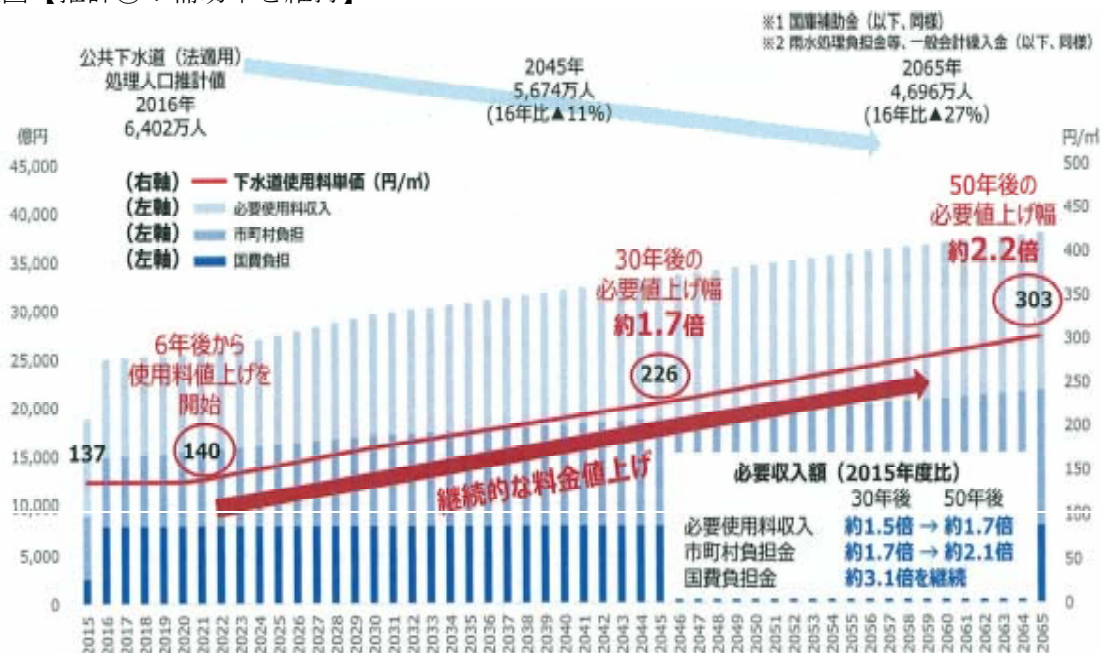
筆者の追記(数値の出典は下水道協会誌 Vol. 55、No. 666、p. 56の図－7、2018/04)

平成27年度の国庫補助額：5,149億円(建設改良費等※14,880億円の34.6%)

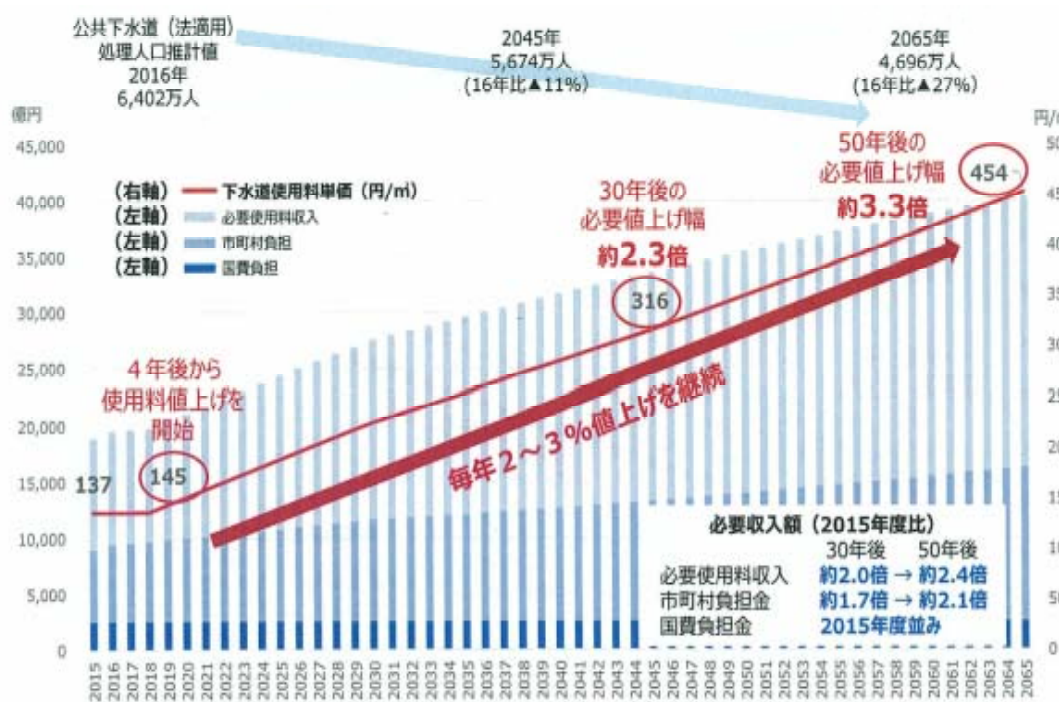
都道府県補助金：21億円(0.1%)

※(建設改良費14,149億円＋建設利息15億円＋職員給与費715億円＝14,880億円)

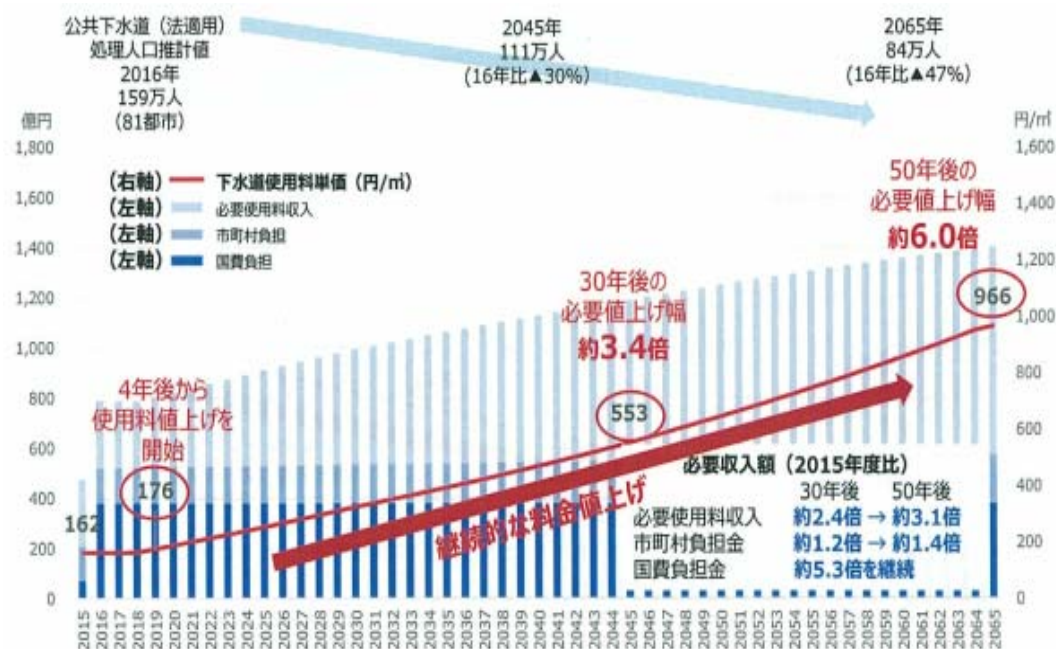
全国【推計①：補助率を維持】



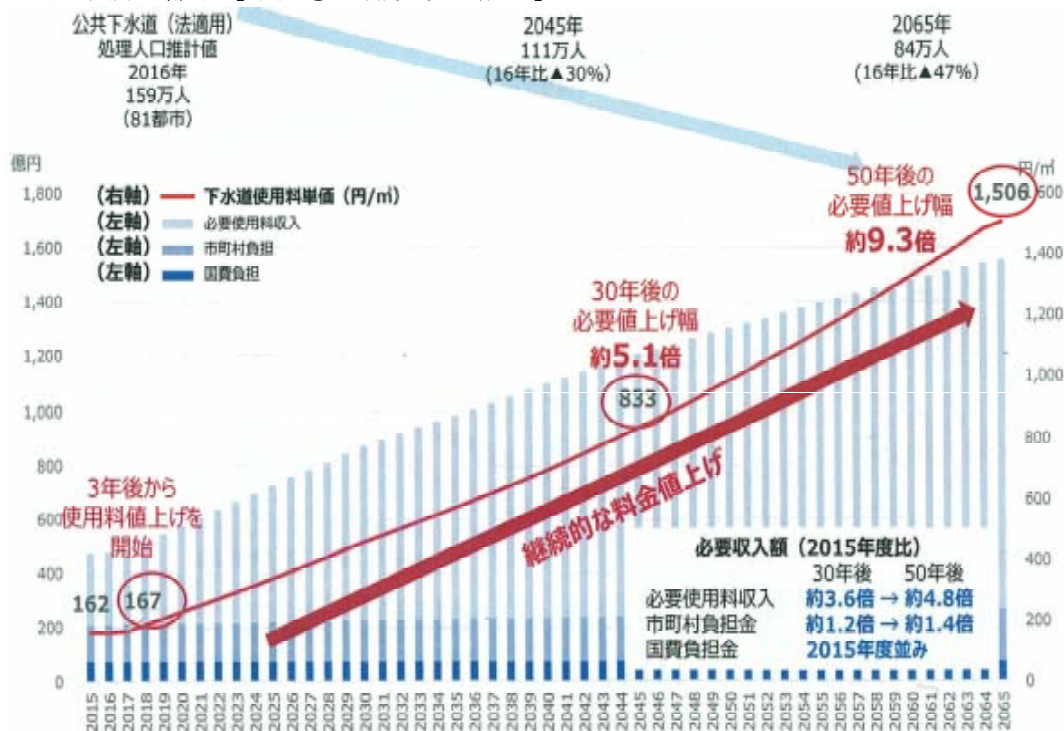
全国【推計②：補助額を維持】



人口5万人未満の都市【推計①：補助率を維持】



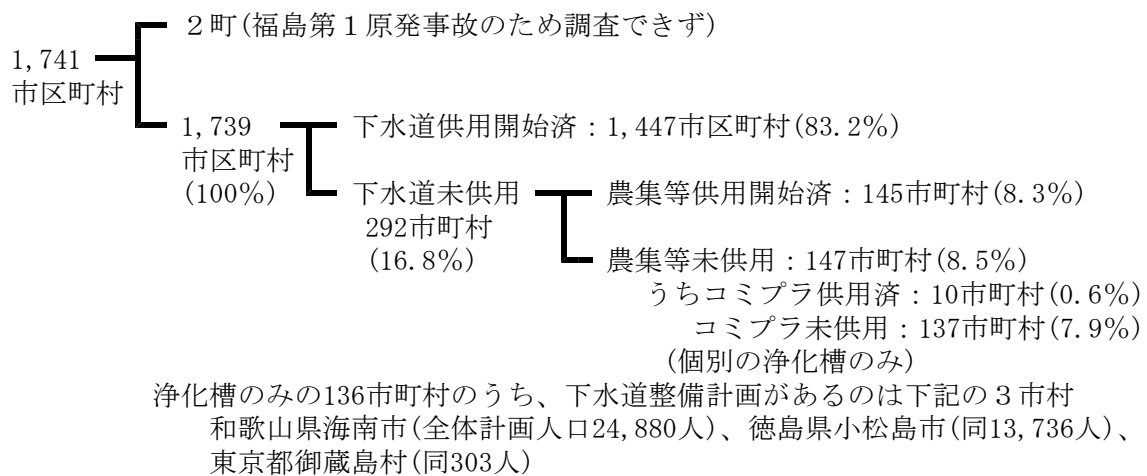
人口5万人未満の都市【推計②：補助額を維持】



表－４ 都市規模別、下水道施設の整備状況(令和２年度末)

都市規模	自治体数	住民基本台帳人口 人 (%)	下水処理人口 人 (%)	下水供用 済自治体数
50万人以上～	35市区	36,948,151 (29.3)	35,490,584 (35.1)	35市区
30万人以上～	50市区	19,368,667 (15.3)	16,920,349 (16.7)	50市区
10万人以上～	198市区	32,548,666 (25.8)	26,515,500 (26.2)	198市区
5万人以上～	250市区町	17,521,740 (13.9)	11,733,149 (11.6)	247市区町
～5万人未満	1,206市町村	19,927,564 (15.8)	10,565,975 (10.4)	917市町村
計	1,739市区町村	126,314,788(100.0)	101,225,557(100.0)	1,447市区町村

【数値の出所は３省共同発表の令和２年度末汚水処理人口普及率】



図－１ 令和２年度末における集合処理施設の供用状況

【数値の出所は３省共同発表の令和２年度末汚水処理人口普及率】

表－５ 下水道事業の決算概要

単位：億円

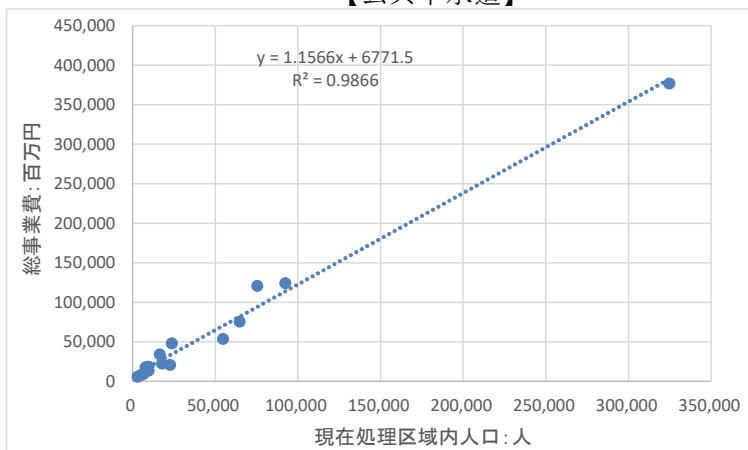
	平成 25年度	平成 27年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 ２年度
建設投資額	15,497	15,573	15,699	15,656	16,220	17,278
企業債現在高	280,873	263,912	246,794	238,157	230,144	222,413
料金収入	15,095	15,319	15,567	15,537	15,367	15,115
他会計繰入金	17,925	17,947	17,408	17,273	16,978	16,509
※１	48.4%	42.4%	41.1%	41.3%	39.6%	36.4%

※１：総収益に対する料金収入の割合

【数値の出所は総務省の各年度における「地方公営企業決算の概要」】

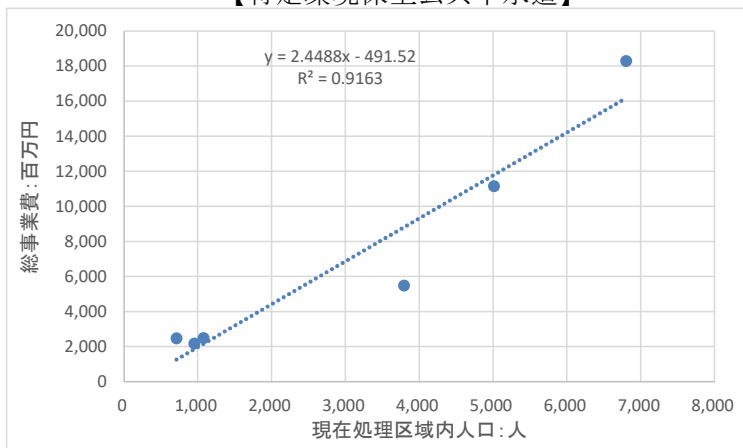
(2) 集合処理施設における処理区域内人口と総事業費の関係

【公共下水道】



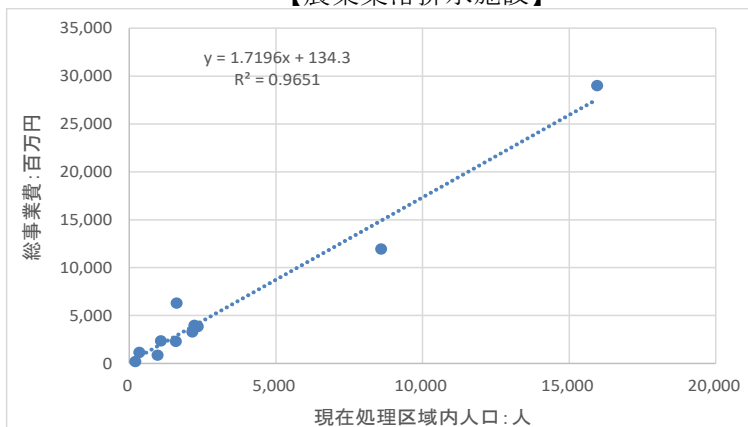
処理区域内人口：
3,037人(久万高原町)
～324,738人(松山市)
総事業費：
60.38億円(久万高原町)
～3,769.11億円(松山市)
15事業体
加重平均：129万円/人
($\div 951,282/734,636$)

【特定環境保全公共下水道】



処理区域内人口：
712人(松山市)
～6,804人(今治市)
総事業費：
2,165百万円(伊予市)
～18,279百万円(今治市)
6事業体
加重平均：229万円/人
($\div 42,022/18,365$)

【農業集落排水施設】



処理区域内人口：
209人(松山市)
～15,947人(今治市)
総事業費：
184百万円(松山市)
～29,008百万円(今治市)
10事業体
加重平均：176万円/人
($\div 65,147/37,025$)

【数値の出所：総務省、令和元年度版地方公営企業年鑑】

処理区域内人口(X)と総事業費(Y)における相関式 ($Y = A * X + B$)

愛媛県、令和元年度	A (万円/人)	B (百万円)	相関係数 ²	事業体数
公共下水道	115.6	6,771	0.986	15
特定環境保全公共下水道	244.8	－ 491.5	0.916	6
農業集落排水施設	171.9	134.3	0.965	10

図－2 処理区域内人口と総事業費の関係(令和元年度)

表－6 集合処理施設整備事業における総事業費の内訳

令和元年度 愛媛県 流域下水道は未整備	総事業費：億円				
		国庫補助	企業債	受益者 負担金	その他
公共下水道 割合：％	9,513 100.0	2,969 31.2	5,202 54.7	203 2.1	1,139 12.0
特環下水道 割合：％	420 100.0	165 39.3	197 46.9	5.2 1.2	52 12.4
農業集落排水 割合：％	651 100.0	266 40.9	242 37.2	13.7 2.1	130 20.0
漁業集落排水 割合：％	89 100.0	39 43.8	28 31.5	0.5 0.6	21 23.6
合 計 割合：％	10,673 100.0	3,439 32.2	5,670 53.1	222 2.1	1,343 12.6
平成30年度 合 計 割合：％	10,511 100.0	3,386 32.2	5,591 53.2	217 2.1	1,316 12.5
R01－H30	162	53	79	5	27

令和元年度 愛媛県	総事業費：億円					
		管渠費	ポンプ場 費	処理場費	流域下水道 建設負担金	その他
公共下水道 割合：％	9,513 100.0	6,272 65.9	819 8.6	2,347 24.7	0	75 0.8
特環下水道 割合：％	420 100.0	276 65.7	14 3.3	120 28.6	0	9.7 2.3
農業集落 割合：％	651 100.0	439 67.4	9 1.4	177 27.2	0	26 4.0
漁業集落 割合：％	89 100.0	40 44.9	2 2.2	42 47.2	0	5.3 6.0
合 計 割合：％	10,673 100.0	7,027 65.8	844 7.9	2,687 25.2	0	116 1.1
H30年度 割合：％	10,511 100.0	6,928 65.9	828 7.9	2,641 25.1	0	114 1.1
R01－H30	162	99	16	46	0	2

愛媛県では流域下水道は未実施【数値の出所：総務省、令和元年度版地方公営企業年鑑】
前年度

- 現在処理区内人口：公共下水道は734,636(728,742)人
特環下水道は 18,365(20,152)人
農業集落は 37,025(37,555)人
漁業集落は 3,523(3,538)人
4事業の合計は 793,549(789,987)人 前年度に比べ3,562人増
- 現在処理区域内人口1人当たりの総事業費 : 134.5万円(前年度133.1万円)
国庫補助 : 43.3万円(前年度 42.9万円)
企業債 : 71.5万円(前年度 70.8万円)
受益者負担 : 2.8万円(前年度 2.7万円)
その他 : 16.9万円(前年度 16.7万円)

- 今治市など9市町で実施している特定地域生活排水処理事業と、今治市と愛南町で実施している個別排水では、
 現在処理区域内人口1人当たりの総事業費：34.0万円(≒39.34億円/11,573人)
 前年度：33.8万円(≒38.14億円/11,271人)
 国庫補助：9.7万円、企業債：11.1万円、受益者負担：2.4万円、その他：10.7万円

(3) 集合処理施設整備事業における地方債現在高の推移

表－7 公共下水道事業における地方債現在高の推移 (単位：百万円)

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成29年 度 B	平成30年 度 C	令和元年 度 D	(A-D)/ 11 E	D/E 年	供用開始 後年
宇和島市	16,594	8,043	7,265	6,479	920	7	23
内子町	2,738	1,513	1,376	1,234	137	9	22
久万高原町	2,332	1,625	1,497	1,379	87	16	20
四国中央市	14,964	11,301	10,397	9,703	478	20	41 ①
八幡浜市	11,767	9,380	8,739	7,949	347	23	36 ②
今治市	32,959	23,272	22,831	22,812	922	25	44 ③
伊予市	6,980	5,860	5,587	5,138	167	31	25 ④
西予市	3,636	3,152	3,013	2,891	68	43	16 ⑤
松山市	144,478	127,627	124,838	121,777	2,064	59	58 ⑥
西条市	23,331	21,105	20,551	20,122	292	69	36 ⑦
東温市	7,647	6,864	6,753	6,625	93	71	20 ⑧
松前町	5,134	4,684	4,596	4,587	50	92	19 ⑨
新居浜市	36,795	35,067	34,434	34,296	227	151	41 ⑩
大洲市	5,457	5,210	5,315	5,388	6	863	25 ⑪
砥部町	0	3,539	3,642	3,705	-337	-11	10 ⑫
15事業体	314,812	268,243	260,835	254,084	5,521	46	

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

表－8 特定環境保全公共下水道事業における地方債現在高の推移 (単位：百万円)

特 環 下 水 道	平成20年 度 A	平成29年 度 B	平成30年 度 C	令和元年 度 D	(A-D)/ 11 E	D/E 年	供用開始 後年
伊予市	515	269	243	216	27	8	21
上島町	3,312	1,636	1,507	1,394	174	8	23
松山市	652	369	330	288	33	9	25
今治市	6,325	4,116	3,813	3,021	300	10	43 ①
八幡浜市	1,102	724	671	615	44	14	17
伊方町	1,574	2,000	1,874	1,750	-16	-109	14 ②
6事業体	13,480	9,113	8,438	7,285	563	13	

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

表－9 農業集落排水事業における地方債現在高の推移 (単位：百万円)

農業集落	平成20年 度 A	平成29年 度 B	平成30年 度 C	令和元年 度 D	(A-D)/ 11 E	D/E 年	供用開始 後年
松山市	0	0	0	0	0		35
西条市	136	13			12	0	
鬼北町	1,039	405	376	348	63	6	28
砥部町	334	151	137	126	19	7	20
西予市	3,683	1,877	1,698	1,536	195	8	24
上島町	392	185	178	178	19	9	27
愛南町	1,125	613	575	545	53	10	25

東温市	1,825	1,093	1,009	928	82	11	23
久万高原町	1,843	1,149	1,068	974	79	12	25
伊予市	699	466	430	391	28	14	22
今治市	7,306	5,102	4,853	4,577	248	18	35 ①
大洲市	79	44	84	85	-0.5	-173	31 ②
12事業体	18,462	11,099	10,407	9,688	798	12	

【数値は「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

(4) 下水道会計への操出

- 一般会計等から下水道事業会計への繰り出されている額は、平成15年度の2兆1,718億円をピークに年々減少傾向、22年度以降は横ばい状態で、令和元年度は1兆6,977億円(平成30年度1兆7,273億円)、うち5,506億円(30年度5,527億円)は公費で負担すべき雨水処理分です。
- 下水道会計操出金について、財務省の資料では『本来、使用料収入で賄うべき部分にまで多額の操出金を投入することを前提としており、地方交付税で財源保障されている地方財政計画(地方の財源不足)の拡大要因となっている。その上、実際には、この引き下げられた割合の使用料回収すら十分に行われておらず、操出基準外の操出がさらに0.3兆円弱生じている状況。』と指摘しています。

また、総務省が平成28年1月に公開した経営戦略策定ガイドラインの「使用料改定に関する事項」の部分には「将来にわたって安定的に事業を継続して行くには、他会計からの繰入金に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること。(略)使用料収入ではなく、一般会計からの繰入(租税収入を財源とする。)により汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じること等を踏まえた上で、使用料の適正化を図ることが重要である。」と示されています。

- 整備済の下水道施設について、持続性のある経営を行うために必要な使用料について、住民や議員、行政がもっと真剣に議論すれば、今の使用料では足りないということになるはずで、やはり浄化槽の方が安いということを住民が理解できると思いますが。

ある公認会計士は「民間にはもう一つの財布などなく、利子付きで金を借り、売った金で借金を返す。下水道を使っていない人のお金まで流用しなければいけないなら、経営は成立していない。」と指摘しています。

- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」のなかで下水道事業に係る操出金について、次のように述べています。

地方自治体の財政担当者からすると、基準財政需要額は標準的な経費であって、公営企業への操出金についても基準財政需要額への算入分こそが操出基準にかなう額であると誤解しがちですが、それはよくある誤解です。(略)下水道事業に係る操出金の基準財政需要額への算入は、概算で5割程度です。下水道事業に限らず、たとえば同じ地方公営企業の病院事業についても、操出基準のうち基準財政需要額への算入は5割程度です。(略)財政担当者の立場からすると、操出通知に沿った額の繰り出しを行うと、基準財政需要額だけでは十分にカバーされないの、基準財政収入額に算入されない地方税等で

ある留保財源で対応せざるを得ません。しかし、税収に乏しい団体では、留保財源はほとんどありません。すなわち、地方税収が乏しく財政力指数が低い団体が、下水道整備を広く行って、さらに公立病院を持っていたとすると、留保財源対応の財政需要が留保財源を超えるので、それだけで財政運営が逼迫する要因となります。**下水道整備が財政運営に厳しい結果をもたらすことは確かです。**その一方で、財政担当者が交付税算入額以上は繰り出す必要がないと主張するのも、制度を無視して事業担当課にしわ寄せをしているところがあります。

表－10 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合

令和元 年 度	地方税 A 百万円	下水道事 業会計操 出額 B 百万円	B／A %	H25	H20	令和元 年 度	B／A % (降順)	
松山市	70,247	6,321	9.0	8.3	10.4	上島町	56.6	1
今治市	22,086	2,307	10.4	15.3	15.2	久万高原町	37.4	2
宇和島市	7,987	1,195	15.0	17.7	10.5	八幡浜市	35.8	3
八幡浜市	3,499	1,251	35.8	19.7	26.9	伊予市	19.0	4
新居浜市	19,567	1,865	9.5	9.1	7.5	西予市	16.5	5
西条市	16,212	1,611	9.9	8.5	8.4	宇和島市	15.0	6
大洲市	4,451	325	7.3	7.9	6.5	内子町	13.5	7
伊予市	3,899	739	19.0	17.8	15.7	東温市	12.8	8
四国中央市	15,273	1,013	6.6	4.8	4.9	今治市	10.4	9
西予市	3,182	524	16.5	22.8	13.5	西条市	9.9	10
東温市	4,176	535	12.8	11.3	10.3	新居浜市	9.5	11
上島町	565	320	56.6	56.6	61.5	伊方町	9.2	12
久万高原町	844	316	37.4	33.5	23.9	松山市	9.0	13
松前町	4,509	334	7.4	6.7	6.8	愛南町	8.3	14
砥部町	2,051	144	7.0	8.8	4.5	松前町	7.4	15
内子町	1,462	198	13.5	14.6	12.8	大洲市	7.3	16
伊方町	3,038	280	9.2	8.4	4.0	砥部町	7.0	17
松野町	291	0	0.0	0.0	0.0	鬼北町	6.8	18
鬼北町	900	61	6.8	13.1	11.6	四国中央市	6.6	19
愛南町	1,807	150	8.3	8.1	6.9	松野町	0.0	20
20市町	186,046	19,489	10.5			20市町	10.5	
H25年度	179,725	18,778	10.4					
H20年度	186,971	19,543	10.5					

【数値の出所は、総務省の市町村別決算状況調】

表－11 市町別の操出額と使用料収入との関係

令和元 年 度	下水道会計 への操出額 百万円 A	雨水処理 負 担 金 百万円	下水道使用 料収入額 百万円 B	A－B 百万円	A／B
松山市	6,321	1,747	5,992	329	1.05
今治市	2,307	700	1,813	494	1.27
宇和島市	1,195	163	293	902	4.08
八幡浜市	1,251	92	458	793	2.73
新居浜市	1,865	830	1,299	566	1.44
西条市	1,611	335	561	1,050	2.87
大洲市	325	25	84	241	3.87
伊予市	739	13	254	485	2.91
四国中央市	1,013	239	721	292	1.40
西予市	524	0	196	328	2.67
東温市	535	1	443	92	1.21
上島町	320	0	77	243	4.16
久万高原町	316	0	86	230	3.67
松前町	334	1	117	217	2.85
砥部町	144	0	83	61	1.73
内子町	198	0	74	124	2.68
伊方町	280	0	52	228	5.38
松野町	0	0	0	0	—
鬼北町	61	0	58	3	1.05
愛南町	150	0	58	92	2.59
20市町	19,489	4,146	12,718	6,771	1.53

【数値の出所は市町村別決算状況調と地方公営企業年鑑、総務省】

○ 20市町村とも、使用料収入額よりも操出額の方が多くなっています。

雨水処理負担金分を除くと、使用料収入割の方が多いいのは、松山市、今治市及び新居浜市の3市のみです。

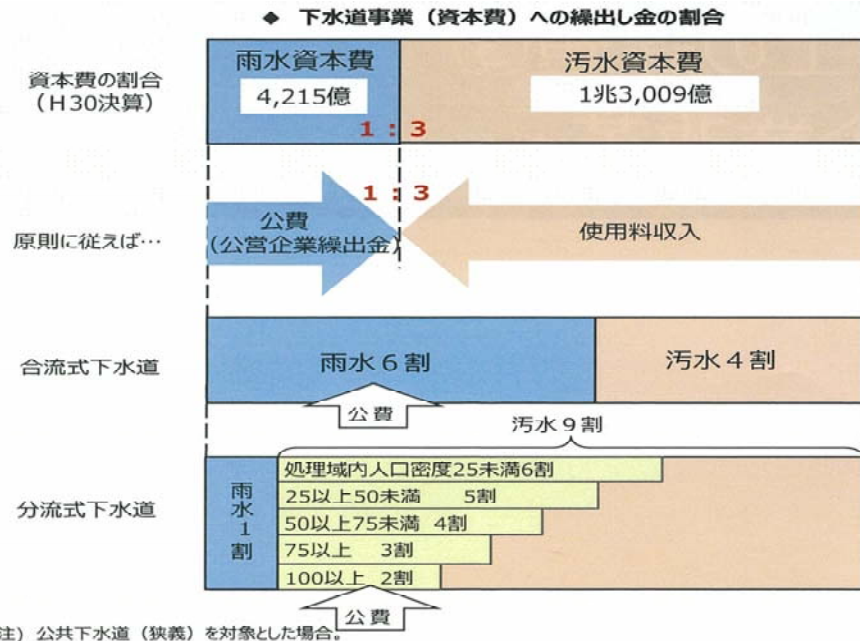
公営企業改革(下水道事業)

【出典：財務省、令和2年11月2日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

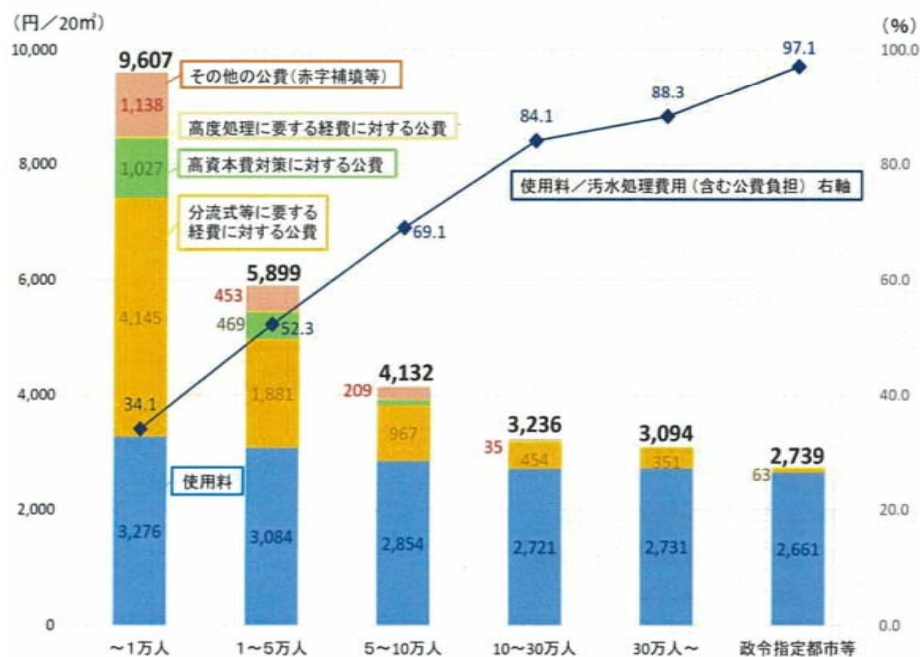
- 公営企業は「独立採算」を基本としつつ、下水道事業については「雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入で賄う」という原則に立って、全体の制度が構築されている。

雨水処理費：汚水処理費の割合は、(設備更新などを中心とする)資本費ではおおむね1：3(公営企業決算値)となっており、原則に従えば、操出金：使用料収入の割合も1：3が基準となる。一方、実際の操出基準は、下水道の方式や区域内の人口密度に応じて30%～70%に設定されている(平成18年度以降不変)。分流式下水道の環境面等での優位性を考慮し

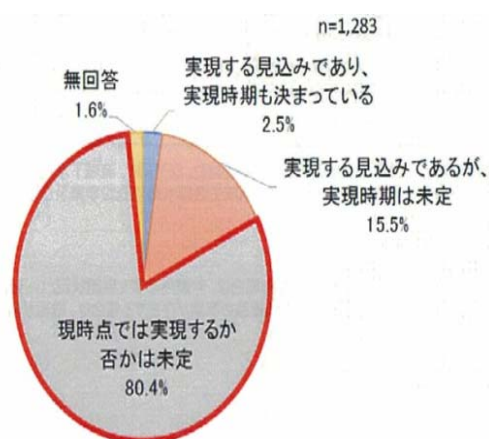
ても。「雨水公費・汚水私費」の原則に照らし、公費負担の割合が現在でも適切か検証する必要。さらに、各地方公共団体が独自の判断で行う基準外の操出も、毎年0.3兆円程度生じている。



◆ 汚水処理に要する費用(処理区域内人口別)



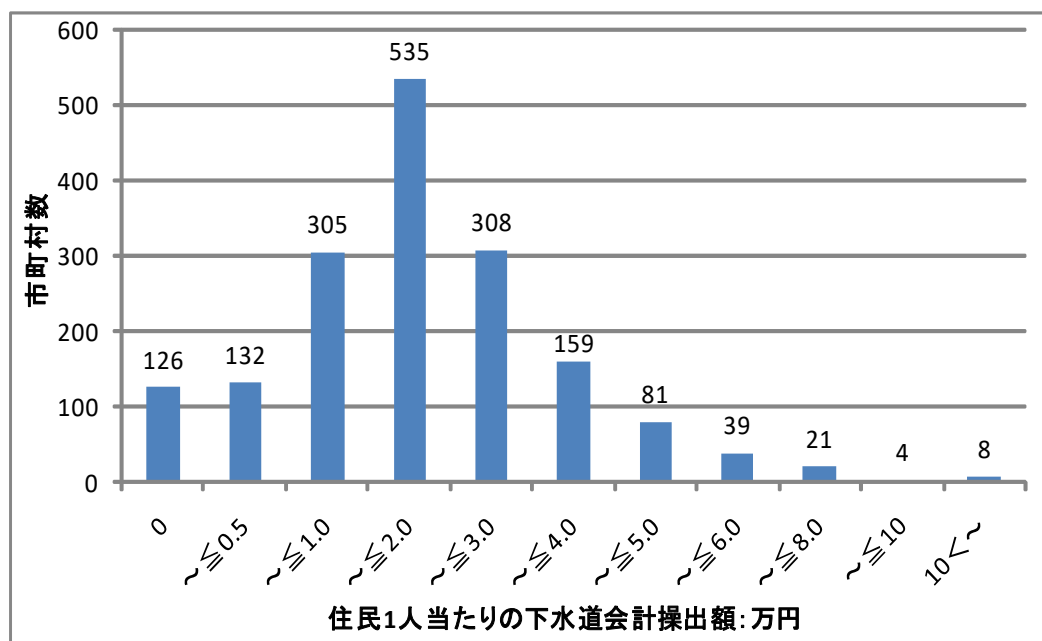
- 経営戦略が未策定の地方公共団体がいまだに存在。また、国交省調査によれば、「(策定されても)収支均衡の見通しが立っていない」地方公共団体も多く存在。
- 各地方公共団体の使用料設定において、収支の均衡等を重視する場合が多いものの、「近隣自治体の水準と横並びを重視する」傾向も依然として存在。



(注) 公共下水道事業および特定環境公共下水道を対象

【出典：財務省、令和2年11月2日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

- 市町村別、住民(日本人)1人当たりの下水道会計への操出額は、1万円で区分すると最頻値が「1万円超2万円以下」で、1,718市町村の平均が1.3万円(平成30年度1.3万円)、操出を実施している1,593市町村の平均が1.3万円、中央値が1.6万円、さらに、山梨県丹波山村が27.1万円と最も高く、次いで宮城県東松島市が22.1万円、北海道泊村が18.8万円、山梨県小菅村が18.7万円、東京都檜原村が13.0万円、岩手県釜石市が12.0万円、宮城県石巻市が11.0万円の順で、計7市村で住民1人当たりの操出額が10万円を超えています。



図ー3 市町村別、住民(日本人)1人当たりの「下水道会計への操出額」(0.0の126市町村を含む1,718市町村)【数値の出所：令和元年度市町村別決算状況調(総務省)】

表－12 住民(日本人) 1人当たりの下水道会計操出額(令和元年度)

上位50市町村 市町村名	住 民 数 人 A	操 出 額 百万円 B	B/A 万円/人	H30年度 万円/人	
宮城県石巻市	141,356	33,909	24.0	23.3	1
山梨県丹波山村	539	125	23.1	31.5	2
北海道泊村	1,607	348	21.6	19.3	3
山梨県小菅村	709	142	20.0	14.7	4
宮城県東松島市	39,624	5,288	13.3	5.3	5
東京都利島村	318	38	12.0	7.1	6
東京都檜原村	2,132	222	10.4	13.9	7
東京都奥多摩町	5,004	513	10.3	9.6	8
愛知県設楽町	4,701	403	8.6	6.4	9
福島県北塩原村	2,681	224	8.4	8.1	10
宮城県松島町	13,838	1,129	8.2	12.5	11
岡山県美作市	26,909	2,159	8.0	7.9	12
島根県知夫村	641	51	7.9	8.2	13
福島県昭和村	1,239	95	7.7	7.4	14
福島県双葉町	5,884	449	7.6	3.9	15
群馬県長野原町	5,414	412	7.6	3.4	16
長野県川上村	3,767	274	7.3	7.2	17
福井県高浜町	10,224	735	7.2	8.2	18
鹿児島県三島村	363	26	7.2	6.2	19
東京都青ヶ島村	168	12	7.1	7.5	20

市町村別 地方税収入額に対する下水道事業会計操出額の割合

- ① 下水道事業会計への操出が市町村財政に及ぼす影響について、地方自治体が住民に提供するサービスの財源の基本である「地方税」に対する「下水道事業会計への操出額」の割合(以後、操出割合と表す。)を算出してみました。

なお、市町村における歳入は、一般財源(使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源)と、特定財源(国庫補助金等、その使途が特定される財源)に大別され、一般財源の多い市町村は、それだけ自らの意志やプランによって住民への財やサービスを提供することができます。地方税が一般財源に占める割合は全国平均で63%程度(令和元年度の値で令和3年版地方財政白書より引用)です。

- ② 令和元年度における操出割合は、775市の加重平均で7.1%、817町村の加重平均で13.8%で、逡減傾向が認められます。また、令和元年度における操出割合が高い自治体は、下表に示すとおりです。
- ③ 操出割合は、操出を実施している1,592市町村の43%を占める691市町村が10%以下で、割合が高くなるに伴い市町村数が低下する傾向が認められますが、51市町村が50%超え、山梨県丹波山村(263.5%)、山梨県小菅村(179.3%)、宮城県石巻市(173.2%)、宮城県東松島市(138.0%)、東京都檜原村(110.6%)及び福島県昭和村(101.9%)の計2市4村の6自治体が100%超え(地方税<下水道操出額)と人口減少が著しい地方自治体と震災復興事業実施自治体が高くなる傾向となっており、今後、下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設が高い整備率の市町村において、企業の撤退や人口減少が進展すると、

このような事象が起きると考えられます。

- ④ なお、東日本大震災の被災地の市では震災前後の値を比較(令和元年度／平成22年度)すると、例えば宮城県石巻市が15.3%→173.2%と何と11倍にも跳ね上がっていますが、その理由は、公営企業に係る復旧・復興事業については一般会計から公営企業会計への操出基準の特例措置(当該操出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置)によるものです。

このような措置により整備されているインフラについて、令和3年3月11日付け読売新聞の一面トップに「津波被災地インフラ膨張上下水・道路 維持費年131億円増」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

22,000人を超す死者・行方不明者を出した東日本大震災から11年で10年となる。津波で被災した岩手、宮城、福島3県で行われた高台への集団移転は計画約12,500戸が対象となる大事業となった。しかし、宅地開発に伴って、インフラの新設を余儀なくされ、上下水道と道路の維持管理費は震災前より年間131億円(50%)増えた。人口減少が続く被災地では、費用の捻出が課題となる。

読売新聞は1～2月、3県の沿岸37市町村を取材、上下水道と道路の延長や維持管理費を震災前後で比較した。その結果、簡易水道を含む上水道が1,081キロ(8%)、下水道が997キロ(10%)、市町村管理の道路が613キロ(3%)増えたことがわかった。三つの総延長は2,691キロで、東京ーグアム間を超える距離になる。

被災地では地盤を高くし、現地再建する「かさ上げ」などの復興事業が行われた。高台移転は造成した住宅地へ水道管や道路をつなげる必要があり、距離が増えた。

県別にみると、宮城県が上下水道、道路とも最も距離が伸びていた。高台や内陸に移転した地区は186で、岩手県の88、福島県の47より多かった。

被災した上下水道管や道路の復旧費や新設費は、復興交付金などの国費で賄われた。一方、維持管理費は自治体の負担となる。

上下水道と道路を40年後に更新した場合の費用を算出していた自治体は34市町村あり、その総額は2兆2,305億円に上る。34市町村の2018年度予算の歳入額の合計(1兆9,084億円)を上回る。人口減が続く被災地の自治体からは「市民税や固定資産税の収入が減り、新たな予算の確保は難しい」(岩手県大船渡市)との声上がる。一方、東京電力福島第1原発事故の避難指示区域が残る福島県大熊町では、下水道管の93%に当たる65キロが休止になった。放射性物質で汚染された土砂を一時保管する中間貯蔵施設(約1,600ヘクタール)が住宅地跡に建設されたためだ。

自治体施設の維持管理に詳しい岩手大の南正昭教授(都市計画)は「この10年間は、街の生活機能を復活させる必要があった。今後はインフラ維持に係る費用を引き下げる努力が自治体に求められる。中長期的に街の機能を集中することなども考えるべきだ」と話す。・・・後略・・・

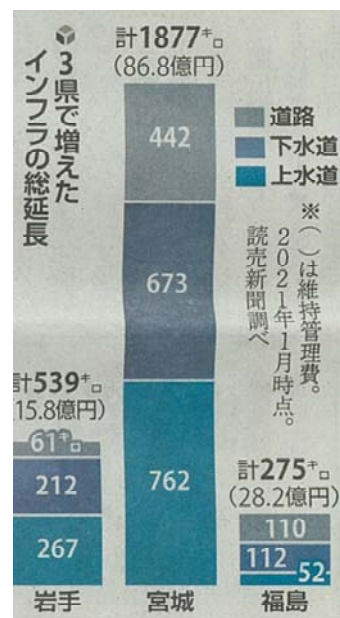


表-13 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合(市区分のワースト50)

令和元年度		下水道会計 繰出額 A ：百万円	地方税収入 B ：百万円	A/B ：%	参考値：A/B	
No.	ワースト50				平成27年度	平成22年度
1	宮城県石巻市	33,909	19,584	173.2	68.2(7)	15.3(168)
2	宮城県東松島市	5,288	3,832	138.0	91.8(4)	18.5(106)
3	北海道歌志内市	171	201	85.0	105.7(3)	77.4(1)
4	岡山県美作市	2,159	3,171	68.1	77.8(5)	72.9(2)
5	新潟県村上市	3,111	6,598	47.2	36.5(18)	31.7(19)
6	岩手県釜石市	2,012	4,530	44.4	42.6(11)	5.6(610)
7	島根県雲南市	1,564	4,020	38.9	48.4(9)	33.1(14)
8	兵庫県たつの市	4,091	10,985	37.2	38.8(14)	31.6(20)
9	宮城県塩竈市	2,139	5,812	36.8	146.8(1)	21.1(77)
10	兵庫県丹波篠山市	2,059	5,631	36.6	35.0(21)	29.9(26)
11	愛媛県八幡浜市	1,251	3,499	35.7	29.4(41)	12.1(268)
12	北海道三笠市	307	875	35.1	52.3(8)	38.6(7)
13	兵庫県養父市	841	2,423	34.7	34.6(22)	35.4(10)
14	兵庫県宍粟市	1,576	4,587	34.4	32.6(31)	28.1(35)
15	岡山県新見市	1,216	3,555	34.2	34.0(23)	39.9(6)
16	北海道美幌市	695	2,067	33.6	33.0(25)	35.7(9)
17	岐阜県下呂市	1,514	4,567	33.1	32.2(32)	34.6(12)
18	岩手県陸前高田市	596	1,815	32.8	33.7(24)	30.0(25)
19	新潟県魚沼市	1,347	4,111	32.8	41.5(12)	45.8(3)
20	新潟県佐渡市	1,680	5,144	32.7	37.3(17)	31.3(22)
21	広島県江田島市	806	2,490	32.4	35.0(20)	35.1(11)
22	京都府南丹市	1,349	4,211	32.0	31.0(34)	41.1(5)
23	滋賀県高島市	1,847	5,827	31.7	32.6(30)	31.3(21)
24	岡山県備前市	1,615	5,138	31.4	38.8(15)	32.2(17)
25	兵庫県淡路市	1,686	5,423	31.1	43.3(10)	33.9(13)
26	兵庫県西脇市	1,502	4,894	30.7	32.9(27)	29.4(29)
27	長野県飯山市	777	2,535	30.7	37.4(16)	41.9(4)
28	石川県珠洲市	459	1,502	30.6	28.4(45)	22.3(62)
29	秋田県北秋田市	919	3,009	30.5	27.8(47)	23.3(55)
30	宮城県気仙沼市	2,005	6,672	30.0	40.2(13)	10.1(352)
31	石川県輪島市	740	2,515	29.4	25.2(62)	20.5(83)
32	秋田県由利本荘市	2,424	8,264	29.3	30.5(36)	24.7(47)
33	青森県つがる市	712	2,474	28.8	27.6(48)	25.5(42)
34	岩手県宮古市	1,602	5,584	28.7	18.0(143)	15.6(161)
35	岐阜県飛騨市	1,012	3,528	28.7	29.3(42)	26.1(40)
36	兵庫県相生市	1,247	4,371	28.5	31.4(33)	28.9(31)
37	長野県東御市	1,167	4,093	28.5	30.2(37)	27.3(38)
38	山梨県北杜市	2,152	7,627	28.2	27.0(51)	25.3(43)
39	高知県香南市	881	3,128	28.2	26.8(54)	24.1(51)
40	秋田県にかほ市	773	2,790	27.7	27.0(52)	24.4(48)
41	岐阜県郡上市	1,350	4,960	27.2	24.7(67)	32.6(15)
42	岡山県真庭市	1,400	5,183	27.0	25.0(64)	22.1(67)
43	富山県南砺市	1,818	6,755	26.9	32.9(26)	31.8(18)
44	岡山県浅口市	1,010	3,773	26.8	29.5(40)	29.0(30)
45	広島県安芸高田市	939	3,522	26.7	28.9(44)	27.8(37)
46	兵庫県豊岡市	2,656	10,030	26.5	27.0(50)	32.3(16)
47	香川県さぬき市	1,460	5,535	26.4	24.6(69)	25.2(44)
48	北海道赤平市	221	839	26.3	26.1(58)	21.3(74)
49	新潟県加茂市	692	2,674	25.9	26.8(53)	22.9(58)
50	福岡県うきは市	745	2,893	25.8	24.6(68)	19.5(96)

注) 繰出実施の775市の加重平均値：7.1%(≒12,609億円/170,851億円) 令和元年度
繰出実施の775市の加重平均値：7.3%(≒12,819億円/175,262億円) 平成30年度
繰出実施の774市の加重平均値：7.7%(≒12,918億円/167,885億円) 平成29年度
【数値の出所は各年度の市町村別決算状況調(総務省)】

表-14 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合(町村分のワースト50)

令和元年度		下水道会計 繰出額 A ：百万円	地方税収入 B ：百万円	A/B ：%	参考値：A/B	
No.	ワースト50				平成27年度	平成22年度
1	山梨県丹波山村	125	47	263.5	320.5(1)	280 (1)
2	山梨県小菅村	142	79	179.3	193.1(3)	220 (2)
3	東京都檜原村	222	201	110.6	150.9(4)	90.3(9)
4	福島県昭和村	95	94	101.9	143.1(5)	166 (3)
5	島根県知夫村	51	52	98.3	118.3(7)	133 (4)
6	沖縄県渡名喜村	21	26	83.4	193.5(2)	25.5(243)
7	東京都利島村	38	47	81.6	41.8(81)	49.6(58)
8	青森県佐井村	127	168	76.0	75.1(15)	54.4(44)
9	東京都奥多摩町	513	699	73.4	56.8(36)	38.9(101)
10	青森県新郷村	151	206	73.3	73.4(17)	57.8(35)
11	北海道古平町	153	217	70.5	70.0(21)	39.8(94)
12	鹿児島県大和村	66	95	70.2	21.8(315)	37.9(111)
13	長野県木島平村	287	415	69.0	70.2(20)	67.0(26)
14	愛知県設楽町	403	586	68.8	19.4(362)	15.4(593)
15	長野県小川村	123	179	68.7	68.6(22)	88.4(11)
16	宮城県松島町	1,129	1,653	68.3	108.0(8)	23.4(281)
17	秋田県藤里町	149	227	65.7	44.3(69)	32.5(160)
18	島根県海士町	138	212	65.0	70.2(19)	120 (5)
19	鳥取県北栄町	928	1,429	65.0	54.1(38)	45.4(70)
20	鹿児島県三島村	26	40	64.5	72.8(18)	62.9(29)
21	長野県佐久穂町	677	1,065	63.6	64.6(25)	67.3(25)
22	長崎県小値賀町	98	156	62.9	88.4(10)	45.8(66)
23	鳥取県智頭町	415	698	59.5	51.4(44)	39.3(97)
24	北海道寿都町	143	244	58.7	73.6(16)	32.3(162)
25	福島県浪江町	479	828	57.9	57.3(33)	20.9(322)
26	山形県舟形町	280	486	57.7	50.9(46)	39.9(93)
27	岩手県西和賀町	291	510	57.0	52.4(42)	48.5(61)
28	徳島県佐那河内村	112	198	56.7	58.8(29)	76.5(13)
29	愛媛県上島町	320	565	56.7	59.0(28)	68.9(21)
30	石川県中能登町	973	1,723	56.5	50.1(49)	45.4(69)
31	島根県飯南町	270	487	55.4	47.9(55)	49.5(60)
32	北海道島牧村	58	106	55.1	40.4(91)	0.0
33	鳥取県若桜町	133	243	54.9	78.7(14)	88.9(10)
34	鳥取県八頭町	719	1,334	53.9	58.7(31)	71.9(17)
35	福井県池田町	136	254	53.5	51.1(45)	93.9(8)
36	島根県邑南町	545	1,021	53.4	52.5(40)	57.5(37)
37	沖縄県座間味村	47	88	53.2	52.4(41)	94.9(7)
38	鹿児島県和泊町	308	581	53.1	47.2(57)	42.9(81)
39	北海道利尻町	117	222	52.9	46.4(60)	29.2(217)
40	鹿児島県宇検村	73	140	52.6	36.7(124)	39.2(98)
41	長野県根羽村	46	88	52.1	61.6(27)	113 (6)
42	北海道初山別村	62	120	51.7	81.7(12)	69.5(19)
43	秋田県八峰町	282	558	50.5	68.2(23)	70.7(18)
44	奈良県黒滝村	35	69	50.5	57.8(32)	50.2(54)
45	北海道上砂川町	93	185	50.4	43.4(75)	32.6(159)
46	京都府与謝野町	950	1,893	50.2	44.5(68)	35.4(134)
47	岩手県大槌町	530	1,059	50.1	44.8(65)	23.7(276)
48	岡山県和気町	782	1,565	50.0	65.3(24)	67.9(22)
49	山形県戸沢村	181	364	49.8	39.7(98)	43.2(80)
50	北海道置戸町	149	307	48.5	48.2(53)	49.7(57)

注) 繰出実施の817町村の加重平均値：13.8%(≒1,917億円／13,924億円) 令和元年度
繰出実施の818町村の加重平均値：14.1%(≒1,943億円／13,821億円) 平成30年度
繰出実施の819町村の加重平均値：13.9%(≒1,918億円／13,764億円) 平成29年度
【数値の出所は各年度の市町村別決算状況調(総務省)】

(5) 経費回収率など

- 愛媛県下では、公営事業として汚水処理を、公共下水道で15事業体、特定環境保全公共下水道で6事業体、農業集落排水で11事業体、漁業集落排水で5事業体、特定地域生活排水処理で9事業体、個別排水処理で2事業体、合わせて48事業体で実施している。

表-15 汚水処理事業における水洗化率、施設利用率、有収率など(令和元年度)

事業体名	事業	水洗化率 % (昇順)	供用開始後年		事業体名	事業	施設利用率 % (昇順)	有収率 %
愛南町	個別排水	46.7	16	1	久万高原町	公共下水	0.0	92.1
西予市	公共下水	61.8	16	2	久万高原町	農業集落	0.0	100.0
伊方町	漁業集落	62.9	18	3	西予市	特定地域	0.0	100.0
大洲市	公共下水	63.7	25	4	今治市	特定地域	17.9	100.0
砥部町	公共下水	65.2	10	5	今治市	個別排水	19.3	100.0
伊方町	特環下水	65.3	14	6	愛南町	個別排水	22.2	100.0
愛南町	漁業集落	67.0	21	7	伊方町	漁業集落	23.1	118.0
久万高原町	公共下水	72.7	20	8	愛南町	漁業集落	25.7	81.9
今治市	漁業集落	74.9	30	9	宇和島市	漁業集落	27.6	100.0
宇和島市	漁業集落	75.2	23	10	伊方町	特環下水	28.7	111.7
久万高原町	農業集落	78.7	25	11	八幡浜市	特環下水	29.2	108.7
今治市	特環下水	79.3	43	12	伊予市	公共下水	33.7	97.6
今治市	個別排水	81.4	24	13	内子町	公共下水	33.8	107.6
松前町	公共下水	82.4	19	14	大洲市	公共下水	34.0	105.5
松山市	特環下水	82.6	25	15	西予市	公共下水	35.8	101.1
西予市	農業集落	82.8	24	16	今治市	農業集落	36.3	121.1
伊予市	農業集落	84.8	22	17	今治市	特環下水	38.1	99.9
大洲市	農業集落	85.3	31	18	松山市	農業集落	38.1	99.2
八幡浜市	公共下水	85.4	36	19	松山市	特環下水	38.2	63.7
内子町	公共下水	86.3	22	20	砥部町	農業集落	39.5	100.0
鬼北町	農業集落	86.8	28	21	砥部町	公共下水	41.8	100.6
今治市	農業集落	86.9	35	22	久万高原町	特定地域	41.9	100.0
愛南町	農業集落	87.7	25	23	鬼北町	農業集落	42.8	100.0
伊予市	特環下水	89.4	21	24	今治市	漁業集落	43.6	100.5
砥部町	農業集落	89.5	20	25	松前町	公共下水	44.4	98.1
宇和島市	公共下水	89.9	23	26	上島町	特環下水	45.4	93.0
八幡浜市	特環下水	90.6	17	27	八幡浜市	漁業集落	46.3	101.3
八幡浜市	漁業集落	90.6	28	28	上島町	農業集落	46.6	99.0
東温市	公共下水	90.9	20	29	愛南町	農業集落	47.1	96.8
上島町	農業集落	91.4	27	30	東温市	公共下水	47.6	103.3
新居浜市	公共下水	91.5	41	31	大洲市	農業集落	47.7	107.6
松山市	公共下水	92.6	58	32	伊予市	農業集落	48.4	97.3
西条市	公共下水	93.8	36	33	東温市	農業集落	49.1	95.7
今治市	公共下水	94.3	44	34	伊予市	特環下水	51.1	87.3
上島町	特定地域	95.2	18	35	松山市	公共下水	53.7	82.3
東温市	農業集落	95.7	23	36	上島町	特定地域	60.2	100.0
上島町	特環下水	95.7	23	37	新居浜市	公共下水	61.1	75.8
伊予市	公共下水	96.0	25	38	西予市	農業集落	62.7	100.0
伊方町	特定地域	96.4	16	39	今治市	公共下水	62.8	63.8
四国中央市	公共下水	96.8	41	40	愛南町	特定地域	63.6	100.0
鬼北町	特定地域	99.1	16	41	宇和島市	公共下水	64.5	79.0

松山市	農業集落	100.0	35	42	四国中央市	公共下水	69.6	55.5
今治市	特定地域	100.0	14	43	西条市	公共下水	75.3	73.3
八幡浜市	特定地域	100.0	20	44	八幡浜市	公共下水	85.7	38.6
伊予市	特定地域	100.0	21	45	伊方町	特定地域	100.0	100.0
西予市	特定地域	100.0	12	46	鬼北町	特定地域	100.0	100.0
久万高原町	特定地域	100.0	16	47	八幡浜市	特定地域	100.0	100.0
愛南町	特定地域	100.0	10	48	伊予市	特定地域	100.0	100.0

【数値の出所は令和元年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表－16 評価指標の算出方法とランク分け

経費回収率(%) = ([使用料収入] / [汚水処理費]) × 100			
全国加重平均値(控除後)	A ランク	B ランク	C ランク
公共下水道 : 91.2%	100%以上	80%以上100%未満	80%未満
特環下水道 : 58.5%			
水洗化率(接続率)(%) = 現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口 × 100			
全国加重平均値	A ランク	B ランク	C ランク
公共下水道 : 94.0%	95%以上	90%以上95%未満	90%未満
特環下水道 : 77.6%			
施設利用率(%) = 現在晴天時平均処理水量 / 現在処理能力(晴天時) × 100			
A ランク		B ランク及びC ランク	
施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量 / 計画1日最大汚水量」の比率を上回るか、同じであること。		施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量 / 計画1日最大汚水量」の比率を下回ること。	

(出典：(公社)日本下水道協会、下水道経営改善ガイドライン、H26.06/18)

表－17 汚水処理事業における経費回収率と地方債残高(令和元年度)

事業体名	事業	経費回収率：%			一般家庭使用料 円		事業体名	事業	地方債残高 千円/人
		控除前 (昇順)	控除後	維持管理			(昇順)		
今治市	特定地域	11.7	16.6	16.6	2,792	1	松山市	農	0
久万高原町	農業集落	13.4	20.9	53.8	3,603	2	伊予市	特	25
伊方町	漁業集落	14.1	38.0	38.0	2,530	3	愛南町	特	66
愛南町	漁業集落	16.5	25.1	25.1	2,620	4	久万高原町	特	80
上島町	特定地域	16.5	19.0	19.0	2,160	5	八幡浜市	漁	87
伊方町	特環下水	17.6	57.3	57.3	2,530	6	大洲市	農	88
今治市	個別排水	17.8	26.5	26.5	2,792	7	八幡浜市	特	89
西予市	特定地域	18.4	19.7	25.3	2,620	8	鬼北町	特	92
愛南町	農業集落	19.4	26.6	57.6	2,620	9	上島町	特	101
上島町	特環下水	20.3	43.9	45.6	2,160	10	伊方町	特	102
上島町	農業集落	20.6	36.0	36.7	2,160	11	西予市	特	126
伊予市	特環下水	20.6	47.6	47.6	2,910	12	鬼北町	農	157
久万高原町	公共下水	21.9	35.9	79.7	3,603	13	上島町	農	166
宇和島市	漁業集落	23.0	31.5	41.9	4,884	14	四国中央市	公	177
大洲市	公共下水	24.6	73.2	97.2	2,662	15	愛南町	漁	179
八幡浜市	特環下水	26.0	77.3	77.3	3,060	16	西予市	農	179
松山市	特環下水	26.0	92.7	92.7	3,385	17	伊予市	農	182

西予市	公共下水	26.2	85.3	94.0	2,560	18	伊予市	環	226
愛南町	個別排水	26.3	26.3	95.0	2,620	19	内子町	公	245
今治市	漁業集落	26.6	43.1	43.1	2,792	20	今治市	個	246
今治市	特環下水	27.9	76.8	76.8	2,792	21	今治市	公	247
伊予市	公共下水	28.1	77.6	99.7	2,910	22	今治市	漁	274
松前町	公共下水	28.4	73.3	113.7	2,318	23	上島町	環	278
東温市	農業集落	31.6	75.8	75.8	3,010	24	今治市	特	283
今治市	農業集落	32.7	61.9	61.9	2,792	25	伊予市	公	287
西条市	公共下水	32.7	42.9	121.1	1,450	26	今治市	農	287
西予市	農業集落	33.5	73.2	73.2	2,620	27	東温市	公	291
伊予市	農業集落	34.3	67.3	67.3	2,910	28	西予市	公	300
宇和島市	公共下水	35.4	54.5	101.3	2,662	29	西条市	公	311
八幡浜市	漁業集落	38.4	61.7	61.7	3,530	30	愛南町	個	312
八幡浜市	特定地域	39.4	50.5	50.5	3,570	31	八幡浜市	公	335
砥部町	農業集落	39.9	57.6	57.6	3,790	32	愛南町	農	343
内子町	公共下水	40.2	65.9	79.4	2,760	33	砥部町	農	366
久万高原町	特定地域	41.6	46.2	49.9	3,603	34	松山市	公	375
鬼北町	農業集落	41.9	71.8	71.8	3,960	35	宇和島市	公	394
八幡浜市	公共下水	41.9	70.8	98.5	3,060	36	東温市	農	397
伊予市	特定地域	43.0	50.0	50.0	3,600	37	宇和島市	漁	399
砥部町	公共下水	46.8	76.1	76.1	4,070	38	松山市	環	405
大洲市	農業集落	50.7	55.0	55.0	1,705	39	今治市	環	444
愛南町	特定地域	51.8	69.7	69.7	3,670	40	久万高原町	公	454
伊方町	特定地域	54.8	74.5	74.5	3,630	41	新居浜市	公	454
四国中央市	公共下水	63.2	89.2	173.6	2,530	42	伊方町	環	461
東温市	公共下水	67.3	124.1	163.7	3,010	43	松前町	公	478
鬼北町	特定地域	68.7	90.3	90.3	3,960	44	伊方町	漁	488
新居浜市	公共下水	77.6	96.5	291.7	2,475	45	八幡浜市	環	569
今治市	公共下水	81.1	100.0	184.8	2,792	46	砥部町	公	574
松山市	農業集落	88.9	88.9	88.9	3,380	47	久万高原町	農	603
松山市	公共下水	93.9	100.0	303.7	3,385	48	大洲市	公	684

公：公共下水、環：特環下水、農：農業集落、漁：漁業集落、簡：簡易排水、
小：小規模集、特：特定地域生活排水処理

【数値の出所は令和元年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

- 有収率とは、施設の効率性を表す指標の一つで、処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合のことです。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえます。

$$\text{有収率} = (\text{年間有収水量}) / (\text{年間汚水処理水量}) \times 100$$

- 汚水処理原価は、経営の効率性を表す指標の一つで、有収水量 1 m³当たりの汚水処理費(円/m³)で、維持管理費と資本費とで構成されています。

維持管理費とは、汚水処理施設の維持管理に要する経費で、具体的には人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管渠清掃費及びその他の維持管理によって構成されています。

資本費は、地方公営企業法適用事業にあつては減価償却費、企業債等支払利息(一時借入金利を除く。)及び企業債取扱諸費等の合計額。一方、地方公営企業法非適用事業にあつては、地方債元利償還額及び地方債取扱諸費等の合計額です。

- 総務省資料によると、**控除前**とは、平成18年度から「分流式下水道等に要する経費」が新設されましたが、**当該繰出は不採算経費に対するものであるため、より汚水処理原価を明確化**するために、分流式下水道等に要する経費を控除する前の汚水処理原価を控除前として公表されている値です。「汚水私費、雨水公費」の原則どおり経営する(受益者が明確である汚水処理に係る経費はすべて受益者の使用料で賄う)ためには控除前の汚水処理原価で経費回収率を判断する必要があります。

一方、控除後とは、「分流式下水道等に要する経費」など地方交付税が措置される経費を控除した後の値です。個別処理に比べ集合処理の方が不採算部分が大きいため、控除額も大きくなっています。令和元年度における全事業の総額は、「高資本費対策に要する経費」が660億円(平成30年度704)、「高度処理に要する経費」が89億円(同93)、「分流式下水道等に要する経費」が4,331億円(4,549)です。

表－18 各事業における経費回収率と使用料(令和元年度)

経費回収率	100%以上(控除前)		100%未満(控除前)		計
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
公共下水道	43 (4%)	101 (9%)	584 (50%)	446 (38%)	1,174
特環下水道	10 (1%)	12 (2%)	295 (41%)	398 (56%)	715
集落排水等	9 (1%)	2 (0%)	406 (34%)	772 (65%)	1,189
浄化槽	9 (2%)	0 (0%)	125 (30%)	286 (68%)	420
計	71 (2%)	115 (3%)	1,410 (40%)	1,902 (54%)	3,498

経費回収率	100%以上(控除後)		100%未満(控除後)		計
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
公共下水道	187 (16%)	176 (15%)	509 (43%)	302 (26%)	1,174
特環下水道	96 (13%)	36 (5%)	271 (38%)	312 (44%)	715
集落排水等	69 (6%)	12 (1%)	396 (33%)	712 (60%)	1,189
浄化槽	23 (5%)	4 (1%)	121 (29%)	272 (65%)	420
計	375 (11%)	228 (7%)	1,297 (37%)	1,598 (46%)	3,498

愛媛県下の48事業を使用料(3,000円、控除前経費回収率)で4区分

経費回収率	100%以上(控除前)		100%未満(控除前)		計
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
	0	0	28 (58.3%)	20 (41.7%)	48

控除前の経費回収率が100%以上の事業はありません。

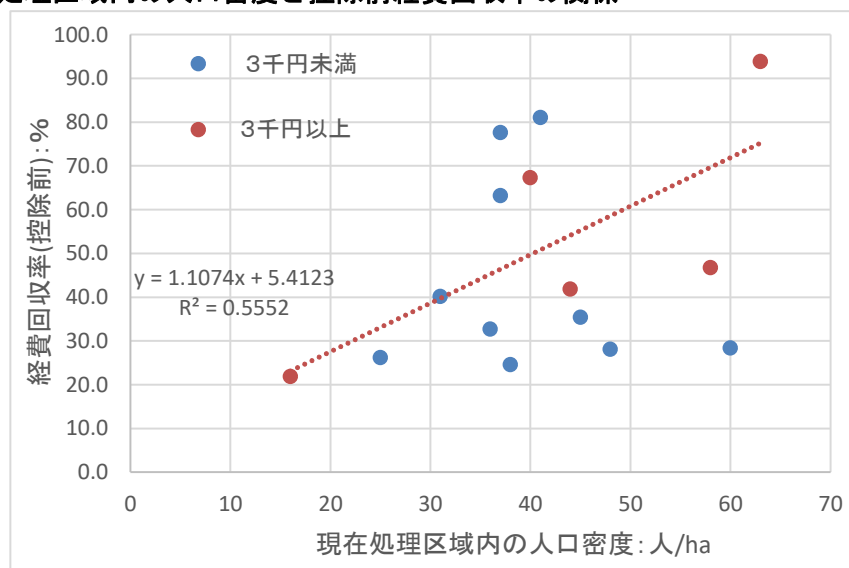
経費回収率	100%以上(控除後)		100%未満(控除後)		計
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
	2 (4.2%)	1 (2.1%)	27 (56.3%)	18 (37.5%)	48

今治市(公共下水)、2,792円、控除後100.0%、控除前81.1%

松山市(公共下水)、3,385円、控除後100.0%、控除前93.9%

東温市(公共下水)、3,010円、控除後124.1%、控除前67.3%

○ 現在処理区域内の人口密度と控除前経費回収率の関係

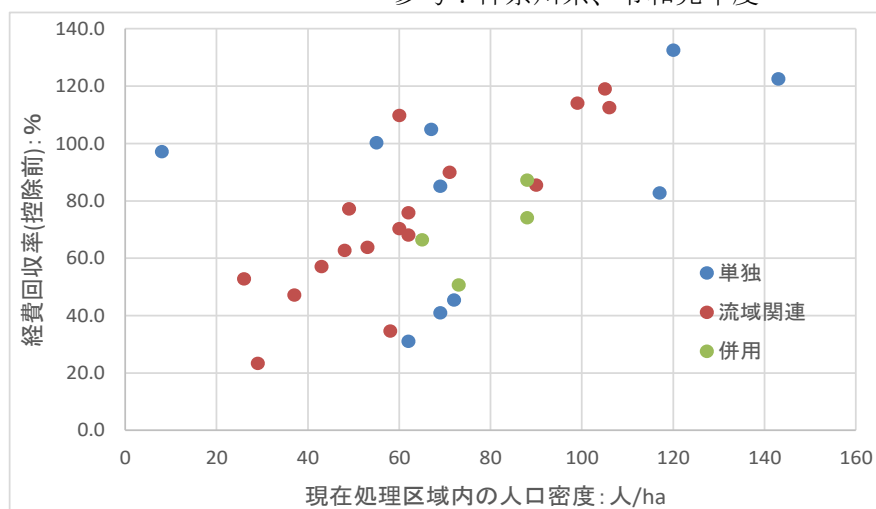


図－４ 現在処理区域内の人口密度と経費回収率(控除前)の関係(公共下水道)

15事業体での近似式： $Y = 1.1074X + 5.4123$ ($R^2 = 0.5552$)

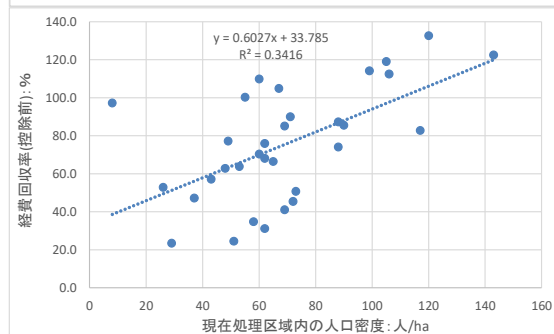
経費回収率(控除前)100%の人口密度：85.4人/ha

参考：神奈川県、令和元年度



現在処理区域内の人口密度と経費回収率(控除前)との関係

(使用料水準3,000円未満の31事業体)
なお、3千円以上は真鶴町のみ
(3,411円、51人/ha、24.5%)



全体 32事業体
直線回帰式($Y=aX+b$)

a : 0.6027

b : 33.785

r^2 : 0.3416

Y=100%

X=110人/ha

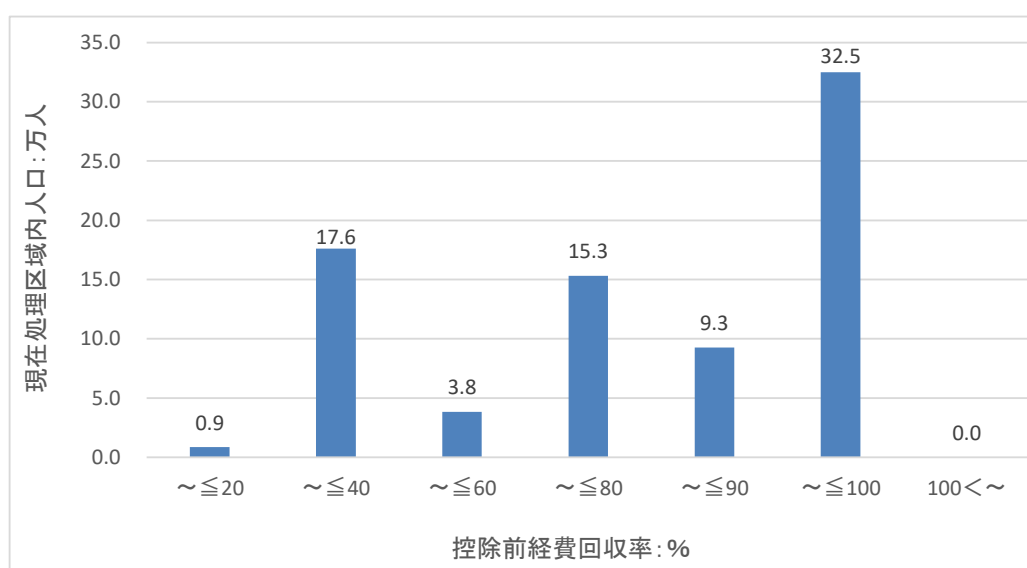
○ 控除前経費回収率の分布

表－19 控除前経費回収率の区分別の事業体数(全国)

控除前経費回収率 令和元年度	事業体数				
	公共下水道	特環下水道	農業集落排水	計	
～ 20%以下	42	110	253	405 (15%)	累計 2,069 2,392 2,503
20%超え～ 40%以下	278	325	464	1,067 (38%)	
40%超え～ 60%以下	307	163	127	597 (21%)	
60%超え～ 80%以下	216	71	36	323 (12%)	
80%超え～ 90%以下	97	12	2	111 (4%)	
90%超え～100%以下	90	12	3	105 (4%)	
100%超え～	144	22	6	172 (6%)	
計	1,174	715	891	2,780 (100%)	

表－20 控除前経費回収率の区分別の現在処理区域内人口(全国)

控除前経費回収率 令和元年度	現在処理区域内人口：万人				
	公共下水道	特環下水道	農業集落排水	計	
～ 20%以下	16.1	26.9	49.0	92 (1%)	累計 1,852 3,219 4,478
20%超え～ 40%以下	353.3	144.3	202.1	700 (7%)	
40%超え～ 60%以下	904.7	107.1	48.9	1,061 (10%)	
60%超え～ 80%以下	1,292.8	58.1	16.1	1,367 (13%)	
80%超え～ 90%以下	1,244.7	13.9	0.1	1,259 (12%)	
90%超え～100%以下	1,473.1	11.9	0.2	1,485 (14%)	
100%超え～	4,449.8	13.8	1.0	4,465 (43%)	
計	9,734.6	375.9	317.4	10,428 (100%)	



図－5 控除前経費回収率の区分別の現在処理区域内人口の分布(愛媛県・令和元年度)

表－21 集合処理施設における控除前経費回収率の分布(愛媛県)

控除前経費回収率 令和元年度	施 設 数 (割 合)	現在処理区域内人口 ：人 (割 合)	
～ 20%以下	5 (13.5%)	8,627 (1.1%)	
20%超え～ 40%以下	21 (56.8%)	176,093(22.2%)	
40%超え～ 60%以下	5 (13.5%)	38,398(4.8%)	累計
60%超え～ 80%以下	3 (8.1%)	153,129(19.3%)	376,247人(47.4%)
80%超え～ 90%以下	2 (5.4%)	92,564(11.7%)	468,811人(59.1%)
90%超え～100%以下	1 (2.7%)	324,738(40.9%)	
100%超え～	0 (0.0%)	0(0.0%)	
計	37 (100%)	793,549(100%)	

控除前経費回収率が「80%超え～ 90%以下」の3事業の概要

A：現在処理区域内人口、B：供用開始後年、C：使用料、D：控除前経費回収率

A B C D

今治市(公共下水道) 92,355人 44年 2,792円/(月・20m³) 81.1%

松山市(農業集落排水) 209人 35年 3,380円/(月・20m³) 88.9%

松山市(公共下水道) 324,738人 58年 3,385円/(月・20m³) 93.9%

E：汚水処理人口普及率(浄化槽)、

F：2045年推計人口に対する汚水処理施設の整備指標(集合処理)

G：D I D人口に対する集合処理人口の割合

E F G

今治市 86.0(12.5)% 133.2(113.7) 191.8

松山市 89.0(24.2)% 102.9(74.9) 77.0

いずれも、経営戦略上、使用料対象経費対象経費に資産維持費(対象資産の3%)を含め、100%以上となる使用料に早急に改定するとともに、D I D地区の今後の動向に合わせて、集合処理区域のダウンサイジングを行う。集合処理区域から外れた区域は浄化槽に切り替える。

○ 分流式下水道等に用する経費の操出の基準

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する**資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額**とする。

表－22 市町別の分流式下水道等に用する経費 単位：百万円

令和元 年 度	公 共 下 水 道	特定環境 下 水 道	農 業 集 落	漁 業 集 落		特定地 域生活	個 別 排 水	合 計
松山市	387	22	0					409
今治市	346	259	308	12		2	1	928
宇和島市	289			16				304
八幡浜市	397	35		10		20		462
新居浜市	327							327
西条市	410							410
大洲市	204		1					205
伊予市	446	32	46			5		529
四国中央市	333							333
西予市	259		158			0.2		417
東温市	280		56					336
上島町		163	22			4		189
久万高原町	88		61			3		153
松前町	252							252
砥部町	62		6					68
内子町	72							72
伊方町		156		39		6		201
松野町								0
鬼北町			34			8		42
愛南町			24	14		20	0	58
20市町	4,152	668	717	90		68	1	5,697

- 「分流式下水道等に用する経費」は、平成18年度に新設されましたが、当該操出しは**不採算経費**に対するもの。全事業の総額は4,331億円(30年度は4,549億円、29年度は4,778億円、28年度は4,816億円)【数値の出典は地方公営企業年鑑と市町村別決算状況調】

○ 経費回収率について

経費回収率とは、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標です。

下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費すべてを使用料によって賄うことが原則であることから、経費回収率は下水道事業の経営を最も端的に表している指標といわれています。

この指標の影響因子について、「平成26年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では次のように解説しています。『事業別・類型別使用料等の概況をみると、供用開始後年数が小さいほど、回収率は小さくなっている。これは、供用開始後間もない事業体においては、有収水量が少なく、汚水処理費の多くを賄えない状況にあるためと思われる。このような事業体では、汚水処理費すべてを使用料の対象経費とすると、その結果、使用料が著しく高額となるため、過度的に使用料の対象とする資本費の範囲を限定している場合がある。しかし、汚水処理費については、経費の負担区分に基づき一般会計等が負担する経費を除き、維持管理費、資本費にかかわらず、使用料対象経費とすべきことが原則である。よって、有収水量の確保を図ることにより、早急に資本費を使用料対象経費とするよう努めるべきである。また、供用開始後間もない団体にあっても、少なくとも維持管理費は使用料により回収すべきである。経費回収率(維持管理費)が100%を下回っている団体は、早急に、組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託等を推進することにより、経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることにより、回収率の向上に取り組む必要がある。』

また、(公益社団法人)日本下水道協会が平成26年6月18日に公表した「下水道経営改善ガイドライン」では、経費回収率(控除後)について、**使用料の適正な設定等の観点から、80%未満を早急に改善が必要なCランクに設定**しています。

さらに、伊藤氏は2017年4月号の下水道協会誌(pp. 61～68、Vol. 54、No. 654)に「下水道経営の現状・課題について」との見出しで、次のように述べています。

経費回収率(=使用料単価/(汚水処理原価(維持管理)+汚水処理原価(資本))の各構成要素の推移を見ると、**使用料単価は漸増傾向、汚水処理原価(維持管理)は横ばいで推移しているのに対し、汚水処理原価(資本)は減少傾向にある。**

これを経費回収率の改善(変化率)に対する要因別の寄与度として分析すると、**汚水処理原価(資本)の減少が経費回収率の改善の主な要因**となっていることが確認できる。

資本費減少による寄与度は、特に平成18年～20年度が大きく、**操出基準の見直し(平成18年度における分流式下水道に係る操出基準の創設等)や、補償金免除の繰上償還(平成19～24年度)**の影響と考えられる。また、平成26年度の寄与度も比較的大きいが、同年度の公営企業会計基準の見直しにより、**みなし償却制度が廃止されており、収益計上された長期前受金戻し入れは経費回収率算定の際の費用から控除されるため、地方公営企業法を適用している事業における経費回収率改善の要因の一つとなったことが影響している**と推測される。なお、**使用料収入も経費回収率改善に寄与している年が多いが、その割合は大きくなく、悪化させる方向に寄与している年もある。**また、**維持管理費については、寄与度は大きくないが、平成21年を除き、経費回収率を悪化させる方向に寄与している。**(略)

人口規模別に経費回収率についてみると、小規模な団体ほど低く、規模が大きい団体は

ど高い傾向にあること、その主な要因としては、**汚水処理原価が小規模団体ほど高い傾向**になること(特に、**維持管理費についてその傾向が顕著**であること)が確認できる。この背景としては、下水道事業における**規模のメリット**の存在とともに、**小規模団体ほど供用開始後経過年数が短い傾向**にあり、事業の立ち上がり期においては処理区域全体が接続できる状態には至っていないため、一般的に汚水処理原価が高く厳しい経営環境にある、という下水道事業の特性が指摘できる(例えば、1万人未満の団体の供用開始後経過年数が平均18年であるのに対し、政令指定都市のそれは平均約46年である)。・・(略)・・

以上紹介したとおり、おおよその傾向として、人口規模が小さく、供用開始後経過年数が少ない団体にあつては、経営状況はより厳しいものとなっている。これらの団体では、下水道整備途上であるため使用料収入の増加が続いているところも多いと思われるが、将来的に概成した暁には、節水傾向や人口減少の影響を受けて使用料収入が減少に転じることとも想定される。他方、人口規模が大きく概成済の団体では、現在の経営状況は比較的良好であるものの、使用料収入が横ばいまたは漸減傾向となる中で、維持管理費の増加や今後の更新需要の急増にいかに対応するかが課題となっていると考えられる。

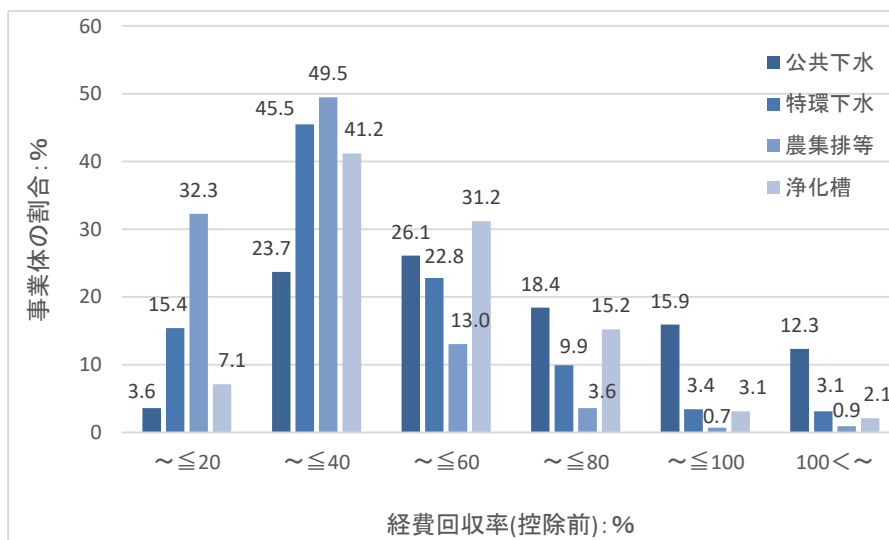
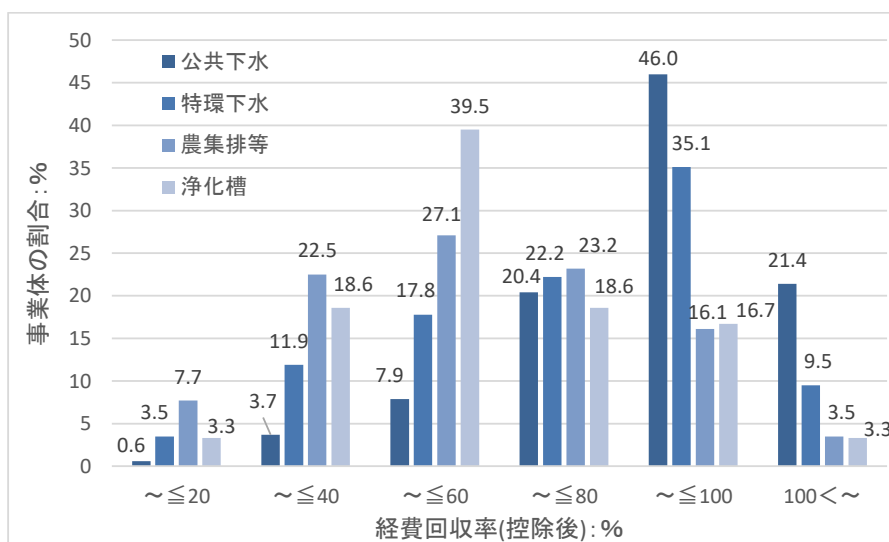
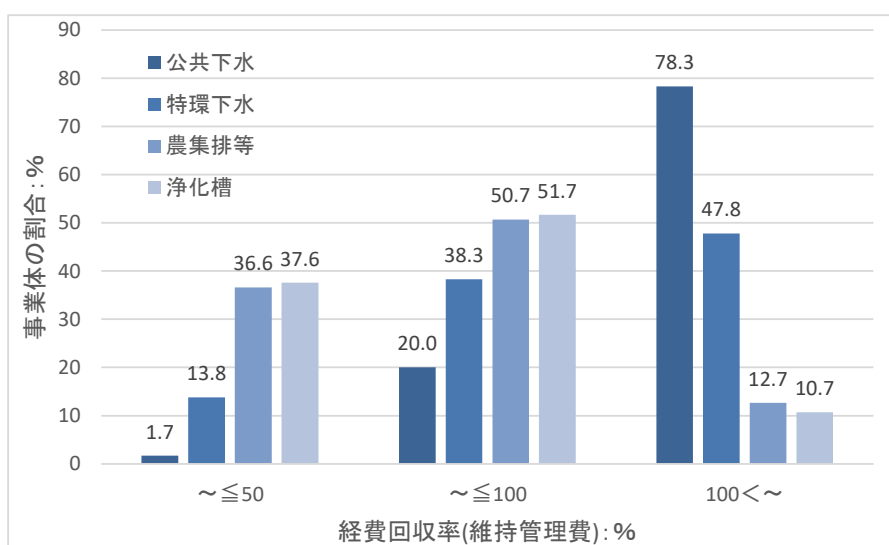
このように、健全な経営を確保することはいずれの団体にとっても引き続き取り組むべき課題と考えられる一方で、使用料水準、経費回収率ともに、平均より低い水準にある団体には、近年使用料の改定がなされていない団体が多い状況にあり、適切な下水道使用料の設定という点では依然不十分な状況にあるといえる。

令和元年度における控除前経費回収率の最頻値は、公共下水道が「40%超60%以下」、その他の事業が「20%超40%以下」であり、主な事業の平均値を降順で並べると、公共下水道が84.7(前年度84.4)%、特定地域生活排水処理事業が48.0(同48.4)%、特環下水道が40.6(同39.6)%、農業集落排水事業が29.7(同29.1)%、と公共下水道以外は低い状況です。

経費回収率が100%以上と必要経費が賄えているのは、公共下水道が144(前年度134より10増)事業体(全体の12.3(前年度11.4)%）、特環下水道が22(前年度18)事業体(同 3.1(前年度2.5)%）、農業集落排水施設等が11(前年度10)事業体(同 0.9(前年度 0.8)%）、浄化槽事業が9(前年度7)事業体(同 2.1(前年度1.7)%）、合わせて186(前年度169)事業体と、漸増傾向が認められますが、総数の 5.3(前年度 4.8)%でしかない状況です。

一方、控除後経費回収率は、各事業とも控除前に比べ1～2階級高くなり、主な事業の平均値を降順で並べると、公共下水道が100.3(前年度100.9)%、特環下水道が74.3(同74.6)%、農業集落排水事業が59.6(同59.6)%、特定地域生活排水処理事業が60.2(同60.8)%となります。また、100%以上は、公共下水道が363(前年度338)事業体(全体の30.9(前年度28.8)%）、特環下水道が132(同128)事業体(全体の18.5(前年度17.8)%）、農業集落排水施設等が81(同73)事業体(全体の 6.8(前年度 6.1)%）、浄化槽事業が27(同24)事業体(全体の 6.4(同 5.6)%）、合わせて603(同563)事業体と総数の17.2(同16.1)%まで増加しますが、それでもまだまだ低い状況と思いませんか。

さらに、経費回収率(維持管理費)が100%を下回り、総務省からイエローカードが出されている事業体は、公共下水道が255(前年度243)事業体(全体の21.7(前年度20.7)%）、特環下水道が372(同375)事業体(全体の同52.0(同52.2)%）、農業集落排水施設等が1,037(同1,048)事業体(全体の同87.2(同88.0)%）と、合わせて1,664(同1668)事業体(全体の同54.1(同54.1)%）もあります。



図－６ 事業別の経費回収率の分布

【数値の出所は、総務省「令和元年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

- 農業集落排水施設等とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水処理施設及び小規模集合排水処理施設を合わせたもの。浄化槽事業とは、特定地域生活排水処理施設と個別排水処理施設を合わせたもの。

(6) 令和元年度経営比較分析表における全体総括

1) 松山市

① 公共下水道

本市では、過去の大規模な投資により企業債残高が増大し、利子負担額等の資本費が経営を圧迫する状況となっていたが、経営戦略で管理指標を設定し、新規発行企業債の抑制等による資本費の縮減や適正な維持管理、また効率的な新規整備などによる増収に継続して取り組んだ結果、令和元年度も損益収支の黒字を達成した。今後も、経営状況は改善傾向となる見通しである。しかしながら、長期的には人口減少や施設の老朽化が進み、使用料収入の減少や改築更新需要の増大が見込まれるため、経営戦略に基づき、ストックマネジメントの推進による更新事業費の精査と平準化、新規発行企業債の抑制などに継続的に取り組むなど、将来にわたって、安定的かつ持続的に事業運営が可能となるよう経営の効率化を引き続き進めていく。

② 特定環境保全公共下水道

本市の特定環境保全公共下水道事業は、事業規模が小さく不採算地域ではあるが、公共下水道事業と一体的に運営しているため、市全体としては安定した経営ができている。そのような中、事業単独では、過去の大規模な投資により企業債残高が増大し、減価償却費や利子負担額等の資本費が経営を圧迫する状況となっている。また、人口減少や施設の老朽化が進み、使用料収入の減少や改築更新需要の増大が見込まれるため、公共下水道と一体的にストックマネジメントの推進や新規発行企業債の抑制などに取り組み、将来にわたって、安定的かつ持続的に事業運営が可能となるよう経営の効率化を進めていく。

③ 農業集落排水施設

本事業は、事業の規模が小さく、事業費の不足分を一般会計から繰り入れている状況である。今後は、人口減少による減収や施設の老朽化が進むことが予想されるため、令和2年度に施設の機能診断調査を実施し、最適整備構想を策定することとしているため、その構想に基づき持続可能な事業経営を行っていく。

2) 今治市

① 公共下水道

今後、人口減少や節水意識の高まりで使用料収入が減少する見込みであること、処理場や管渠等の老朽化対策に係る多額の更新需要が見込まれることから、使用料の適正化や処理場の統廃合などによるコストの削減等、不断の経営改善が必要である。

なお、処理場の統廃合については、平成29年度に漁業集落排水施設1処理区を統合、令和元年度は、特定環境保全公共下水道1処理区を統合し、令和3年度には農業集落排水施設1処理区を統合する予定である。今後も施設の老朽化や人口減少による処理場の処理能力の余剰などを勘案し、順次統合を進め経営の合理化を図る予定である。

② 特定環境保全公共下水道

今後、人口減少や節水意識の高まりで使用料収入が減少する見込みであること、処理場や管渠等の老朽化対策に係る多額の更新需要が見込まれることから、使用料の適正化や処理場の統廃合などによるコストの削減等、不断の経営改善が必要である。

なお、今後の処理場の統廃合については、**島嶼部地域の農業集落排水施設を特定環境保全公共下水道に接続し統合する予定**で、直近では、令和2年度に1処理区の統合を予定している。

③ 農業集落排水施設

最適整備構想に基づき、污水处理施設や管渠等の増改築及び老朽化した施設の機能回復を図ることとしている。整備事業のピークは過ぎているため、地方債元利償還金が通減していることから、污水处理原価についても通減し、経費回収率が改善する見込みである。なお、現在進めている統合整備事業では、令和2年度に農業集落排水施設の**朝倉地区6処理場を1つの処理場に統合**し、北浦東地区の処理場を廃止し特定環境保全公共下水道の木浦・有津地区の処理場に統合する予定である。施設の統廃合により、施設利用率のほか、収支や経費回収率の改善を行い経営の健全化を図っている。

④ 漁業集落排水施設

志津見処理区は供用開始から20年、棕名処理区は供用開始から13年が経過しており、棕名処理区については、当分の間、大規模な改修の予定はないものの、**改築・更新の時期を見て、近接する処理場への統廃合を実施する予定**である。また、資産の老朽化や人口減少等に伴う料金収入の減少に対応するため、平成28年度に策定した経営戦略に沿って、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に努めてまいりたい。

⑤ 特定地域生活排水処理施設

整備事業は完了しているため、地方債償還金については通減することから、污水处理費用についても通減していくと考えている。また、資産の老朽化や人口減少等に伴う料金収入の減少に対応するため、平成28年度に策定した経営戦略に沿って、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に努めてまいりたい。

⑥ 個別排水処理施設

同上

3) 宇和島市

① 公共下水道

供用開始からの年数としては長い方ではないが、処理場施設設備については既に長寿命化、更新等が必要な段階に入っており、それらの対策を進めている。将来的な管渠の老朽化も見据えて、事業を進めていかなければならない。具体的には以下のような方策により、経費回収率・収益的収支比率の増加を図る。

- 長寿命化のための設備更新等における高効率機器の導入をはじめとする、経費の削減による污水处理原価の抑制
- 接続意識の高い地域を優先した効率的な整備と、未接続世帯への下水道普及促進による水洗化率の向上
- 令和2年度からの地方公営企業法の適用により財政状況を明確にした上での、適正な使用料の検討

② 漁業集落排水施設

今後も人口減少が主な要因となり、使用料収入の減少や施設利用率の低下が懸念されている。しかし、事業の広域化、管路延伸による区域の拡大は離島・海岸半島部に点在しているため、今後も困難な現状である。使用料金については、1月20㎡あたり津島地区が5,400円、遊子地区が4,795円と他市に比べて大変高い料金設定を導入しており、利用者に更なる負担を求める改定は当面困難である。

しかしながら、地区住民にとっては生活環境を維持し快適な市民生活を送るために必要不可欠な施設であり、今後も安定的にサービスを提供する必要がある。そのため今年度から順次、長寿命化計画を策定し、その計画に基づき効率的で適正な施設の更新等を行うとともに、人口減少に対応するために地域にあった処理方法等を検討する。

また、未接続の世帯に対しても、接続による地域環境の改善に理解を求めるなど普及・啓発活動の推進を行い、使用料の増収に努めるとともに、随時点検等を細かに実施することで費用発生抑制を図り、今後も更なる経費削減に努める。

4) 八幡浜市

① 公共下水道

H29で保内処理区の面整備が完了したことにより、事業全体の整備率も100%に達し、
 今後は、老朽化している八幡浜処理区の管渠と処理場のストックマネジメント事業が中心となり、費用の増加が見込まれる。一方、収入面では、人口の減少と節水意識の向上等により、有収水量が減少し、それに伴う使用料の減少も続くと予想される。そのため、
 3年に1度の見直しを行いたい。

今後は、経営戦略に基づき、保内処理区においては、水洗化率の向上、八幡浜処理区においては、不明水対策による有収率の向上に努めていきたい。また、R1に企業会計に移行したので、公営企業としての効率性を発揮して、経営の合理化に努めていきたい。

② 特定環境保全公共下水道

供用開始から10年余りしか経過していないことや整備率が100%に達し、新たな設備投資を行っていないことから、企業債残高が少なく、維持管理経費も低位で推移している。しかし、経費回収率が示すとおり、使用料収入で維持管理費が賄えているわけではなく、水洗化人口の減少や節水機器の普及等により、経費回収率や汚水処理原価は年々悪化している。将来的には、管渠や処理場の老朽化により、維持管理経費が増高していく反面、水洗化人口のさらなる減少や有収水量の減少により、経営状況は厳しさを増すことが予想されるので、経営戦略に基づき、使用料の改定と経費の削減を図っていきたい。また、R1に企業会計に移行したので、公営企業としての効率性を発揮して、経営の合理化に努めていきたい。

③ 漁業集落排水施設

少子高齢化と若年層の流出により、処理区内の人口は減少の一途をたどっており、今後も増加は見込めない状況である。反面、施設については、年を追うごとに老朽化が進行するため、維持管理費は増高していく。このような状況で下水道事業を安定して経営していくためには、処理場の長寿命化により、維持管理費を抑えていく必要がある。

また収入面では、使用料の改定が考えられるが、当地区は、現状でも公共下水道に比べて高い水準にあるため、下水道料金の改定は困難な状況である。今後は、経営戦略に

基づき、水洗化率の向上と経費の削減を図っていききたい。また、R1に企業会計に移行したので、公営企業としての効率性を発揮して、経営の合理化に努めていききたい。

④ 特定地域生活排水処理施設

新規整備に伴う地方債償還額は平準化されつつあるが、維持管理費用を料金収入で賄えていない。使用料の適正化及び経費節約に努めつつ、新規整備の取り止め等も検討する必要がある。

5) 新居浜市

① 公共下水道

昭和35年度に着手した本市の下水道事業は、現在、未普及地域の解消に向けて事業に取り組んでいるが、人口減少等に伴う使用料収入の減少が懸念される中、これまで整備を進めてきた施設の老朽化に対する改築更新需要の増大が見込まれている。さらには、施設の耐震化といった災害対策も求められており、下水道事業に係る経営環境はこれまで以上に厳しさを増すことが予想される。このような中、現在、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくために、中長期的な視点に立ち、安全安心な下水道事業に向けた指針である経営戦略を策定を行っており、経営戦略に基づき、経営基盤の強化を進め、持続可能な公共水道事業の経営に取り組んでいく。

6) 西条市

① 公共下水道

令和元年度は企業会計移行に伴う打切り決算により、3月調定分の使用料約1億円が収納されていないため、平成31年4月に料金改定を行ったにもかかわらず、収益的収支比率及び経費回収率は前年に比べ低くなっている。収益的収支比率及び経費回収率は100%を大きく下回っているため、今後も徴収率の向上や水洗化率の向上に努めるとともに、維持管理費などの経費の削減にも努めていく必要がある。

老朽化対策については、ストックマネジメント計画に基づく管渠の点検調査や改築工事を実施している。整備や管理に係る費用についても、費用対効果を検証しながら、平準化を図りつつ計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要がある。

安定した収入の確保や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取り組みなどを行い経営改善に努めていく。

7) 大洲市

① 公共下水道

当該事業の経営状況は、健全性・効率性ともに類似団体の平均値を下回る状況となっている。これを改善し、健全で安定した下水道経営を目指すため、全体計画区域の縮小や事業計画区域の拡大による事業規模の適正化を図っている。また、維持管理費の削減に努めるとともに、戸別訪問等による接続促進や水洗化費用の融資あっせん等を行うことで接続率向上を図り、使用料収入の増加を目指している。今後においても、令和2年度に策定する経営戦略に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

② 農業集落排水施設

当該施設の経営は、過疎化等による施設使用料の減少、施設の老朽化等による維持経費の増大等により今後も厳しい状況が見込まれる。そのため、より効率的な施設管理による維持経費の削減を行うとともに、接続率の向上や使用料単価の見直しを行い、経営

の健全化を図る必要がある。今後は、令和２年度に策定する経営戦略に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

8) 伊予市

① 公共下水道

各数値の変動に関しては、令和２年度から地方公営企業法を適用するための打切決算による影響が大きい。しかし、使用料改定による収入の増加や処理場の**包括的民間委託を始めとした経費削減**により業績自体も向上している。管渠の更新工事について差し迫った必要性は無いが、下水道施設全体のストックマネジメント計画を策定し、適切な維持管理を行いつつ、必要に応じた更新及び修繕を行っていく。

② 特定環境保全公共下水道

近年の課題である少子高齢化が進行していき、有収水量が減少していく傾向にあるため、使用料収入の大幅増加は見込むことができない。このため、使用料の改定を計画的に行うとともに、現在実施している複数年契約の施設維持管理をさらにすすめ、公共下水道事業とあわせて見直し、維持管理経費の縮減に努め、経費回収率、施設利用率の向上を図る。また施設の老朽化による改築更新が必要となるため、長寿命化、ストックマネジメント等、長期計画に基づき実施検討していく。本市の下水道事業は国の方針により、令和２年度から地方公営企業会計を適用し運営する。

③ 農業集落排水施設

日本の近々の課題の一つである、少子化高齢化による人口減少及び節水型社会へ移行に伴い、有収水量が減少しているが、**平成28年度伊予地域に新たに建築された給食センターが稼働したため大幅な増加**となり、料金収入増加となった。今後は、宅地開発等が計画されていないため、水洗化率の向上を図る必要がある。料金改定を平成31年３月に実施し収益の向上を図り、施設の管理については、複数年契約を包括的契約に見直すことで、経費の縮減に努め、経費回収率及び施設利用率を向上させていきたい。

引き続き、平成28年度に策定した経営戦略に基づき経営を行い、伊予地域の大平処理施設については、老朽化に伴う改築更新と公共下水道との統合を比較しながら最適な方法を検討していく予定である。

④ 特定地域生活排水処理施設

特定地域生活排水処理事業は、本市の公共下水道や特定環境保全公共下水道及び農業集落排水施設の区域外の地域で行われている事業です。令和３年度から個人譲与を開始し、経営は徐々に適正な水準に向かうものと思われませんが、譲与の同意を得られない使用者については、高齢・過疎による人口減少が見込まれる地域であり、今後の使用料収入の減少に対する検討も必要となりますので、今後も維持管理費等の節減に努めて参ります。

9) 四国中央市

① 公共下水道

当市の下水道事業については、継続的に投資を進めてきた結果、水洗化率は高い水準にある。また、施設の老朽化が進んでいるものの、長寿命化計画及びストックマネジメント計画に基づいた更新を実施し、施設を効率的に利用できている。今後は、老朽化した管渠の更新、経費回収率の向上等が課題となるが、長期の収支計画において、優先順

位付けを行ったうえで投資を抑制し、経費の節減、一般会計からの繰入金の減額を図り、下水道使用料の改定も視野に入れながら、経営の健全性と効率性を高めていく必要がある。

10) 西予市

① 公共下水道

平成30年7月豪雨における被災施設については、令和元年度をもって災害復旧を完了した。当該公共下水道事業は、令和2年度からの企業会計へ移行することから、令和元年度において打切決算となっている。一般会計繰入金に依存した財政構造となっているが、企業会計への移行に伴い、現在の一般会計繰入金の基準はさらに厳格化することが予想される。

そのため、接続推進はもちろん、適正な使用料単価とするための分析・検討と共に、近隣施設との統廃合による適正な施設利用や規模の検討を進めることにより、経営健全化に向けた取り組みを進めていく必要がある。また、今後の施設等の更新については、ストックマネジメント計画の策定等による施設の長寿命化を図っていく必要がある。

② 農業集落排水施設

当該年度は、H30.7月豪災害の影響により10施設のうち3施設において被災したが、順次復旧を終え、R1年度をもって災害復旧工事は完了している。「経営の健全性・効率性」を示す指標は類似団体と比べ、施設利用率は高いものの、収益的収支比率が100%前後で推移しており、水洗化率についても低い率で推移している。

また「老朽化の状況」についても、今後施設及び管渠の老朽化による費用の増加が見込まれていることから、計画的な施設更新により経費削減を図ることはもちろん、加入促進による使用料収入の増加に取り組んでいくこと、またR5年度からの企業会計移行と合わせて「適正な使用料」の検討を進めていく必要がある。

③ 特定地域生活排水処理施設

H30.7月豪雨災害の影響により**集会所の浄化槽1基が被災**したが、R1年度に災害復旧工事を完了した。「経営の健全性・効率性」を示す指標は類似団体と比べ、汚水処理原価・水洗化率は良好であるが、収益的収支比率が100%前後で推移していることや経費回収率も低い率で推移している。また、「老朽化の状況」の指標についても、管渠の更新・修繕は無いものの、今後施設（小型合併浄化槽）の老朽化による修繕費用の増加が見込まれていることから、計画的な修繕により経費削減を図っていくことはもちろん、併せて「適正な使用料」の検討を進めていく必要がある。

11) 東温市

① 公共下水道

本市の下水道事業の経営状況は、類似団体と比較しても比較的健全な経営を行えていると言える。しかし今後は、施設の老朽化に伴って処理施設の更新修繕のための費用が発生することが予想されるため、策定したストックマネジメント計画に基づき、効率的な修繕を行うことによって支出の平準化を図る必要がある。

また収入においては、人口減少や使用者の節水意識の向上による使用料収入の伸び悩み等が予想されるため、今後の更新投資に充てる財源を確保するためにも定期的な使用料単価の見直しを継続して行っていくことが重要である。また令和2年度から地方公営

企業法の適用により経営、資産等の正確な把握が可能になったため、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に、より一層取り組んでいく必要がある。

② 農業集落排水施設

本市の農業集落排水事業の経営状況は、類似団体と比較すると健全であると言えるが、依然赤字が続いており、さらなる経営改善が求められている。また、人口減少による使用者数の減に加え使用者の高齢化や近年の節水傾向により有収水量は減少傾向にあることから、使用水量の増加による使用料収入の増加は期待できない。そこで、今後は地方公営企業法の適用による経営状況の適切な把握を行い、維持管理費の削減に向けた処理区の統合、使用料単価を定期的に見直すことなどの経営改善に向けた具体的な取組を行っていく予定である。

12) 上島町

① 特定環境保全公共下水道

公共下水道区域については、面整備率100%かつ水洗化率95.65%という高水準の整備状況である。離島のため、各島に下水道施設が必要であるため、維持管理費用が多くかかっている。高齢社会と人口減少に伴い料金収入は減少傾向にあり、料金収入では賄うことができないことから、費用の大部分を一般会計からの繰入金に頼っている状況である。

② 農業集落排水施設

農業集落排水区域については、面整備率100%かつ水洗化率91.42%という高水準の整備状況である。離島や小規模集落という条件から、岩城に3施設（西部、小漕、長江）、佐島に1施設の4施設を管理しているため、維持管理費が多くかかっている。高齢社会と人口減少により料金収入は減少傾向にあり、料金収入で賄うことができないことから、費用の大部分を一般会計からの繰入金に頼っている状況である。

今後の方針については、適切なサイクルでの更新工事を行い、計画的な起債借入、料金改定の検討を実施し、将来負担の平準化を図りたい。

③ 特定地域生活排水処理施設

浄化槽事業については、公共下水道や農業集落排水事業に比べて少人数世帯が多く、工場などの大口使用者が少ないため、料金収入の増加も見込めない状況である。整備事業についても平成20年度に終了しており、水洗化率も95.21%と高水準を維持している。収益的収支については、大部分を一般会計からの繰入金に頼っている状況であるため、料金改定の検討、経費削減と**未接続世帯減少**に向けて取り組んでいきたい。

13) 久万高原町

① 公共下水道

汚水処理原価を下げ、料金回収率及び水洗化率を上げる必要があるが、高齢化・過疎化のため、安易な料金改定は行えない。また、**公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の使用料は公平性を保つために統一**している。平成28年度に策定した経営戦略を踏まえ、令和5年度の法的化移行に向け適切な料金設定を行うとともに、高齢化・過疎化に対応した、施設の維持管理方法も検討し、経費節減に努めていく。

② 農業集落排水施設

同上

③ 特定地域生活排水処理施設

同上

14) 松前町

① 公共下水道

経営の健全性・効率性については、類似団体平均値をやや下回っている傾向となっている。また、現在のところは施設の老朽化については本格的な更新期に入っていない。

今後については、老朽施設の維持管理費の支出増や人口減・節水などの使用料収入への影響が考えられるため、公営企業会計の導入による経営分析により、経営改善に向けた取組みについて検討が必要となる。

15) 砥部町

① 公共下水道

都市計画区域内を中心に効率的な整備を行っており、整備区域も拡大している。また、今年度より松山市の一部地域から排出される汚水の処理を当町で受託することにより、利用料収入は順調に増加している。一方、汚水処理水量の増加による処理場費、取得資産の減価償却費等も増加傾向にある。また、借金の返済にあたる企業債の償還も年々増加している。今後も事業計画の見直しを行いながら、10年概成を見据え、費用対効果を踏まえた効率的な整備、効果的な経営を行う必要がある。

② 農業集落排水施設

施設の立地条件から2施設統合も公共下水道への統合も困難である。人口減少による使用料収入が減少していく半面、老朽化していく施設の大規模改修に多額の投資が必要となってくる。また、施設を管理する技術職員も減少しており、技術の継承等の課題を含め、施設の長寿命化を軸とした計画的な改築・延命・更新が重要となる。

以上のことから、限られた財源のなかで適正な経営及び資産管理が重要となってくるため、経営改善の取組みとして令和4年度から公営企業法を適用し、経営戦略見直しにも着手していく。

16) 内子町

① 公共下水道

平成29年度から公営企業法を適用し、安定的な経営を目指しているが、依然、一般会計からの繰入金に頼らなければならない状況である。加えて、人口減少や施設の老朽化が進み、料金収入の減少や更新需要の増加が見込まれ、脆弱な経営基盤の強化が今後の急務な課題である。そのために、現在経営戦略の策定に取り組んでおり、投資や経営の合理化はもとより、水洗化普及率や水洗化率の向上とともに、料金の適正化等による収益の確保を図り、長期的に安定したサービスの提供に向け、経営基盤の強化を目指していく。

17) 伊方町

① 特定環境保全公共下水道

使用料収入のみでの事業会計が賄われないため、一般会計からの繰入等の収益で賄っているが、平成28年度に整備区域全域の供用が完了しており、今後新たな設備投資を行う予定はない。そのため今後、企業債残高は減少していく傾向であること、接続率の上昇が見込まれること及び料金改定を行ったため使用料収入増が見込まれる。

管渠の老朽化については、整備年度が新しいため、施設及び管渠等の更新を行っていないが、下水浄化センター等の処理施設及び機器類の老朽化に対応していくためにストックマネジメントを実施していき計画的な設備の更新を順次行うことにより、健全な経営を目指していきたい。

② 漁業集落排水施設

使用料収入のみでの経営が困難なため、一般会計からの繰入等で賄っている状況である。今後、加入率の上昇により料金収入の増加が期待されるが、少子高齢化等により処理区内の人口減少が懸念され、大幅な収入増は見込めない。また、施設については老朽化が進むため維持管理費が増高することが予想される。このような状況下で下水道事業を安定して経営していくためには、施設の長寿命化を実施し、維持管理費を抑制していくこと及び経費回収率の引上げのために料金改定が必要であるため、平成29年度に料金改定を行った。その結果、料金収入の増加となったが、依然として経営状況は厳しいため計画的に機器類の修繕・更新を実施し維持管理費を抑制していき健全な経営を目指していきたい。

③ 特定地域生活排水処理施設

使用料収入のみで事業会計を賄うことができていないため、不足分を一般会計からの繰入で賄われている。しかし環境保全及び住民の快適で衛生的な生活環境を提供し続けるために今後も設備投資を進める必要がある。そのため、町管理の浄化槽の維持管理費用及び浄化槽の軽微な修繕費用が積み重なることが考えられる。

維持管理のための事業収支は使用料によって賄われることが望ましいため、平成29年度に料金改定を検討を行ったため経費回収率の引上げになったが、依然として経営状況は厳しいため更なる料金の引き上げ及び計画的な機械設備の更新を順次行うことにより、健全な経営を目指していきたい。

18) 鬼北町

① 農業集落排水施設

使用人数の減少による使用料収入の減少と修繕料の増加が今後の経営を圧迫していくことが予想されます。使用料金の増加は、過疎化を加速させる危険をはらんでいる為、可能な限り避けたいと考えております。これらを総合的に考えると、処理場の改修時に、維持管理費の低減を図れる処理方式を導入すべきと考えます。また、増加している空き家対策を他の部署と連携して実施していく必要が有ると考えます。節電に対しては、前年以上の対策を施し、年々効果が表れるように整備していきたいと考えております。

② 特定地域生活排水処理施設

維持管理のための事業収支は使用料によって賄われるのが望ましいが、一般会計からの繰入れにより補填されているのが現状である。しかしながら、住民の快適な生活環境を提供していくために今後も設備投資を行っていく予定である。

そのため、維持管理費用や修繕費用は増加傾向にあると考えられる。現状の料金体系では今後も一般会計からの繰り入れで賄うことが予想されるため、使用料の見直しを検討する。

19) 愛南町

① 農業集落排水施設

経営の健全化・効率性について分析した結果、特に改善が必要だと考えられるのは、収益的収支比率、経費回収率及び污水处理原価である。この結果により、収益が使用料以外の収入に依存していることが顕著にあらわれているが、今後は地方債償還金の減少も見込まれ、徐々に改善される見通しである。また、更なる健全化を目指すため、使用料への見直しや水洗化の普及促進等を実施することで、利用効率を高める等、使用料収入を確保し、経営改善に努めることが必要である。

老朽化の状況については、平成26年度に策定した最適整備構想に基づき、老朽化した施設の改修・更新等、機能強化を実施することで、安定した水質の確保と施設の低コスト化及び長寿命化を図り、施設への投資額の削減に努める。

② 漁業集落排水施設

経営の健全化・効率性について分析した結果、本町において、特に改善が必要だと考えられるのは、収益的収支比率、経費回収率及び污水处理原価である。収益が使用料以外の収入で賄われている傾向が顕著にあらわれていることから、適切な使用料への見直しや、水洗化の普及促進により利用効率を高め、有収水量の増加により使用料収入を確保し、経営改善に努めることが必要である。

老朽化の状況については、近年、経年による施設の故障等が多くみられ、修繕費による経営負担も増加していることから、施設の機能診断や機能保全計画を策定し、老朽化した施設の改修・更新等を計画的に実施することで、必要経費の削減に努める。

③ 特定地域生活排水処理施設

本事業において、特に改善が必要と考えられるのは、収益的収支比率及び経費回収率である。この結果には、本事業に係る費用が使用料収入以外に賄われていることが顕著に表れている。今後は、地方債償還金の増加が見込まれることから、これらの数値のさらなる低下が懸念される。下水道事業については、住民の生活環境の向上及び公共水域の水質保全に資することを目的としており生活に必要不可欠な事業であることから、水洗化の普及促進や今後の状況に見合った使用料への見直しについても検討をしていく必要がある。また、将来にわたって安定的に事業を継続していくための基本計画である「経営戦略」を令和2年度に策定予定である。

近年は、修繕件数が増加傾向にあり、耐用年数の近づく今後はさらに収益を圧迫することが予想されることから、施設更新の計画的実施(平準化)や民間業者のノウハウや経験を活かし、定期的な維持管理を行い、経営改善に努める。

④ 個別排水処理施設

経営の健全化・効率性について分析した結果、本町においては、収益的収支比率及び経費回収率に表れているように、収益が使用料以外の収入に依存している。そのため、適切な使用料への見直しや、水洗化の普及促進により利用効率を高め、有収水量の増加による使用料収入の確保を図ることが必要である。また、本事業は、経営が非常に小規模であり、処理区域内人口及び件数も少ないことから、水洗化率向上を目指し、施設の普及促進を行うなどして経営改善に努める。整備した施設が現状では適切な水準の料金収入に結びついていないため、運営体制や今後の投資のあり方を見直す必要がある。老朽化の状況について、近年は機械類の修繕が増加傾向にあり、収益を圧迫していることから、計画的な施設の更新を実施することで、単年度費用を減らし、経営改善を図る。

表－23 公営企業で実施されている上下水道事業における使用料と経費回収状況

令和元 年 度	汚 水 処 理				上水道(末端給水事業)			家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：％		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 ％	備 考	
		控除前	控除後					
松山市	公共下水	93.9	100.0	3,385	2,795	120.86		6,180
	特環下水	26.0	92.7	3,385				
	農業集落	88.9	88.9	3,380	5,678	28.28	簡易水	9,058
今治市	公共下水	81.1	100.0	2,792	3,173	108.92		5,965
	特環下水	27.9	76.8	2,792				
	農業集落	32.7	61.9	2,792				
	漁業集落	26.6	43.1	2,792	3,173	10.26	簡易水	5,965
	特定地域	11.7	16.6	2,792				
	個別排水	17.8	26.5	2,792				
宇和島市	公共下水	35.4	54.5	2,662	4,833	111.83		7,495
	漁業集落	23.0	31.5	4,884				9,767
八幡浜市	公共下水	41.9	70.8	3,060	3,500	98.13		6,560
	特環下水	26.0	77.3	3,060				
	漁業集落	38.4	61.7	3,530	770	0.26	簡易水	4,300
	特定地域	39.4	50.5	3,570				
新居浜市	公共下水	77.6	96.5	2,475	2,018	107.68		4,493
西条市	公共下水	32.7	42.9	1,450	2,728	110.03		4,178
					2,893	63.90	簡易水	
大洲市	公共下水	24.6	73.2	2,662	3,025	98.24		5,687
	農業集落	50.7	55.0	1,705	3,025	28.99	簡易水	4,730
伊予市	公共下水	28.1	77.6	2,910	2,820	107.18		5,730
	特環下水	20.6	47.6	2,910				
	農業集落	34.3	67.3	2,910	2,700	33.79	簡易水	5,610
	特定地域	43.0	50.0	3,600				6,300
四国 中央市	公共下水	63.2	89.2	2,530	3,300	102.73		5,830
					1,980	98.55	簡易水	
					2,200	26.88	簡易水	
西予市	公共下水	26.2	85.3	2,560	3,630	95.92		6,190
	農業集落	33.5	73.2	2,620	2,800	60.56	簡易水	5,420
	特定地域	18.4	19.7	2,620				
東温市	公共下水	67.3	124.1	3,010	2,700	69.44		5,710
	農業集落	31.6	75.8	3,010				
上島町	特環下水	20.3	43.9	2,160				8,244
	農業集落	20.6	36.0	2,160	6,084	8.97	簡易水	8,244
	特定地域	16.5	19.0	2,160				

久万 高原町	公共下水	21.9	35.9	3,603	3,351	61.56	簡易水	6,954
	農業集落	13.4	20.9	3,603				
	特定地域	41.6	46.2	3,603				
松前町	公共下水	28.4	73.3	2,318	2,129	95.36		4,447
砥部町	公共下水	46.8	76.1	4,070	2,330	102.68		6,400
	農業集落	39.9	57.6	3,790				6,120
内子町	公共下水	40.2	65.9	2,760	2,940	87.78		5,700
伊方町	特環下水	17.6	57.3	2,530	4,070	81.31		6,600
	漁業集落	14.1	38.0	2,530				
	特定地域	54.8	74.5	3,630				7,700
松野町	—	—	—	—	3,320	114.86	簡易水	
鬼北町	農業集落	41.9	71.8	3,960	5,170	143.01		9,130
	特定地域	68.7	90.3	3,960				
愛南町	農業集落	19.4	26.6	2,620	3,900	72.24		6,520
	漁業集落	16.5	25.1	2,620				
	特定地域	51.8	69.7	3,670				7,570
	個別排水	26.3	26.3	2,620				
令和元 年 度	汚 水 処 理				上水道(末端給水事業)			家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：％		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 ％	備 考	
		控除前	控除後					

家庭使用料は円／(20m³・月)、簡易水：簡易水道

【污水处理に関する数値は令和元年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」、上水に関する数値は令和元年度経営比較分析表より、それぞれ引用】

表－24 污水处理の一般家庭使用料(円／(20m³・月))が上位の事業者における水道料金

令和元年度 家庭使用料は 円/(20m ³ ・月) 団 体 名	汚 水 処 理				上 水 道		家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：％		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 ％	
		控除前	控除後				
北海道三笠市	公共下水	71.9	101.2	5,583	6,910	92.59	12,493
北海道夕張市	公共下水	29.5	77.7	5,105	6,966	75.01	12,071
北海道由仁町	農業集落	44.9	69.1	5,286	6,497	37.28	11,783
北海道浦臼町	特環下水	30.5	83.7	5,016	6,171	96.33	11,187
福岡県小竹町	農業集落	45.1	88.4	7,040	4,020	83.60	11,060
秋田県湯沢市	特定地域	53.5	68.0	6,680	4,363	98.20	11,043
長崎県平戸市	農業集落	24.5	47.1	6,160	4,820	101.56	10,980
北海道妹背牛町※	農業集落	57.5	96.7	4,785	5,888	108.71	10,673
北海道栗山町 ※	公共下水	64.1	91.9	4,884	5,693	113.09	10,577
北海道美唄市 ※	公共下水	45.1	92.0	4,998	5,519	105.62	10,517
北海道秩父別町	農業集落	53.1	63.9	4,820	5,594	85.96	10,414

福岡県築上町 ※	公共下水	19.1	50.3	5,500	4,890	101.17	10,390	
北海道芽室町	個別排水	43.0	65.0	5,133	5,247	108.75	10,380	
北海道網走市	個別排水	64.9	90.4	5,984	4,378	113.81	10,362	
福岡県上毛町	農業集落	29.8	41.1	5,940	4,180	56.62	10,120	
北海道赤平市	公共下水	112.9	112.9	4,707	5,322	94.49	10,029	
茨城県桜川市	農業集落	37.7	77.0	4,724	5,280	7.23	10,004	
福岡県行橋市	農業集落	49.6	99.0	5,980	4,020	132.35	10,000	
福島県下郷町	農業集落	36.8	39.4	5,990	3,980	57.46	9,970	
福島県会津美里町※	公共下水	42.6	81.1	4,950	4,818	114.46	9,768	
愛媛県宇和島市	漁業集落	23.0	31.5	4,884	4,833	111.83	9,717	
宮城県村田町 ※	公共下水	62.9	92.3	4,614	5,060	81.13	9,674	
北海道芦別市	公共下水	77.7	100.7	5,042	4,554	89.57	9,596	
福島県会津坂下町	農業集落	36.4	96.4	4,950	4,640	102.45	9,590	
福島県小野町	特定地域	88.2	89.0	4,950	4,510	92.76	9,460	
福岡県香春町	特定地域	72.7	99.5	5,010	4,418	93.47	9,428	
福井県小浜市	農業集落	56.3	100.0	7,975	1,452	130.38	9,427	
山形県長井市	特定地域	75.4	96.2	5,040	4,290	115.66	9,330	
北海道月形町	農業集落	45.0	92.9	4,664	4,664	100.63	9,328	
北海道歌志内市	公共下水	34.4	40.0	4,797	4,528	103.50	9,325	
福島県三春町 ※	公共下水	183.2	183.2	4,806	4,510	92.76	9,316	
北海道砂川市 ※	公共下水	77.1	114.0	4,760	4,528	103.50	9,288	
岩手県一戸町	特定地域	112.4	128.5	4,970	4,280	121.83	9,250	
福島県金山町	農業集落	33.8	48.1	4,950	4,233	57.89	9,183	
秋田県横手市	特定地域	74.3	100.0	5,500	3,652	91.23	9,152	
令和元年度 家庭使用料は 円/(20m³・月) 団 体 名	汚 水 処 理					上水道		家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：％		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 ％		
		控除前	控除後					

上水道は簡水を含む、市町村名の※は複数の汚水処理事業を同一料金で実施している。

汚水処理使用料の上位とは4,500円以上の団体。

汚水と上水の両者の使用料の合計額が9千円以上は48団体。

1万円以上は18団体。

なお、平成30年度における汚水と上水の使用料合計額が1万円を超えていたのは、以下の18団体です。

北海道夕張市(11,849円)、北海道由仁町(11,569円)、秋田県湯沢市(10,897円)

長崎県平戸市(10,890円)、福岡県小竹町(10,860円)、北海道浦臼町(10,846円)

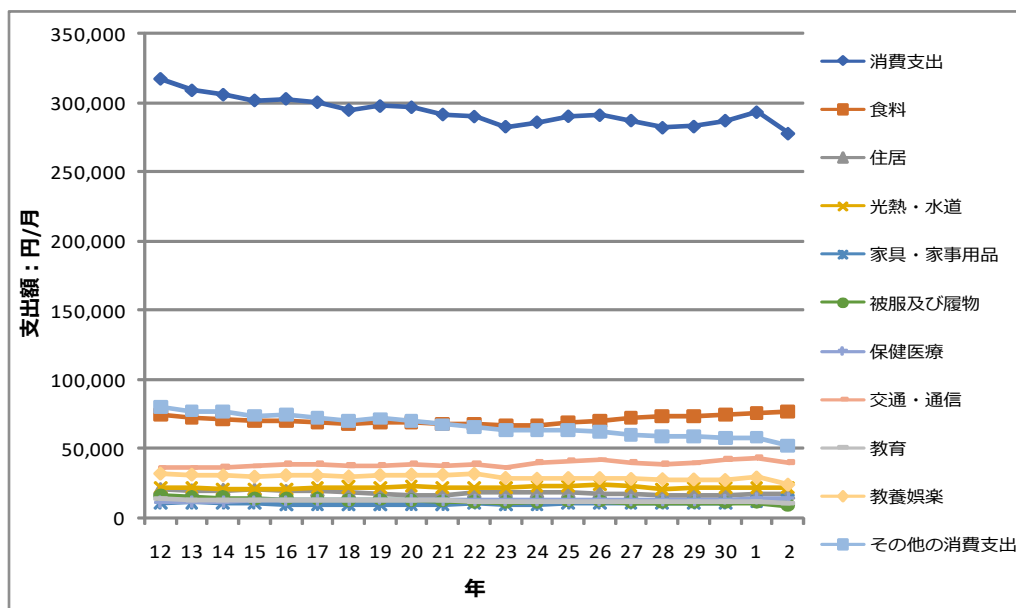
北海道妹背牛町(10,486円)、北海道栗山町(10,385円)、福岡県上毛町(10,370円)

北海道三笠市(10,364円)、北海道妹背牛町(10,347円)、北海道秩父別町(10,231円)

福井県小浜市(10,227円)、福岡県築上町(10,200円)、北海道芽室町(10,191円)

北海道網走市(10,173円)、北海道北竜町(10,130円)、北海道美唄市(10,122円)

【汚水処理に関する数値は令和元年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」、上水に関する数値は令和元年度経営比較分析表より引用】



図－7 消費支出と主な費目の推移(二人以上の世帯)

【出典：総務省統計局、家計調査報告(家計収支編)－令和2年(2020年)平均、令和3年2月5日公表】

表－25 二人以上の世帯の消費支出と光熱・水道費の推移(月額)

	消費支出 円/月 A	B	光熱・水道：円/月				B／A %	C／A %
			電気代	ガス代	他の光熱	上・下水道料 C		
平成12年	317,328	21,628	9,682	5,888	1,266	4,793	6.8	1.5
平成13年	309,054	21,529	9,412	5,870	1,410	4,837	7.0	1.6
平成14年	305,953	21,171	9,385	5,709	1,181	4,896	6.9	1.6
平成15年	301,841	20,922	9,076	5,768	1,217	4,861	6.9	1.6
平成16年	302,975	21,012	9,302	5,536	1,172	5,002	6.9	1.7
平成17年	300,531	21,492	9,217	5,566	1,659	5,050	7.2	1.7
平成18年	294,943	22,278	9,462	5,770	1,976	5,069	7.6	1.7
平成19年	297,782	21,768	9,251	5,681	1,745	5,091	7.3	1.7
平成20年	296,932	22,762	9,784	5,971	1,959	5,048	7.7	1.7
平成21年	291,737	21,685	9,646	5,703	1,312	5,023	7.4	1.7
平成22年	290,244	21,951	9,850	5,514	1,537	5,049	7.6	1.7
平成23年	282,966	21,954	9,591	5,449	1,833	5,080	7.8	1.8
平成24年	286,169	22,815	10,198	5,660	1,875	5,081	8.0	1.8
平成25年	290,454	23,240	10,674	5,579	1,833	5,154	8.0	1.8
平成26年	291,194	23,799	11,203	5,709	1,769	5,117	8.2	1.8
平成27年	287,373	23,197	11,060	5,660	1,256	5,221	8.1	1.8
平成28年	282,188	21,177	10,100	4,897	1,001	5,178	7.5	1.8
平成29年	283,027	21,535	10,312	4,725	1,300	5,199	7.6	1.8
平成30年	287,315	22,019	10,765	4,760	1,390	5,104	7.7	1.8
令和元年	293,379	21,951	10,825	4,852	1,229	5,044	7.5	1.7
令和2年	277,926	21,836	10,671	4,729	1,181	5,255	7.9	1.9

※ 令和元年度に比べ、消費支出(－5.3%：293,379→277,926)よりも減少率が大いなのは被服及び履物(－18.4%：10,779→8,799)、教養娯楽(－17.2%：29,343→24,285)、その他の消費支出(－10.5%：58,412→52,251)、教育(－10.5%：11,492→10,290)などです。

表-26 都道府県庁所在市別 二人以上の世帯の消費支出と光熱・水道費(月額)

令和2年	消費支出	光熱・水道：円/月					B／A	C／A
	円/月	電気代	ガス代	他の光熱	上・下 水道料			
						A		
大阪市	246,247	20,164	10,425	5,664	154	3,921	8.2	1.6
松山市	240,210	19,357	10,997	3,635	635	4,090	8.1	1.7
鹿児島市	266,228	19,064	9,875	4,663	423	4,102	7.2	1.5
徳島市	295,661	21,216	12,389	3,978	675	4,174	7.2	1.4
神戸市	268,760	17,461	8,348	4,585	277	4,251	6.5	1.6
高松市	275,267	20,061	11,673	3,263	836	4,290	7.3	1.6
札幌市	301,683	27,309	11,871	4,789	6,243	4,406	9.1	1.5
和歌山市	245,467	19,669	11,038	3,509	481	4,641	8.0	1.9
高知市	270,206	20,743	10,263	5,311	525	4,643	7.7	1.7
前橋市	289,142	20,367	10,068	4,585	1,057	4,657	7.0	1.6
名古屋	282,283	20,536	10,003	5,488	352	4,693	7.3	1.7
金沢市	299,375	22,207	12,891	3,561	990	4,765	7.4	1.6
那覇市	216,202	19,357	9,586	4,707	254	4,809	9.0	2.2
岡山市	262,385	20,653	10,152	4,968	659	4,873	7.9	1.9
宮崎市	261,710	18,597	9,701	3,429	580	4,888	7.1	1.9
熊本市	291,734	19,333	9,880	4,037	516	4,900	6.6	1.7
津市	285,114	19,790	9,905	3,943	989	4,954	6.9	1.7
静岡市	281,343	21,167	10,195	5,607	379	4,985	7.5	1.8
大分市	271,369	19,589	10,434	3,740	412	5,003	7.2	1.8
広島市	287,257	21,780	11,412	4,716	571	5,081	7.6	1.8
京都市	253,880	20,662	9,802	5,348	350	5,161	8.1	2.0
岐阜市	304,271	22,270	10,773	5,334	875	5,288	7.3	1.7
仙台市	264,817	22,717	10,649	5,007	1,710	5,351	8.6	2.0
鳥取市	296,669	21,726	11,729	3,739	896	5,362	7.3	1.8
山口市	286,130	21,938	11,637	4,114	785	5,402	7.7	1.9
東京都区部	325,010	21,596	10,037	5,935	208	5,416	6.6	1.7
横浜市	295,913	21,477	10,016	5,610	360	5,491	7.3	1.9
青森市	251,881	27,837	12,284	3,466	6,534	5,553	11.1	2.2
秋田市	264,922	25,743	11,387	4,742	4,034	5,580	9.7	2.1
甲府市	290,406	21,662	10,143	4,751	990	5,778	7.5	2.0
福島市	268,003	25,553	12,557	4,605	2,598	5,793	9.5	2.2
新潟市	273,946	23,760	10,949	5,403	1,542	5,866	8.7	2.1
盛岡市	270,902	27,129	11,724	5,352	4,150	5,903	10.0	2.2
福岡市	317,047	21,330	9,355	5,627	315	6,033	6.7	1.9
福井市	253,715	24,883	13,804	4,017	1,010	6,052	9.8	2.4
水戸市	274,520	22,431	10,640	4,827	857	6,106	8.2	2.2
さいたま市	326,313	21,742	9,885	5,433	254	6,171	6.7	1.9
富山市	302,233	25,840	14,218	3,253	2,116	6,253	8.5	2.1
千葉市	303,193	20,927	8,981	5,301	360	6,285	6.9	2.1
奈良市	299,627	22,665	10,609	5,165	575	6,316	7.6	2.1
宇都宮市	279,214	22,034	9,964	4,656	1,041	6,373	7.9	2.3
大津市	304,172	21,491	10,263	4,174	481	6,573	7.1	2.2
佐賀市	288,604	22,769	11,645	3,791	671	6,663	7.9	2.3
長崎市	253,814	21,706	9,379	5,162	481	6,685	8.6	2.6
松江市	294,519	24,954	12,570	4,858	625	6,901	8.5	2.3
長野市	270,419	23,588	9,744	4,600	2,149	7,095	8.7	2.6
山形市	293,536	29,590	13,633	4,842	3,371	7,744	10.1	2.6
全 国	277,926	21,836	10,671	4,729	1,181	5,255	7.9	1.9

【出典：総務省統計局、家計調査年報(家計収支編)－令和2年(2020年)平均、令和3年2月5日公表】

(7) 汚水処理施設の老朽化

【出典：総務省、令和元年度の経営比較分析表】

1. 有形固定資産減価償却率(法適用企業のみ)

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、**資産の老朽化度合い**を示している。

【分析の考え方】

当該指標について、明確な数値基準はないと考えられる。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、**数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いこと**を示しており、将来の施設の改築(更新・長寿命化)等の必要性を推測することができる。

また、**他の老朽化の状況を示す管渠老朽化率や管渠改善率の状況を踏まえて分析**する必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

【筆者追記】

有形固形資産とは、建物、建物付属設備、構造物、車両運搬具、工具、器具備品、機械装置などを指し、減価償却資産とは、時間の経過により価値が減少するものを指します。ます

2. 管渠老朽化率(法適用企業のみ)

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、**管渠の老朽化度合い**を示している。

【分析の考え方】

当該指標は、明確な数値基準はないと考えられる。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、**数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有**しており、管渠の改築等の必要性を推進することができる。数値が低い場合であっても、将来的には耐用年数に達することから、改築・更新時期を迎える管渠が増加すること等が考えられるため、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持管理・改築更新に取り組む必要がある。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じた経営改

善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

3. 管渠改善率

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、数値が2%の場合、すべての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できる。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

- 管渠の老朽化の状況について、「令和元年度地方公営企業決算の概要」では以下のよう

に示されています

法適用企業のうち、建設が完了した下水管(受贈され、今後維持管理を行うものを含む。)の下水管布設延長は382,701kmで、前年度(337,226km)に比べ45,475km、13.5%増加している。このうち、法定耐用年数を超えた管渠延長が21,335kmで前年度(16,930km)に比べ4,405km、26.0%増加している。管渠老朽化率は5.6%で、前年度(5.0%)に比べ0.6ポイント上昇している。また、令和元年度に修繕・改良・更新した管渠延長は955kmで、前年度(820km)に比べ135km、16.5%増加している。管渠改善率は0.2%で、前年度(0.2%)に比べ微増している。

下水道管渠は法定耐用年数が50年であり、これまで急速に整備されてきた施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため、適切な維持管理や更新をすることが求められる。

表-27 下水道事業管渠の老朽化状況(法適用企業)

単位：km、% 法適用企業	平成23年 度	平成25年 度	平成29年 度	平成30年 度 (A)	令和元年 度 (B)	(B - A) / A
下水管布設延長(a)	221,756	249,381	325,123	337,226	382,701	13.5
法定耐用年数を 迎えた管渠延長(b)	7,878	9,382	15,193	16,930	21,335	26.0
1年間の修繕・改良 ・更新管渠延長(c)	463	525	867	820	955	16.5
管渠老朽化率(b)/(a)	3.6	3.8	4.7	5.0	5.6	—
管渠改善率(c)/(a)	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	—

【出典：令和元年度地方公営企業決算の概況】

表－28 老朽化の状況(公共下水道)

単位：％

	有形固定資産減価償却率			管渠老朽化率			管渠改善率		
	平成29	平成30	令和元	平成29	平成30	令和元	H29	H30	R01
松山市	25.76	27.86	29.67	3.95	4.94	5.41	0.07	0.06	0.14
今治市	8.67	12.24	15.76	3.89	4.03	4.26	0.08	0.07	0.09
宇和島市	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
八幡浜市	—	—	53.67	—	—	0.00	0.00	0.00	0.00
新居浜市	—	—	3.91	—	—	0.00	0.00	0.00	0.00
西条市	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.04
大洲市	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
伊予市	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
四国中央市	—	5.53	10.89	—	0.00	0.00	0.00	0.04	0.14
西予市	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
東温市	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
上島町 ※	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
久万高原町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
松前町	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
砥部町	14.01	15.62	17.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
内子町	3.75	7.51	10.91	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
伊方町 ※	—	—	—	—	—	—	0.00	0.00	0.00
松野町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鬼北町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛南町	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※：特定環境保全公共下水道

【数値の出所：総務省、経営比較分析表】

○ 事業報告書に記載する経営指標の例(下水道事業)

【出典：総務省、人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方のに関する研究会、令和3年2月19日】

【経営比較分析表における経営指標】

共通：経常収支比率、累積欠損金比率、流動化率

下水道事業

経営の健全性・効率性：企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、水洗化率

老朽化の状況：有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率＋管渠改善率

組み合わせ例：経常収支比率＋有形固定資産減価償却率＋管渠老朽化率、
経常収支比率＋累積欠損金比率、経費回収率＋汚水処理原価、
経常収支比率＋経費回収率、管渠老朽化率＋管渠改善率

- 1) 「経営の健全性」及び「料金水準の妥当性」を示すため「**経常収支比率**」と「**料金回収率**」のクロス評価を行う。

経常収支比率：使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

$$\text{算出式} = (\text{経常収益}) \div (\text{経常費用}) \times 100$$

経費回収率：使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標

$$\text{算出式} = (\text{下水道使用料}) \div (\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}) \times 100$$

経常収支比率	経費回収率	経 営 の 状 況
100%以上	100%以上	健全経営＋独立採算
100%以上	100% 未 満	健全経営＋料金以外の収入(他会計繰入金)に依存
100% 未 満	100%以上	単年度収支赤字(※)＋独立採算
100% 未 満	100% 未 満	経営の健全化が必要

※ 操出基準額に対して実繰入額が少ない場合等が考えられる。

- 2) 「経営の健全性」と「施設の更新」のバランスが保たれているかを把握するため以下の3指標を示す

経常収支比率：使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

$$\text{算出式} = (\text{経常収益}) \div (\text{経常費用}) \times 100$$

有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す。

$$\text{算出式} = (\text{有形固定資産減価累計額}) \div (\text{有形固定資産のうち償却対象の帳簿原価}) \times 100$$

管渠老朽化率：法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標

$$\text{算出式} = (\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}) \div (\text{下水道布設延長}) \times 100$$

指 標	更新投資を行った場合	更新投資を先送りした場合
経常収支比率	悪化	変動なし
有形固定資産減価償却率	改善	悪化
管渠老朽化率	改善	悪化

- 更新投資は、新規投資と異なり、料金収入の増加をもたらさないため実施に当たっては経常収支とのバランスが重要となる。更新投資を行うと、資産の更新が進むが、減価償却費及び企業債利息が増加するため、経常収支比率が悪化する方向に働く場合がある。

表－29 各指標の類似団体平均(公共下水道・令和元年度)

処理区域内		供用開始 後年数別 区分 年	經常収支 比 率 %	経 費 回収率※ %	有形固定資 産減価償却 率 %	管 渠 老朽化率 %
人口区分	人口密度区分 人/ha					
政令市等			108.24	110.92	48.25	10.76
10万人 以上	100以上		109.00	99.89	24.54	7.66
	75以上		106.31	101.62	30.60	5.02
	50以上	30以上	107.03	97.91	31.01	4.95
		30未満	104.34	81.86	14.98	0.00
	50未満		111.12	100.91	34.33	5.11
3万人 以上	100以上		104.85	97.90	14.72	1.01
	75以上	30以上	107.34	92.08	8.55	2.41
		30未満	110.81	92.42	14.51	0.00
	50以上	30以上	106.32	88.05	21.22	0.83
		30未満	105.89	85.39	19.78	0.44
	50未満	30以上	106.99	94.69	26.36	1.43
		30未満	107.15	94.73	17.24	0.11
3万人 未満	75以上		—	—	—	—
	50以上	30以上	101.51	85.34	16.37	0.98
		15以上	105.14	76.32	18.04	0.00
		15未満	101.29	73.63	4.83	0.00
	25以上	30以上	106.81	87.29	29.23	1.37
		15以上	106.57	81.88	15.85	0.00
		15未満	106.07	77.51	6.84	0.00
	25未満	30以上	104.01	86.94	31.19	0.58
		15以上	109.21	74.17	24.10	0.00
		15未満	—	48.20	—	—

※：法適用・非適用を合算して平均値を算出している。

【出典：総務省、人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会、令和3年2月19日】

4. 有収率

有収率とは、施設の効率性を表す指標の一つで、処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合のことです。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえます。

$$\text{有収率} = (\text{年間有収水量}) / (\text{年間汚水処理水量}) \times 100$$

下水道においては、管渠の接続部分、マンホール等からある程度不明水が流入することはやむを得ないものです。しかし、不明水の量が多くなると、雨天時のマンホール等からの溢流、下水道処理施設への負荷増大(放流水質の悪化、消毒剤等薬剤の消費量の増加、電力消費量の増加など)、下水道事業の経営悪化などの悪影響が懸念されます。そのため、著しく有収率の低い団体にあつては、多量不明水が発生する原因の究明とその削減に努める必要があります。

不明水の発生理由としては、①管渠の接続部分・マンホール等からの流入、②汚水升と雨水升の誤接続による雨水の流入、③無届け排水設備からの汚水の流入、④井戸水等の認定水量と実際の使用水量との誤差の発生、⑤管路施設の老朽化や破損(全国の公共団体の7割が管路の点検・調査を未実施のため下水道管理に起因する道路陥没が毎年約4千件発生)等が考えられます。これらの有無を検証し、適切な対策を講じる必要があります。

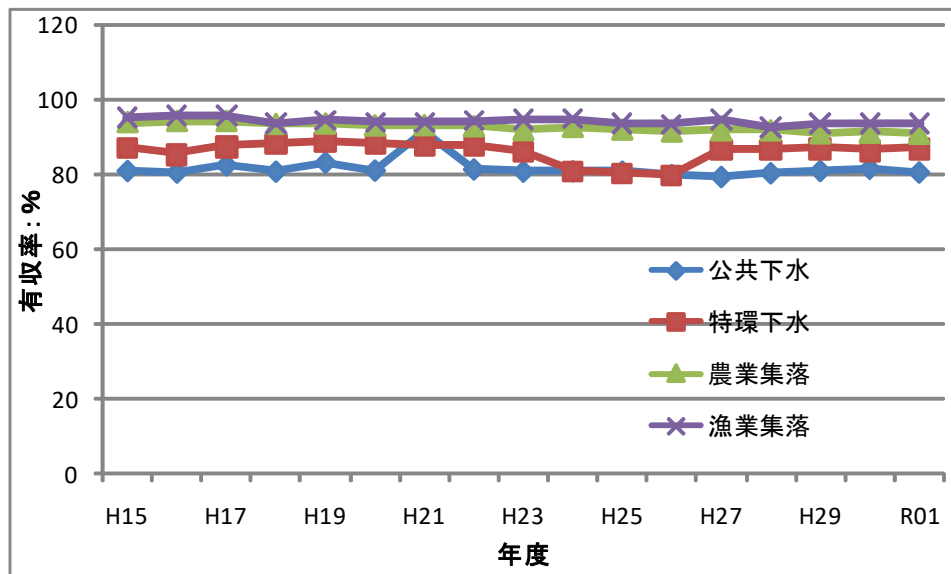
なお、管路施設における日常の維持管理が適正でないと、不明水以外にも次のような管渠施設に起因した事故や障害が発生し、処理費用の増大や都市機能が麻痺するなど大きな障害を与える場合があります。【出典：国交省管渠施設維持管理業務委託等調査検討会、下水道管渠施設の包括的民間委託に関する報告書、平成21年3月】

- ア. 管渠閉塞等による下水の溢水
- イ. 管渠、マンホールの破損等による道路陥没
- ウ. 下水の滞留等による悪臭
- エ. マンホールふたに関連する騒音、交通傷害など

表-30 不明水の分類(指針を参考に作成)

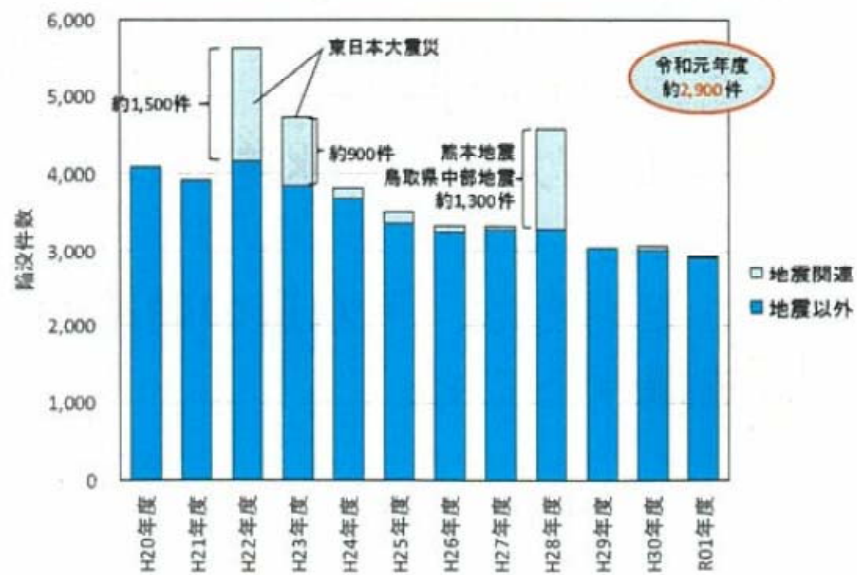
有 収 汚 水			下水道料金等で把握が可能な水量
不明水 (有収汚 水以外)	浸 入 水	地下水浸入水	恒常的あるいは比較的長期にわたり下水管渠に浸入した地下水
		雨天時浸入水	分流式下水道で雨天時に汚水管渠施設に浸入した雨水
	その他		● 無届けの事業所排水や湧水などの有収外汚水 ● 上水系排水(漏水) ● その他(農業排水路からの接続等)

【出典：篠田康弘(公益社団法人日本下水道管路管理業協会常務理事)ら、下水道協会誌、Vol. 52、No. 627、pp. 37～41、2015/01】



図－８ 主な集合処理施設整備事業の有収率(加重平均値)の推移

下水管路に起因する道路陥没件数



5. 雨天時浸入水について

【出典：長谷川広樹(国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐)、雨天時浸入水対策ガイドライン(案)について、下水道協会誌、2020/12、Vol. 57、No. 698、pp. 1～8】

平成30年度に実施した分流式下水道を採用する地方公共団体を対象とした雨水時浸入水に関するアンケート調査結果によると、回答数2,962処理区のうち、半数以上である1,681処理区(約57%)が「維持管理上の問題あり」と回答しており、雨天時浸入水に関する事象の発生が全国的な課題となっていることが示唆されています。さらに、問題ありと回答している団体のうち、雨天時浸入水の発生箇所・原因について調査を行っている団体は約40%、発生源対策を実施したことのある団体は約37%と、雨天時浸入水に関する事象を認識しつつも、調査もしくは対策を実施している割合は低い状況にあることが分かります。

本ガイドラインでは、雨天時浸入水に起因する事象として、分流式下水道の処理区において汚水系統の管路施設やポンプ施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を対象としており、「雨天時浸入水」とは、マンホールの蓋穴や污水管への誤接続などによって、汚水系統に流入する雨水である「直接浸入水」と、雨天時の地下水位上昇等に伴い、汚水系統に流入する地下水である「雨天時浸入地下水」を合わせたものとしています。

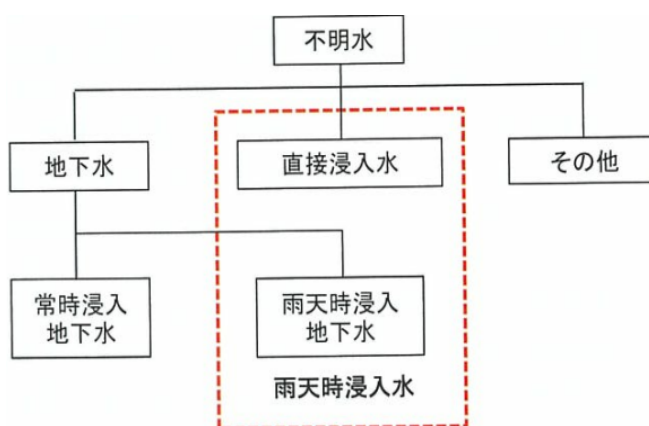


図-9 雨天時浸入水に係る用語の体系図

(事象1)：処理場外にある污水管のマンホール等からの溢流や宅内への逆流

雨天時浸入水により管渠やポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢流、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内ます等から溢流すること。

(事象2)：処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管渠やポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢流対策として設置した管渠から、下水が公共用水域へ流出すること。

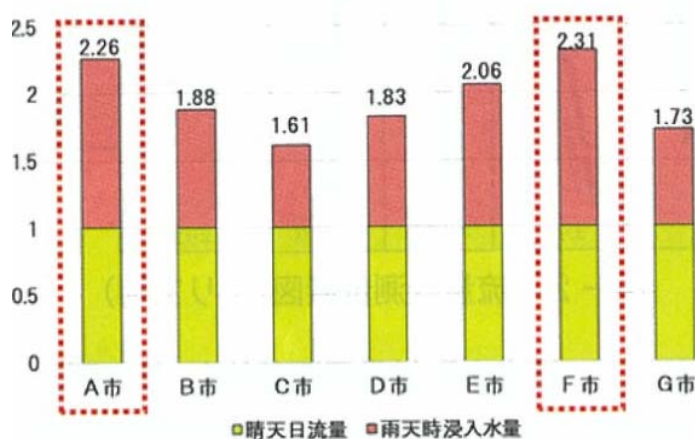
(事象3)：処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せずに放流または流出すること。

表－31 浸水部位・浸水原因別の浸入水削減対策手法及び効果の例

対象施設	浸入部位 及び原因	対策手法	効果	
			直接 浸入水	雨天時 浸入地下水
宅内排水設備	誤接続	誤接続の解消	○	－
	管口や破損による水密性不良	改築・修繕	－	○
公共汚水ます	蓋穴や蓋周辺からの浸入	蓋の交換、蓋穴の閉塞	○	－
	管口や破損による水密性不良	改築・修繕	－	○
取付管	継ぎ手部や破損による水密性不良	改築・修繕	－	○
下水道本管	継ぎ手部や破損による水密性不良	改築・修繕	－	○
マンホール	管口や破損による水密性不良	改築・修繕	－	○
	蓋穴や蓋周辺からの浸入	蓋の交換、蓋穴の閉塞	○	－
その他	全般	雨水整備	○	○

市町村別雨天時流量比



図－10 市町村別雨天時流量比較の事例

【出典：寺元務(大阪府南部流域下水道事務所維持管理課管理グループ)、分流式下水道における雨天時浸入水実態調査と対策協議会、下水道協会誌、2020/12、Vol. 57、No. 698、pp. 9～11】

【出典：森田寿(神戸市建設局下水道部管路課調査担当係長)、神戸市における分流式下水道の不明水対策について、下水道協会誌、2020/12、Vol. 57、No. 698、pp. 12～14】

1. はじめに

・・・前略・・・本市では、分流式下水道を採用しているため合流式と比べ、雨天時浸入水を含む不明水問題の放置は、**汚水処理費の増大や放流水質の悪化に直結**します。そうした背景から、不明水に対する調査を昭和52年から開始した記録が残っております。また、

平成7年の阪神淡路大震災により多くの污水管渠が被災し、不明水問題が顕著化したため、より一層不明水問題に取り組むこととなりました。・・・後略・・・

2. 不明水調査

本市では、平成11年度に不明水量の多い処理区において、雨天時浸入水量と侵入経路の調査を実施しました。まず流量調査により雨天時浸入水量が多い地域を特定し、次に取付管や接続ますなど部材ごとに修繕を行い、段階的に流量調査を実施することで、流量の変化から浸入水の経路とその割合を算出しました。この調査により、**浸入水の侵入経路は、排水設備側が45%、公共下水道側で55%**という結果が得られ、公共下水道だけではなく排水設備に対しても不明水対策を取り組んで行くこととなりました。

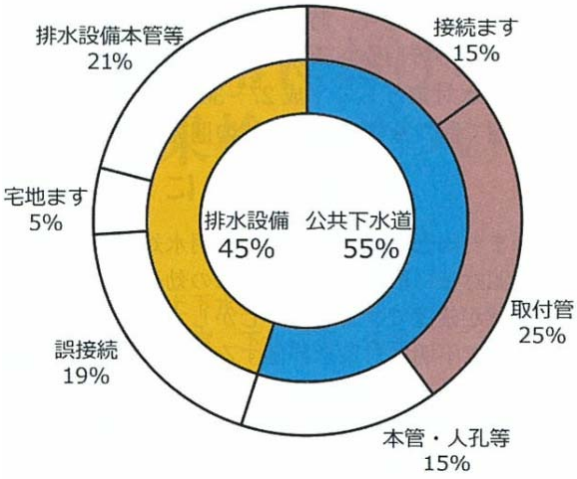


図-11 雨天時浸入水の割合

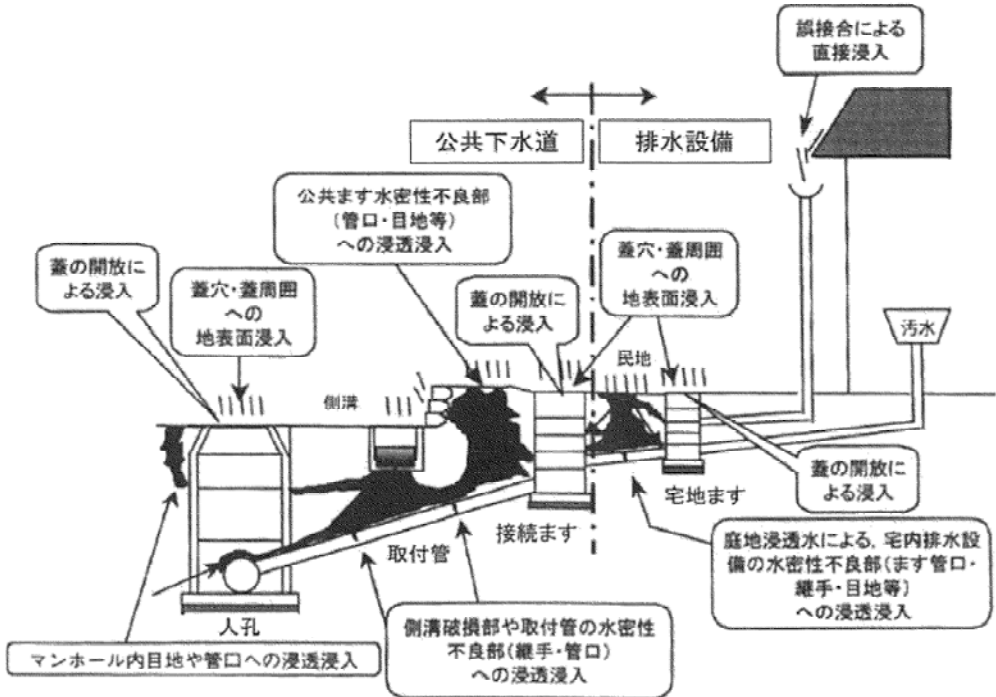
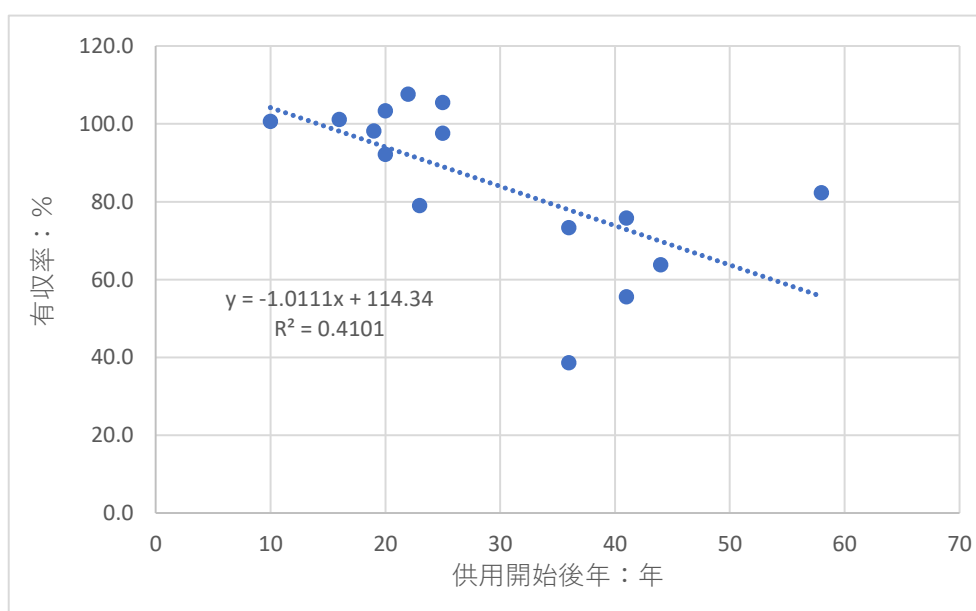


図-12 雨天時浸入水の経路

表－32 使用開始後年と有収率

令和元年度 公共下水道	供用開始 後年 年	有収率 %		令和元年度 公共下水道	供用開始 後年 年	有収率 % 昇順
松山市	58	82.3	1	八幡浜市	36	38.6
今治市	44	63.8	2	四国中央市	41	55.5
宇和島市	23	79.0	3	今治市	44	63.8
八幡浜市	36	38.6	4	西条市	36	73.3
新居浜市	41	75.8	5	新居浜市	41	75.8
西条市	36	73.3	6	宇和島市	23	79.0
大洲市	25	105.5	7	松山市	58	82.3
伊予市	25	97.6	8	久万高原町	20	92.1
四国中央市	41	55.5	9	伊予市	25	97.6
西予市	16	101.1	10	松前町	19	98.1
東温市	20	103.3	11	砥部町	10	100.6
久万高原町	20	92.1	12	西予市	16	101.1
松前町	19	98.1	13	東温市	20	103.3
砥部町	10	100.6	14	大洲市	25	105.5
内子町	22	107.6	15	内子町	22	107.6

【数値の出所：総務省、令和元年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要】



図－13 供用開始後年と有収率の関係(公共下水道、令和元年度)

- 有収率とは、施設の効率性を表す指標の一つで、処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合のことです。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるということが出来ます。

$$\text{有収率} = (\text{年間有収水量}) / (\text{年間汚水処理水量}) \times 100$$

(8) 水道料金の事業主体別の将来予測値(破綻しないため)

【出典、EY新日本有限責任監査法人、水の安全保障戦略機構事務局、2021年3月31日、
「人口減少時代の水道料金はどうなるのか？(2021年版)」】

- 本研究結果は、現在の水道経営を維持していくとした場合に2043年までに想定される水道料金改定率を、最新の公表統計データを基に事業体別に作成したもので、2015年、2018年に続き3回目の実施となります。

今回は、水道料金推計の改定に加え、コロナ禍による、水道事業経営への影響について、日本水道新聞と共同で、全国の水道事業者体に対してアンケートを実施しており、水道事業へ与える影響について考察を加えています。

日本では、戦後から水道インフラが急速に整備され、今では限りなくすべての人々に対して清浄にして豊富で低廉な水の供給が確保され、私たちはその恩恵によって日々の生活を安心して送ることができます。国連持続可能な開発目標(SDGs)の目標6.1には、「2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」とあります。2043年、日本各地では、どうなっているのでしょうか。より良い未来を選択するために、まず、水道インフラの現状課題にしっかりと目を向ける必要があります。

本研究結果を端緒に、水道事業経営の実態に関する理解が広がり、今後の水道事業経営のあり方(健全経営、統合・広域化、民間活力の活用など)について、事業者、住民(利用者)、そして住民の代表者である議会の間において、個別事業体の実態を踏まえた健全かつ活発な議論が前進していくことを期待します。

- 研究結果の要旨
 - 2043年までに約94%の事業体で水道料金値上げの可能性(前回調査費4%増)
 - 水道料金の値上げ率は全体平均で43%(前回調査費7%増)
 - コロナ禍において、アンケート調査で回答を得た525団体のうち、約38%の事業体が水道料金の減免を実施

減免により今後の事業への影響有と答えた団体数とその割合

上段：回答数 下段：割合	回答事業 体数	減免団体数 (全体)	①減免団体数 (交付金等外部財源 を活用)	②減免団体数 (水道事業財源のみで 対応)	③事業に影響有と回答 (水道事業財源のみで 対応)
50万人以上	21	5	1 (5%)	4 (19%)	2 (50%)
5万人以上～50万人未満	247	108	45 (18%)	63 (26%)	38 (60%)
5万人未満	257	95	70 (27%)	26 (10%)	13 (50%)
回答総数	525	208	116 (22%)	93 (18%)	53 (57%)

※既16年度調査 2件について除外 (50万人以上～50万人未満)

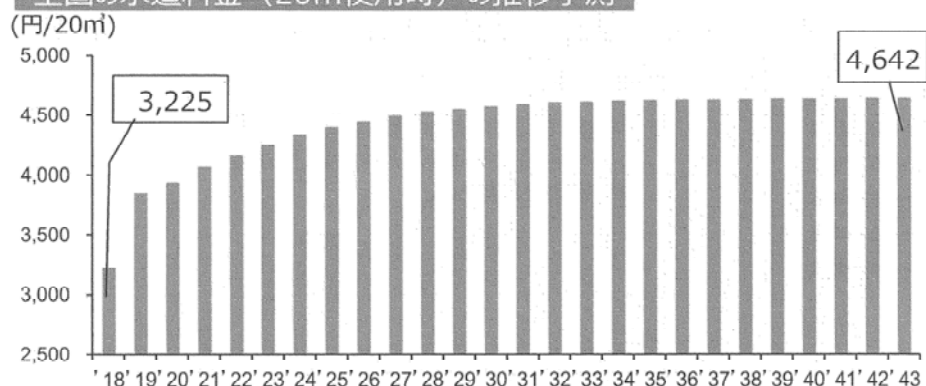
1) 推計結果の要旨

- ◆ 2043年度までに水道料金の値上げが必要とされる事業体は、分析対象全体の約94%に及ぶと推計される。
- ◆ 2015年(2013年起点)と2018年(2015年起点)に推計した全国平均の料金値上げ率は、それぞれ34%と36%であったのに対し、今回(2018年起点)の値上げ率の推計結果は43%

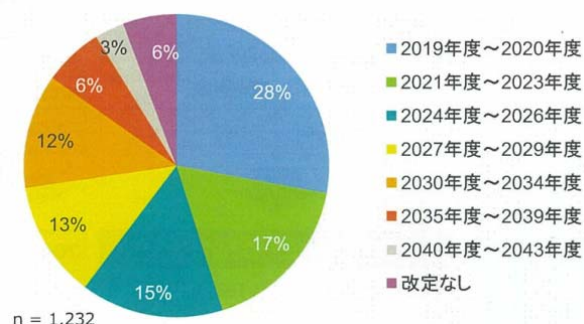
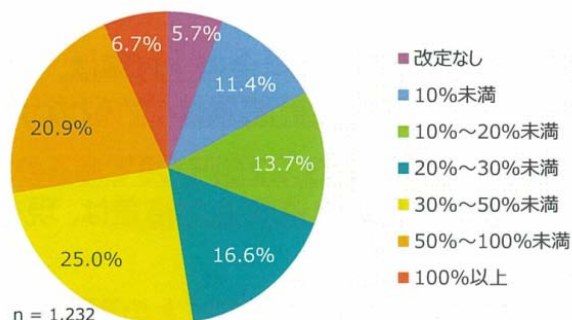
%となった。

- ◆ 水道料金の全国平均では、平均的な使用水量の場合、2018年は3,225円/月であるのが、2043年には4,642円/月と推計される。また、個々の事業体間の水道料金の格差は、現在の9.1倍(≒6,841/750)から、2043年には24.9倍(≒28,956/1,162)に広がる。
- ◆ 料金値上げ率が高い事業体は北海道・東北・北陸地方に多く、そのうち3割以上の事業体は料金値上げ率が50%以上と推計される。

全国の水道料金（20m使用時）の推移予測



- ◆ 2043年度までに水道料金の値上げが必要とされる事業体数は1,162事業体となり、分析対象全体の約94%に及ぶ。これらのうち、全体の約5割を占める648事業体において、30%以上の料金値上げが必要と推計される。料金値上げ率の平均値は43%、中央値は32%である。
- ◆ 全体の約45% (556事業体)において、今後3年以内(2023年度まで)の料金値上げが必要と考えられる。
- ◆ 給水人口の少ない事業体ほど、推計される料金値上げ率が高い傾向にある。
- ◆ 給水区域における給水人口の割合で示した人口密度で比較した場合、人口密度が小さい事業体ほど、料金値上げ率が高くなる傾向がみられる。



2) 広域化の推計結果 各都道府県の料金値上げ率

- ◆ ここでは、令和元年10月に施行された水道法改正によって設置が可能となった都道府県による広域的連携等推進協議会を踏まえ、仮に都道府県単位で一水道事業に統合したと仮定した場合の将来の水道料金推計を行った。
- ◆ 料金値上げ率の平均値は29%、中央値は28%、最大値は高知県の57%である。
- ◆ 個々の事業体の間では水道料金格差が存在するため、都道府県単位の広域化を行う場合と行わない場合では、水道料金が改善する事業体と、水道料金が悪化する事業体

が存在する。

表－33 都道府県単位の広域化における水道料金

都道府県名	料金 値上げ率	料金 値上げ時期	料金(2015年) (20㎡使用時) (円)	料金(2040年) (20㎡使用時) (円)
北海道	+ 37%	2024年度	4,279	5,857
青森県	+ 38%	2026年度	4,418	6,106
岩手県	+ 49%	2025年度	3,710	5,512
宮城県	+ 42%	2032年度	4,215	5,985
秋田県	+ 35%	2022年度	3,688	4,965
山形県	+ 25%	2027年度	4,237	5,294
福島県	+ 26%	2028年度	3,428	4,326
茨城県	+ 30%	2026年度	3,906	5,092
栃木県	+ 9%	2023年度	3,089	3,358
群馬県	+ 25%	2021年度	2,533	3,163
埼玉県	+ 23%	2023年度	2,467	3,046
千葉県	+ 26%	2024年度	3,693	4,637
東京都	+ 17%	2026年度	2,582	3,009
神奈川県	+ 28%	2023年度	2,130	2,733
新潟県	+ 41%	2028年度	3,097	4,374
富山県	+ 35%	2028年度	2,980	4,026
石川県	+ 28%	2025年度	3,336	4,276
福井県	+ 36%	2024年度	2,554	3,483
山梨県	+ 32%	2027年度	2,384	3,144
長野県	+ 17%	2026年度	3,132	3,674
岐阜県	+ 28%	2027年度	2,720	3,492
静岡県	+ 31%	2028年度	2,346	3,074
愛知県	+ 27%	2033年度	2,386	3,032
三重県	+ 30%	2024年度	2,669	3,462
滋賀県	+ 11%	2029年度	2,864	3,177
京都府	+ 34%	2029年度	3,022	4,043
大阪府	+ 26%	2024年度	2,822	3,552
兵庫県	+ 22%	2026年度	2,946	3,581
奈良県	+ 29%	2025年度	3,563	4,600
和歌山県	+ 35%	2032年度	2,754	3,708
鳥取県	+ 38%	2022年度	2,650	3,661
島根県	+ 33%	2027年度	3,583	4,781
岡山県	+ 31%	2028年度	3,330	4,360
広島県	+ 22%	2026年度	3,500	4,276
山口県	+ 42%	2023年度	2,892	4,097
徳島県	+ 20%	2021年度	2,702	3,252
香川県	+ 28%	2023年度	2,916	3,743
愛媛県	+ 45%	2024年度	3,070	4,460
高知県	+ 57%	2026年度	2,296	3,611
福岡県	+ 19%	2023年度	3,721	4,428
佐賀県	+ 27%	2028年度	4,195	5,349
長崎県	+ 33%	2028年度	3,741	4,973
熊本県	+ 23%	2025年度	3,032	3,715
大分県	+ 15%	2024年度	2,893	3,319
宮崎県	+ 28%	2027年度	2,876	3,669
鹿児島県	+ 24%	2026年度	2,976	3,690
沖縄県	+ 17%	2027年度	3,176	3,706

※ 福島県は県単位の人口推計データが存在するため参考に算出。

表-34 愛媛県下の事業主体別、水道料金の将来予測値(2043年度)

値上げ 率順位	事業主体名	料金(20m ³ /月)		料金 改定率	料金 改定年度	総人口 減少率
		将来 予測値 (降順)	2018 年度			
14	伊方町	10,098	3,510	+188%	2021年度	-53%
392	上島町	8,635	5,907	+46%	2027年度	-44%
401	宇和島市	6,916	4,745	+46%	2025年度	-43%
26	四国中央市	6,782	2,590	+162%	2022年度	-23%
166	愛南町	6,689	3,830	+75%	2019年度	-50%
63	内子町	6,196	2,885	+115%	2020年度	-40%
348	西予市	5,322	3,564	+49%	2019年度	-40%
-	鬼北町	5,076	5,076	改定なし	-	-43%
426	八幡浜市	4,921	3,430	+43%	2026年度	-46%
300	今治市	4,411	2,862	+54%	2023年度	-32%
107	砥部町	4,307	2,280	+89%	2019年度	-27%
450	大洲市	4,208	2,970	+42%	2021年度	-36%
579	松山市	3,653	2,741	+33%	2029年度	-13%
656	東温市	3,272	2,525	+30%	2019年度	-17%
357	新居浜市	2,946	1,981	+49%	2024年度	-15%
-	西条市	2,743	2,743	改定なし	-	-24%
-	伊予市	2,570	2,570	改定なし	-	-24%
887	松前町	2,486	2,090	+19%	2027年度	-17%

数値の出所：新日本有限責任監査法人と水の安全保障戦略機構事務局とが2021年3月31日に発表した「人口減少時代の水道料金はどうなるのか？(2021年版)」

水道行政の現状と課題 水道事業者の経営改革の推進 広域化

【出典：財政制度等審議会、「財政健全化に向けた建議」、令和3年5月21日】

○ 水道事業は、市町村経営の原則のもと、小規模事業者が多数存在。

○ 今後、人口減少等に伴い、小規模事業者が益々増加する中、水需要減、更新需要増といった経営環境のさらなる悪化も見込まれている。

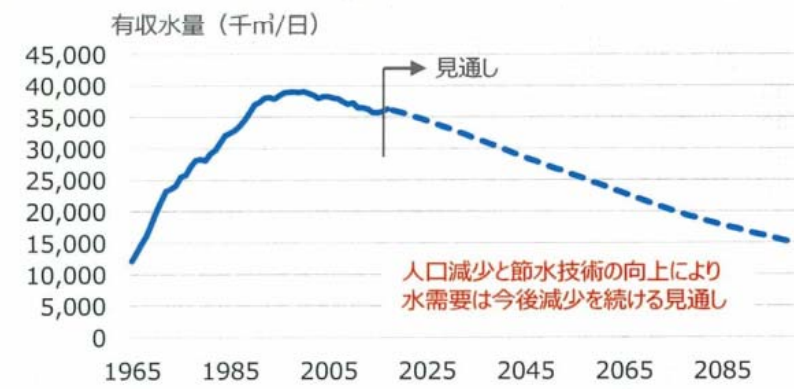
○ 人材・経営資源が散在する従来型の経営では、個々の事業者による対応力が低下し、健全で効率的な経営を展望しにくい可能性。

◆水道事業の種類

一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、**市町村経営が原則**

①上水道事業（末端給水事業）：給水人口が5,001人以上の事業

②簡易水道事業：給水人口が101人以上5,000人以下の事業



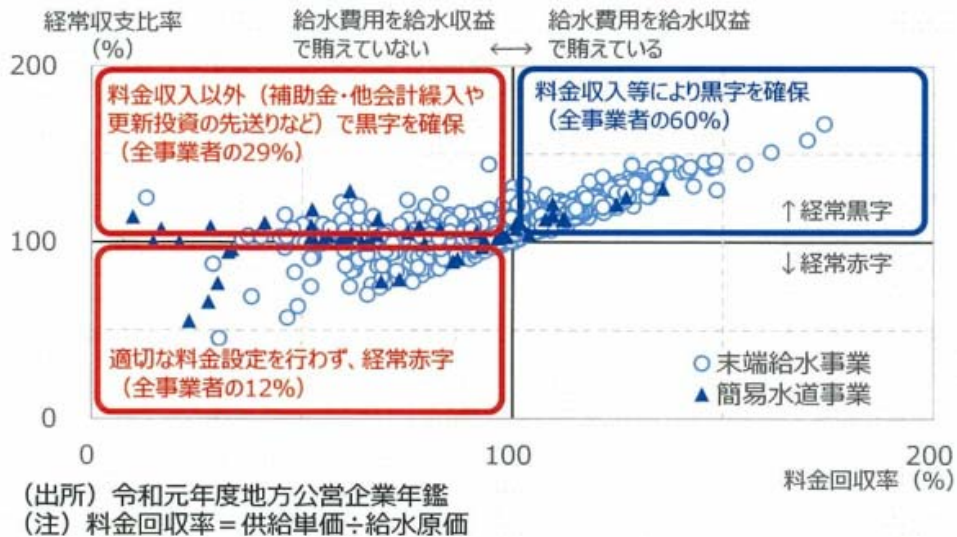
図－14 水需要の見通し



図－15 水道施設の更新需要の見通し

- 適切な水道料金の設定は、健全な経営の根幹。もっとも、約4割の事業者で給水費用を賄える水準に設定されておらず、赤字経営に陥るか、補助金等に依存している状況。また、将来の更新費用等(資産維持費)も十分に反映できていない事業者も多い。
- 同一都道府県内であっても自治体間の水道料金格差も大きい。将来、補助金に頼らず健全経営を確保しようとする、水道料金の大幅な引き上げは避けられず、水道料金の地域差は一段と拡大する可能性。

◆経常収支比率と料金回収率の関係



◆水道料金の都道府県内価格差

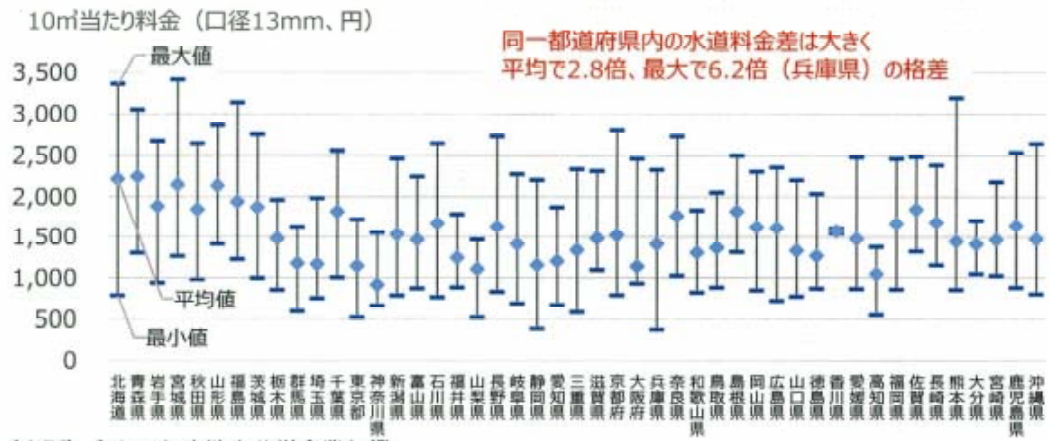
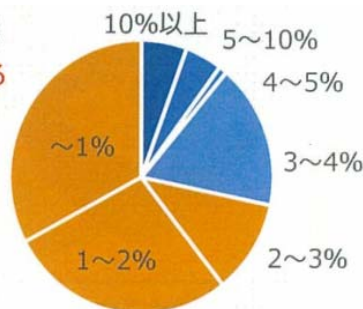


図-16 水道料金の都道府県内価格差

(資産維持率の設定状況)

資産維持率を設定している事業者のうち、70%以上が「3%未満」



(出所) 水道料金算定要領

厚生労働省・総務省アンケート(平成29年4月)

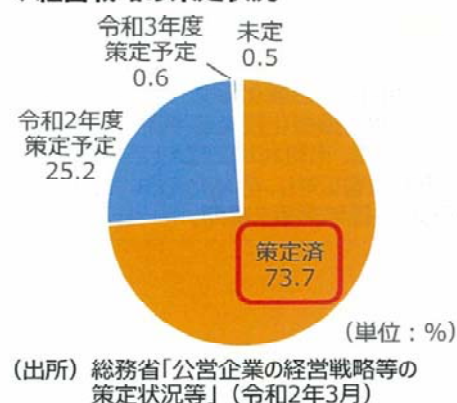
資産維持費は、給水サービス水準の維持向上や施設実体等の維持のため、総括原価に含めるべきもの。

その費用は対象資産×資産維持率により計算。

資産維持率は、更新等の円滑な推進、永続的な給水サービスの提供確保のため、3%が標準値。

- 各水道事業者では、将来の更新需要や財政収支の見通しを踏まえ、収支均衡を図るべく、経営戦略を策定し、経営の効率化・健全化に向けた取組を進めることとされている。
- もっとも、こうした更新需要や財政収支の見通しの前提となるアセットマネジメントの実施状況をみると、所謂「標準型」ないしそれ以下の簡易的な検討手法を採用する事業者が太宗。更新需要について人口減少等による水需要の減少等を勘案していない、財政収支について簡易なシミュレーションに止まるなど、**経営戦略の前提となる将来見通しは今後の環境の変化に対して必ずしも十分ではない可能性。**
- また、公営企業会計上、積立金や引当金を計上していないなど、水道事業者の経営状況の「見える化」が十分に果たされておらず、外部から経営戦略の妥当性も十分に評価できないという問題もある。
- 他方、個々の事業者による経営改革努力は重要であるが、先に述べたように小規模事業者が多いままでは、人的配置も手薄にならざるを得ないため、個々の事業者による経営改善には限界があると考えられる。

◆経営戦略の策定状況



◆アセットマネジメントの実施状況（平成31年3月時点）

（更新需要の見通し）

タイプ1 （簡略型）	固定資産台帳がない	128
タイプ2 （簡略型）	固定資産台帳はあるが更新工事と整合がとれない	266
タイプ3 （標準型）	更新工事と整合した資産データに基づき、 （単純更改による）更新需要を推計できる	627
タイプ4 （詳細型）	将来の水需要等の推移を踏まえ再構築や施設規模の適正化を考慮して推計	122

（出所）厚生労働省

（注）数値はそれぞれの検討手法を採用する事業者数

（財政収支の見通し）

多くの事業者では、更新需要や財政収支の見通しを作成するに当たり、簡易的な検討手法を採用

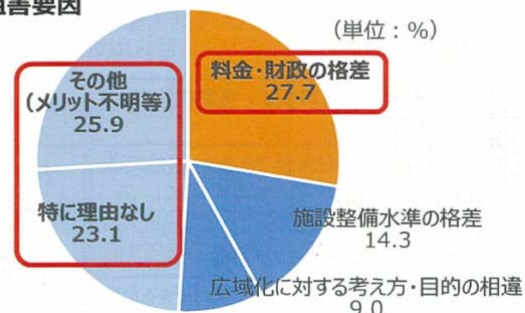
タイプA （簡略型）	収益的収支、資本的収支、資金収支のいずれも検討できない	83
タイプB （簡略型）	資本的収支は検討可能であるが、収益的収支が検討できない	76
タイプC （標準型）	収益的収支、資本的収支、資金収支について簡易なシミュレーションが可能	874
タイプD （詳細型）	更新需要以外の変動要素を検討できるなど精緻なシミュレーションが可能	110

【経営戦略の策定の判断基準】

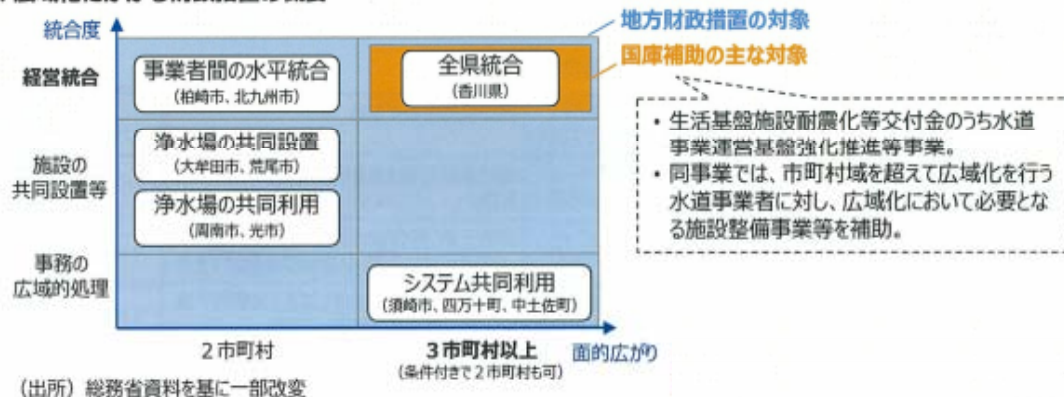
- ① 企業及び地域の現状と、これらの**将来見通しを踏まえたものであること。**
- ② **計画期間が10年以上となっていること。**
- ③ 計画期間内に**収支均衡**していること（収支均衡していない場合でも、収支ギャップ解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールが記載されていること）
- ④ 議会・住民に対し**公開**されていること。
- ⑤ **効率化・経営健全化のための取組方針**が示されていること。
- ⑥ 進捗管理（モニタリグ）や見直し（ローリング）等の**経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方が記載されていること。**

- このように従来型の市町村単位(個々の水道事業者単位)での取組には限界がある中、**広域化の推進が重要**。(注)平成30年度に成立した改正水道法では、水道事業者等の間の広域的な連携を推進することが、都道府県の責務として明確化された。
- 現状、メリットが不明、近隣自治体との水道料金や財政力の格差が大きいという理由に、広域化に前向きでない事業者も多いが、小規模保険者が多数存在し、財政が不安定、保険者間の格差も大きいという**類似の構造的課題を抱えた国保**において、1人当たり保険料の都道府県格差(最大:3.3倍<北海道、平成30年度>福島県を除く)を超えて保険料水準統一や国保の都道府県単位化の動きが進められつつあることに鑑み、**同様の取り組みを目指していく必要**。
- 総務省・厚労省が都道府県に令和4年度までに「水道広域化推進プラン」の策定を求め、国も各種財政措置により広域化に向けた取組を支援しているところ、この機に経営環境の厳しさについて認識を一つにし、**より多くの都道府県において、統合度が高く、面的広がりのある広域化を目指すべき**。

◆広域化に取り組んでいない事業者が考える阻害要因



◆広域化にかかる財政措置の概要



§ 4. 市町村の財政状況

今後目指すべき地方財政の姿と令和4年度の地方財政への対応等についての意見

【出典：地方財政審議会、「今後目指すべき地方財政の姿と令和4年度の地方財政への対応等についての意見」、令和3年12月10日】

【概要】

○ 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、幸せをもたらし、活力溢れる持続可能な地域社会。

○ 目指すべき地方財政の姿

<持続可能な地方税財政基盤の構築>

<地方財政の健全化>

- 自由に使える一般財源総額の確保
- 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系
- 地方交付税の機能の適切な発揮
- 臨時財政対策債に依存せず、巨額の債務に圧迫されない姿
- まずは感染対策に万全を期す必要。あわせて将来を見据え、地方財政の健全化に不断に取り組む必要

○ 新型コロナウイルス感染症への対応：略

○ 令和4年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

- 地方自治体が、行政サービスを安定的に提供していくため、社会保障関係費の増加をはじめ、増大する御製需要を適切に地方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保すべき。
- 地方交付税総額を安定的に確保し、臨時財政対策債の発行額をできる限り抑制すべき。

2. 「デジタル田園都市国家構想」の実現

- 地域社会のデジタル化を集中的に進めるため必要な財源を引き続き確保すべき。
- 地方自治体のDXの推進のため、情報システムの標準化・共通化に係る経費について、地方自治体の意見も聞きながら、適切な措置を講じるべき。

3. 地方創生の推進

- まち・ひと・しごと創生のための財源を適切に確保すべき。
- 地方回帰を実現すべく、意欲的な取組を進めようとする地方自治体を支援すべき。

4. グリーン社会の実現

- 地球温暖化対策計画を踏まえ、太陽光発電の導入、省エネルギー改修の実施等について、関係省庁が連携し地方自治体の取組を促すとともに、適切な財政措置を講じるべき。

5. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進

- 災害の激甚化・頻発化等により、人命に直結する発災時等の応急対応が重要となっていることから、緊急防災・減災事業債を拡充すべき。
- 国土強靱化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していくため、公共施設等適正管理推進事業債の期間を延長すべき。

6. 社会保障制度改革

- 社会保障全般の総合的な検討にあたり、国と地方が協力し、それぞれの役割を果たすことが重要

- 公的価格見直しの実施にあたっては、地方の意見を十分に踏まえるべき。処遇改善に係る措置の円滑な実施のため、必要な財源確保が重要。

7. 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化

- 地域医療構想と整合性を図りつつ、持続可能な医療提供体制の確保に向け、公立病院の経営強化に係る取組を支援するため、所要の財政措置を講じるべき。

8. 地方財政の健全化に資する取組等

- 住民サービスの向上・地方自治体のガバナンスの向上の観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要。
- **水道・下水道事業**の広域化の実現に向け、財政措置の拡充等、地方自治体の取組を支援すべき。
- 宝くじの活性化に向けて、幅広い視点で議論・検討を行い、取組を進めるべき。

第三 令和4年度の地方財政への対応

5. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進

(1) 防災・減災対策の推進

(2) 公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えるが、国土強靱化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況にある中で、必要な対策を着実に実施するためには、各地方自治体が、財政マネジメント強化の観点から、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化しておくことが重要である。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了している。地方自治体においては、策定済の個別施設計画等の内容を踏まえ、公共施設等総合管理計画の見直しを行うこととされていることから、国としても、地方自治体に対してこれを促すとともに、地方自治体が同計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に実行するため、適切な支援が必要である。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた**公共施設等適正管理推進事業債**については、令和3年度が措置年限とされているが、活用実績は年々増加している。公共施設等の更新時期が集中する中、今後も地方自治体が公共施設等の適切な管理に取り組むことができるよう、同事業債の期間を延長すべきである。さらに、同事業債の活用策や取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。

・・・略・・・

9. 地方財政の健全化に資する取組等

(1) 財政マネジメントの強化

・・・略・・・

① 地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。

地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要がある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、毎年度、各地方自治体において、決算年度の翌年度までに財務書類等の作成・更新を行い、分かりやすく公表するとともに、経年・自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。

国においては、地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集、公表を行うとともに、研修等の機会を通じた周知や、地方公会計に関する専門家の派遣により、地方公会計のさらなる活用を促していくべきである。

また、地方自治体の基金については、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要である。財政状況資料集において、基金に関する項目として、基金の考え方、増減の利用、今後の方針等について公表しているところであり。引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

② 公営企業等の経営改革

i) 経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増しつつある中でも、将来にわたり役割を果たしていくためには、人口減少や更新投資の増大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である**経営戦略を策定・公表**した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、策定済の経営戦略について、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証の上、質を高める改定を行いながら、不断の経営改革に取り組む必要がある。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を一体として推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

なお、**公営企業会計に対する他会計からの繰入金**については、各地方自治体において、国に定める繰出基準のほか、地理的・自然的条件や地域振興の必要性など、それぞれの地域の実情を踏まえて実施されている。

各公営企業において、**経営に関する状況を明らかにしていく中で、議会や住民へ適切な説明を行い、合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。**

ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をよりの確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の適用拡大等により、経営状況等の「見える化」を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に把握し、経営基盤の強化等尾図るために重要な取組である。政府においては、**令和5年度**までを新たな集

中取組期間として、人口3万人未満の地方自治体も含め、公営企業会計適用の取組を推進してきたところ、重点事業(**下水道、簡易水道事業**)については、当該取組に着実な進歩がみられる。引き続き公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう国や都道府県による支援を行っていくべきである。

iii) 水道・**下水道事業**における広域化等の推進

大規模な投資を必要とするライフラインである水道・下水道事業については、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、経営基盤の強化・経営効率化等に資する広域化、PPP／PFIを含むさらなる民間活用を推進すべきである。

特に、**広域化**については、水道・下水道事業ともに、広域的な地方自治体である都道府県が広域化の推進に係る計画を**令和4年度末**までに策定することとされており、同計画に**施設の統廃合、デジタル化の推進**に関する事項等を盛り込み、具体的な取組を計画的に進めていく必要がある。

また、国は地方自治体における先進的な取組の周知や広域化の推進に係る財政措置等により、施設の統廃合を始めとした広域化の実現に向けた各地方自治体の取組を引き続き支援すべきである。特に、地方自治体における計画策定に向けた検討状況や統合に要する経費の実態を踏まえ、**同一下水道事業内の処理区の統合や公共下水道・集落排水の流域下水道への統合**に係る財政措置を拡充するなど支援を強化すべきである。

iv) 第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社については、これまで事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。他方、財政的リスクが高い第三セクター及び地方公社がなお存在していることから、これらと関係を有する地方自治体においては、各自治体の定める経営健全化の方針を踏まえ、一層の経営健全化の取組を進めるべきである。

③ 地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援

人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、地方自治体においては、公共施設等の適正管理や発生主義会計の適用による「見える化」の推進に加え、水道・下水道事業の持続的な経営を確保する観点から広域化等の推進や、持続的な地域医療提供体制を確保するための公立病院の経営強化の必要性も高まっている。

しかしながら、人材不足等のため、こうした分野の知識やノウハウが不足し、公共施設等の適正管理、地方公会計の整備、公営企業会計の適用、水道・下水道事業の広域化及び公立病院の経営強化等の取組が遅れている地方自治体もある。

こうした地方自治体に当該分野の専門的な知識・ノウハウを提供し、経営・財務マネジメントを強化するため、新たな経営課題への対応を含め、地方自治体へのアドバイザー派遣による支援を引き続き行っていくべきである。

(2) 多様な広域連携の推進

・・・略・・・

- 人口減少に伴い、料金収入は減少傾向にある。

水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。

普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少傾向に転じることが想定される。



図-1 地方公営企業の料金収入の推移

- 建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。

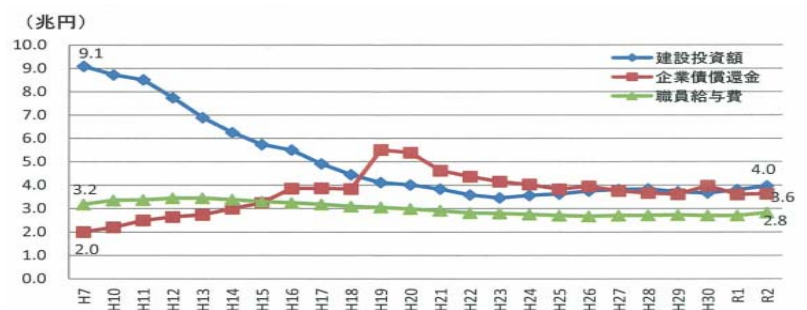


図-2 建設投資額等の推移

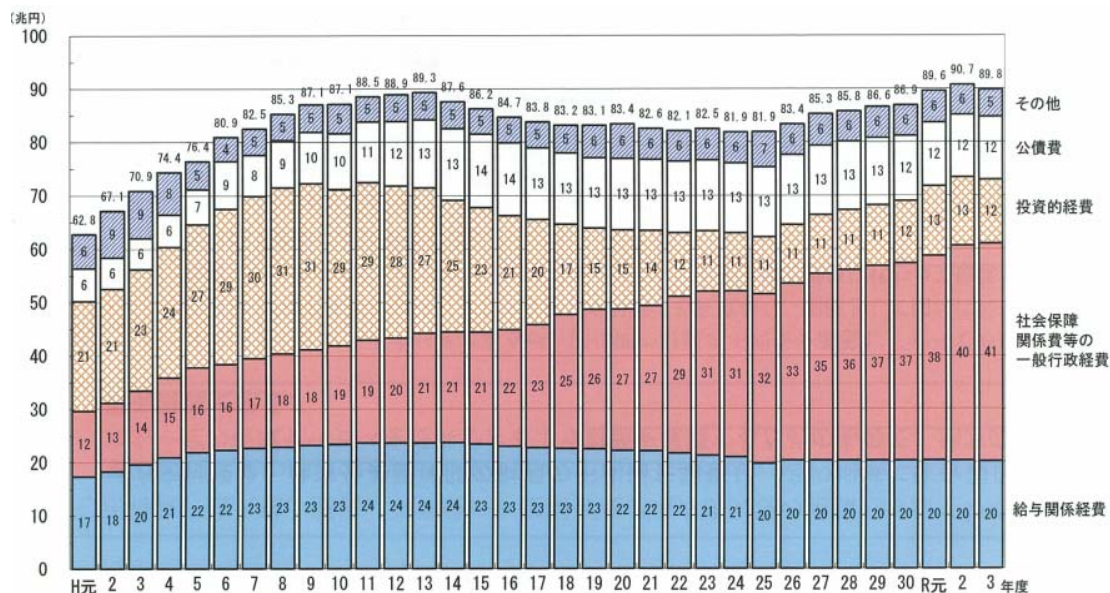


図-3 地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。

【出典：地方財政審議会、「今後目指すべき地方財政の姿と令和4年度の地方財政への対応等についての意見」、令和3年12月10日】

○ 下水道事業の広域化・共同化の推進

【総務省自治財政局、令和4年度地方財政対策の概要、令和3年12月24日】

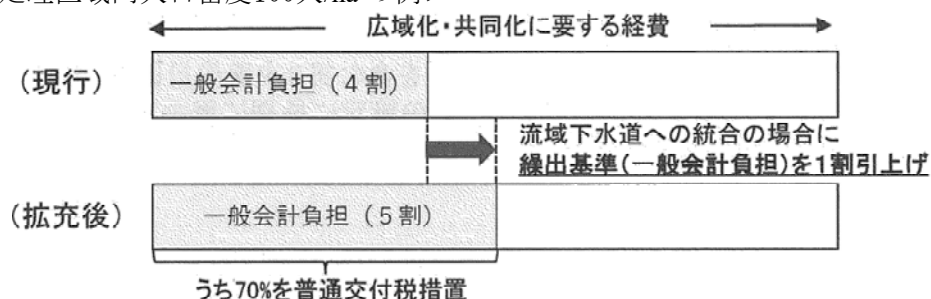
都道府県において令和4年度末までに広域化・共同化計画を策定するとともに、各地方団体において同計画に基づき施設の統廃合をはじめとした広域化・共同化に係る具体的な取組を進める必要。

このため、公共下水道事業等の流域下水道への統合に係る地方財政措置を拡充するとともに、同一下水道事業内の処理区統合を下水道事業債(広域化・共同化分)の対象に追加

ア. 流域下水道への統合に係る地方財政措置の拡充

公共下水道同士の統合に比して、流域下水道への統合に要する経費がかかり増しとなる実態を踏まえ、流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、操出基準を1割引上げ

<処理区域内人口密度100人/haの例>



<地方財政措置＝操出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	(現行) 広域化分	(拡充案) 流域下水道への統合分
100以上	28%	35%
75以上100未満	35%	42%
50以上75未満	42%	49%
25以上50未満	49%	56%
25未満	56%	63%

イ. 同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

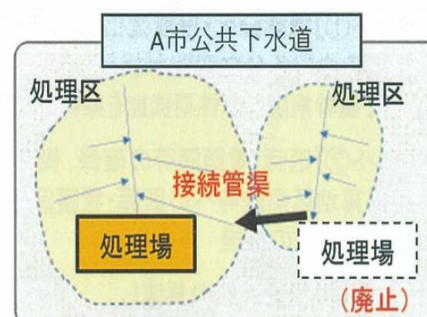
同一下水道事業内の処理区統合を下水道事業債(広域化・共同化分)の対象について

(参考)下水道事業債(広域化・共同化分)

地方財政措置

操出基準：処理区域内人口密度に応じて4～8割

交付税措置：普通交付税措置 7割



ウ. 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)(継続)

下水道の広域化・共同化等の取組を専門技術的に支援

(1) 新経済・財政再生計画改革工程表2021

【出典：経済財政諮問会議、令和3年12月23日「新経済・財政再生計画改革工程表2021－概要－」】

- 改革工程表は、政府の方針※の下で、新経済・財政再生計画に掲げられた主要分野ごとの重要課題や歳出横断的な課題への対応とK P I、それぞれの政策目標とのつながりを明示することにより、目指す成果への道筋を示す。

※「危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期します。経済あつての財政であり、順番を間違えてはなりません。経済をしっかり立て直します。そして、財政健全化に向けて取り組みます。」
(第207回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(2021年12月6日))

- 本年改定においては、
 - (1) 各施策の推進状況を点検・評価
 - (2) 「経済財政運営と改革の基本方針2021」及びその後の政府方針
 - (3) 「経済・財政一体改革エビデンス整備プラン」に基づく検討を踏まえ、各施策の改革工程を具体化。

注) K P I について

第1階層：各取組事項の進捗状況を測定するための指標(アウトプット(産出)指標)

第2階層：各取組事項の実施による成果を測定するための指標(アウトカム(成果)指標)

注) 2019～2021年度は基盤強化期間

2. 社会資本整備等

政策目標 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

- ・ i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2割向上することを目指す。
- ・ また、インフラメンテナンスについて、各省庁が公表する「予防保全等の導入による維持管理・更新費の縮減見通し」を念頭に、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

1. ICTの活用(i-Constructionの推進)・・・略・・・

2. 中長期的な担い手の確保・・・略・・・

3. 重点プロジェクトの明確化・・・略・・・

4. 効率的・効果的な老朽化対策の推進・・・略・・・

5. インフラ維持管理・更新費見通しの公表

(総合管理計画)

- a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しが見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うよう技術的な助言を行う。《総務省、2022年度》

(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、**農業集落排水施設**、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、**漁業集落環境施設**、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、**下水道**、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、**一般廃棄物処理施設**)

- a. 2021年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する（一部公表済み）。《関係省庁、2022年度》
- b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの取組を行う。《関係省庁、2022年度》

K P I 第1階層

- インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2021年度末までに100%

K P I 第2階層

- 総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕

6. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援

- a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2022年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁、2022年度》
- b. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁、2022年度》
- c. 総合管理計画の見直しについて、2021年度末までの状況の分析を行った上で、2023年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。《総務省、2022年度》
- d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁、2022年度》
- e. 個別施設計画の標準化に向けた具体的な方法の整理を行った上で、計画内容の標準化を行う。《内閣府、関係省庁、2022年度》

K P I 第1階層

- 個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%
- 総合管理計画の見直し策定率：2023年度末までに100%

K P I 第2階層

- 施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕

7. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開

（総合管理計画）

- a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省、2022年度》

（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、**農業集落排水施設**、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、**漁業集落環境施設**、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、**下水道**、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、**一般廃棄物処理施設**）

- a. 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を促すため、先進・優良事例の横展開等を実施する。《関係省庁、2022年度》

※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況（供用年数、健全性）、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。

（総合管理計画・個別施設計画の策定状況）

- a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁、2022年度》

K P I 第1階層

- 個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%
- 総合管理計画の見直し策定率：2023年度末までに100%

K P I 第2階層

- 施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕

8. インフラデータの有効活用・・・略・・・

政策目標 社会資本整備等2. P P P / P F I の推進

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「P P P / P F I 推進アクションプラン」に基づき、多様なP P P / P F I の活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がP P P / P F I に取り組みやすい方策等を講じる。

- ・なお、2013年度～2022年度の10年間で21兆円としたP P P / P F I の事業規模（契約期間中の総収入）目標を前倒しで達成したことを受け、2022年～2031年度の新たな目標を設定するとともに推進方策を拡充し、P P P / P F I が活用される地域と分野を大幅に拡大する。

9. P P P / P F I 推進アクションプランの推進

（P P P / P F I 推進アクションプラン等）

- a. 施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、P P P / P F I を一層推進する。2022年度以降の新たな事業規模目標、公共施設等運営事業等の重点分野目標を設定するとともに、特に、P P P / P F I 事業を実施する地方公共団体数の増加、活用分野の拡大、新たな収益を生み出す事業の推進に向けた方策等の措置を講じる。《内閣府、関係省庁、2022年度》
- b. 各取組の方針（実施時期やK P I 設定の検討等を含む）については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論等を踏まえて具体化し、P P P / P F I 推進アクションプラン（2022年改定版）において明示する。《内閣府、関係省庁、2022年度》
- c. アウトカム指標の充実に向けて、公共サービスの質の向上や地域経済の活性化等、P P P / P F I の導入による効果の具体的な事例を把握する。《内閣府、関係省庁、22年度》

（水道）

- a. 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公

共同体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。《厚生労働省、2022年度》

(下水道)

- a. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続し、公共施設等運営事業の案件形成に取り組む。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、P P P / P F I 導入の成果について周知する。《国土交通省、2022年度》

(空港)

- a. P P P / P F I 推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港の公共施設等運営事業の導入を促進する。《国土交通省、2022年度》

(交付金・補助金事業)

- a. 一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際のP P P / P F I の導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、**浄化槽**、**集落排水**、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設）について、着実に運用する。《関係省庁、2022年度》

K P I 第1階層

○優先的検討規程に基づき新たなP P P / P F I 事業の検討を実施した団体数

：2024年度末までに334団体

○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してP P P / P F I 事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数

：2021年度～2023年度に200団体

○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に550団体

K P I 第2階層

○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数

：「P P P / P F I 推進アクションプラン」に定める目標と同じ

10. 優先的検討規程の策定・運用・・・略・・・

11. P P P / P F I 推進のための地方公共団体への支援・・・略・・・

政策目標 社会資本整備等3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化とデジタル化の推進に向けた新技術を活用する取組を一体となって進める必要がある。このため、政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備するとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。併せて、所有者不明土地対策等を推進する。

- ① 社会のD X化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値 創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す

取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。このため、デジタル基盤、運営体制、人材等のスマートシティ推進の基盤整備を図るとともに、質的な効果に着目した活動・サービス推進を通じ、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値・経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地で形成され、国内外に紹介できる優良事例を創出する。

- ② 市町村の全人口に対して、居住とともに誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024年度末までに評価対象都市の2/3とすることを目指す。

12. スマートシティの推進・・・略・・・

13. 立地適正化計画の作成・実施の促進

(計画に対する予算措置等による支援)

- a. 予算措置等により市町村の計画作成を支援する (2022年度)。
- b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、**立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定**するよう相互に働きかける (2022年度)。
- c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きの周知を図る (2022年度)。
- d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する (2022年度)。
- e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する (2022年度)。

(支援策等の充実)

- a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う (2022年度)。
- b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する (2022年度)。
- c. **2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するもの**については、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する (2022年度)。

K P I 第1階層

- 立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村
- 立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数
：2024年度末までに400市町村

K P I 第2階層

- 立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、**都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加**している市町村数：2024年度末までに以下①～③の全ての区分について**評価対象都市**の

13. 立地適正化計画の作成・実施の促進

(モデル都市の形成・横展開)

- a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する(2022年度)。
- b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す(2022年度)。
- c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する(2022年度)。

(都市計画に関するデータの利用環境の充実)

- a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの整備・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する(2022年度)。

(効果的な評価指標設定の啓発)

- a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する(2022年度)。

(スマート・プランニングの推進)

- a. 複数都市における検証を通じて、交通行動のシミュレーションの改善を図るなど「スマート・プランニング実践の手引き」の更なる充実を図ることに加え、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を行う(2022年度)。

(立地適正化計画制度・運用の更なる改善)

- a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる(2022年度)。

《国土交通省》

《コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)》

KPI第1階層

○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村

○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数

：2024年度末までに400市町村

KPI第2階層

○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の

14. 地域公共交通計画の作成・実施の促進

- a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、**地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定**するように相互に働きかける（2022年度）。
- b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る（2022年度）。
- c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく（2022年度）。

《国土交通省》

K P I 第 1 階層

- 地域公共交通計画の策定件数：2024年度末までに1,200件
○地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村

K P I 第2階層

- 地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員
：減少率を毎年低下「実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる」

15. 都市計画道路の見直し・・・略・・・
16. 既存ストックの有効活用・・・略・・・
17. 所有者不明土地の有効活用・・・略・・・

3. 地方行財政改革等

政策目標 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、**将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討**や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、**見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革**を推進する。安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）

1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映・・・略・・・
2. 自治体デジタルトランスフォーメーション（D X）推進計画に基づく取組の推進・・・略・・・
3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進
 - a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的

な改革等を推進。《総務省、2022年度》

- b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。《総務省、2022年度》
- c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。《総務省、2022年度》
- d. 水道、**下水道**などの公営企業について I C T 等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁、2022年度》
- e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。《総務省、2022年度》

K P I 第 1 階層

- 経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】
- 収支赤字事業数【2017 年度決算(938事業)より減少】

K P I 第 2 階層

- 公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【**収支（改善）、繰出金（抑制）**】

4. 公営企業会計の適用促進

- a. 重点事業（**下水道**、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口 3 万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。《総務省、2022～2023 年度》
- b. その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省、2022～2023年度》

K P I 第 1 階層：

- 重点事業における公営企業会計の適用事業数（人口 3 万人未満）
【2024年度予算から対象事業の100%】
- その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】

K P I 第 2 階層

- 公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【**収支（改善）、繰出金（抑制）**】

5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進・・・略・・・

6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進

- a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。
- b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。
- c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様な P P P / P F I の活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。

- d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、施設の統廃合等を盛り込んだ計画を2022年度までに策定するにあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。
- e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。
- f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。

《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省、2022年度》

KPI第1階層

- 広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）

【2022年度までに450地区】

- システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】

KPI第2階層：

- 公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】

7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進

・・・略・・・

8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進・・・略・・・

9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開

- a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省、2022年度》
- b. 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省、2022年度》
- c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省、2022年度》
- d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。

《総務省、2022年度》

- e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省、2022年度》
- f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例

の共有に取り組む。《総務省、2022年度》

g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁、2022年度》

h. 地方創生臨時交付金事業について、事業の使途や事業の効果等の把握を行い、自治体間の比較検証を行う。《内閣府、2022年度》

K P I 第1階層

○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」

○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」

○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」

○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数

【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】

○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数

【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】

○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】

K P I 第2階層

○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】

○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】

○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標

※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表

10. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進

・・・略・・・

11. 地方自治体の多様な広域連携の推進等・・・略・・・

12. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）・・・略・・・

13. 国と地方の新たな役割分担等・・・略・・・

14. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討・・・略・・・

15. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる・・・略・・・

16. 地方創生推進交付金の効果向上・・・略・・・

政策目標 地方行財政改革等3. デジタル・ガバメントの断行

国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進

17. 新重点計画、規制改革実施計画等の推進・・・略・・・

(2) 主な財政指標

表－1 主な財政指標(経常収支比率と実質公債費比率)

令和元年度 (経常収支比率&実質公債費比率)		経常収支比率：％		
		～80%未満 適正	80%以上～90%未満 やや硬直化	90%以上～100%未満 財政硬直化
実質公債費比率 ％	～ 10%未満	内子町 (79.9 : 2.1)	新居浜市 (80.0 : 1.5) 宇和島市 (84.0 : 4.0) 伊方町 (85.3 : 5.4) 砥部町 (86.8 : 2.0) 松野町 (86.8 : 4.8) 西条市 (88.3 : 6.4) 四国中央市 (88.8 : 8.6) 鬼北町 (89.3 : 5.9) 松山市 (89.4 : 7.7) 松前町 (89.5 : 8.7) 伊予市 (89.7 : 8.3)	大洲市 (92.9 : 7.4) 西予市 (93.8 : 9.7) 八幡浜市 (94.0 : 9.6) 愛南町 (97.2 : 7.2)
	10%以上 ～ 16%未満		久万高原町 (88.7 : 11.8)	今治市 (94.7 : 12.2) 東温市 (96.0 : 12.2) 上島町 (99.5 : 12.3)

20市町の平均(89.5& 7.6)、愛媛県(90.2&10.2)

【数値の出所は総務省、市町村別決算状況調と地方公共団体の主要財政指標一覧】

- **経常収支比率**は、地方公共団体の**財政構造の弾力性**を示す指標で、「用途が限定されていない収入額」に占める「**人件費、扶助費**(社会福祉費)、**公債費**(借金の返済)など経常的な経費」の割合です。
- **実質公債費比率**とは、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、**実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表す**ものです。

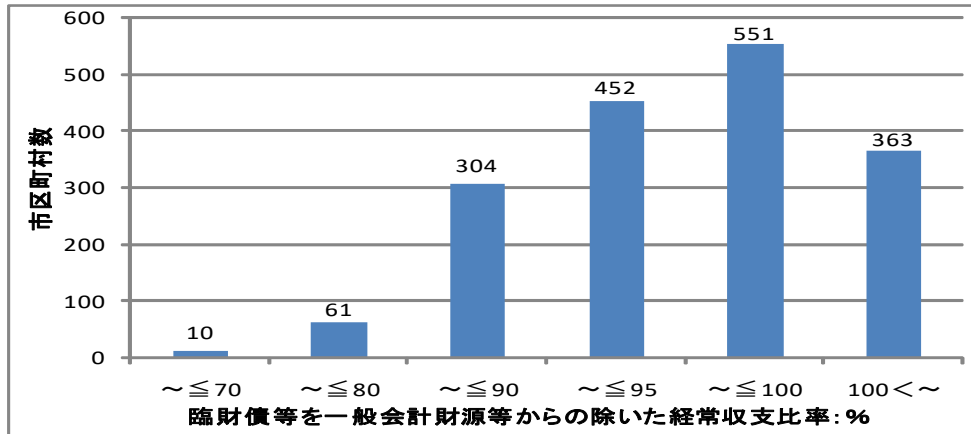
市町村の平均	経常収支比率	実質公債費比率	財政力指数
令和2年度	93.1%	5.7%	0.51
令和元年度	93.6%	5.8%	0.51
平成30年度	93.0%	6.1%	0.51
平成29年度	92.8%	6.4%	0.51
平成27年度	90.0%	7.4%	0.50

各種交付金の増等
臨財債の減少等
扶助費の増等

【出典：総務省の資料】

経常収支比率の 区分(全市町村)	80%未満	80%以上～ 90%未満	90%以上～ 100%未満	100%以上 ～	合 計
令和2年度 93.1%	106 (6.2%)	682 (39.7%)	899 (52.3%)	31 (1.8%)	1,718 (100.0%)
令和元年度 93.6%	85 (4.9%)	569 (33.1%)	1,011 (58.8%)	53 (3.1%)	1,718 (100.0%)
平成30年度 93.0%	94 (5.5%)	621 (36.1%)	952 (55.4%)	51 (3.0%)	1,718 (100.0%)
平成29年度 92.8%	124 (7.2%)	692 (40.3%)	861 (50.1%)	41 (2.4%)	1,718 (100.0%)
平成27年度 90.0%	237 (13.8%)	966 (56.2%)	506 (29.5%)	9 (0.5%)	1,718 (100.0%)

- 減収補填債(特例分)及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率
 (上島町：102.4)、(東温市：100.3)、(愛南町：99.9)、(今治市：99.0)
 (八幡浜市：97.5)、(愛媛県：96.8)、(西予市：96.6)、(大洲市：96.3)
 (松山市：96.0)、(松前町：95.4)、(四国中央市：93.6)、(伊予市：93.4)
 (西条市：93.3)、(鬼北町：92.0)、(久万高原町：91.1)、(砥部町：90.7)
 (松野町：89.3)、(伊方町：88.2)、(宇和島市：86.9)、(新居浜市：85.1)
 (内子町：82.4)



図－４ 臨財債等を除いた経常収支比率の分布(令和元年度、100.0は11市町村)

表－２ 市町別の積立金現在高の推移

	積立金現在高：百万円			B／C	積立金現在高 の増減割合		
	平成13年度 A	令和元年度 B	(B-A)/18 C				
松山市	45,198	47,423	124	増加	上島町	-18	1
今治市	26,661	27,405	41	増加	伊予市	-31	2
宇和島市	5,158	13,344	455	増加	砥部町	-74	3
八幡浜市	4,795	5,708	51	増加	松前町	-75	4
新居浜市	9,226	8,262	-54	-153	新居浜市	-153	5
西条市	10,669	11,316	36	増加	今治市	増加	6
大洲市	6,143	7,571	79	増加	松山市	増加	7
伊予市	5,457	3,448	-112	-31	西条市	増加	8
四国中央市	6,075	10,820	264	増加	八幡浜市	増加	9
西予市	7,707	10,991	182	増加	大洲市	増加	10
東温市	3,574	5,652	115	増加	松野町	増加	11
上島町	4,498	2,235	-126	-18	内子町	増加	12
久万高原町	4,073	5,980	106	増加	愛南町	増加	13
松前町	1,766	1,422	-19	-75	西予市	増加	14
砥部町	2,679	2,159	-29	-74	久万高原町	増加	15
内子町	4,363	6,054	94	増加	伊方町	増加	16
伊方町	8,704	12,836	230	増加	東温市	増加	17
松野町	1,045	1,401	20	増加	四国中央市	増加	18
鬼北町	1,368	4,683	184	増加	宇和島市	増加	19
愛南町	7,837	11,062	179	増加	鬼北町	増加	20
20市町	166,996	199,770	1,821	増加	20市町	増加	

20市町合計の積立金現在高：平成21年度が128,185百万円、平成25年度が197,016百万円

※) 令和元年度の現在高を[平成13年度から令和元年度の18年間における減少額の年平均値]で除した値で、過去18年間と 同様な割合で積立金が減少した場合、何年後に積立金が0になるかを表している。

【数値の出所は、総務省、決算カードと市町村別決算状況調】

表－３ 標準財政規模に対する積立金現在高の割合

財政調整基金／標準財政規模	積立金現在高／標準財政規模			積立金現在高／標準財政規模：％			1,718市町村中
	：％	令和元年度	B／C	令和元年度(昇順)	B／C		
17.4	松山市	44.4	増加	松前町	21.3	-75	166
30.7	今治市	61.3	増加	新居浜市	30.4	-153	330
18.5	宇和島市	53.1	増加	伊予市	32.9	-31	389
26.6	八幡浜市	51.7	増加	砥部町	41.2	-74	553
11.0	新居浜市	30.4	-153	西条市	41.7	増加	565
18.6	西条市	41.7	増加	松山市	44.4	増加	613
16.2	大洲市	52.8	増加	四国中央市	45.7	増加	
17.9	伊予市	32.9	-31	八幡浜市	51.7	増加	
26.7	四国中央市	45.7	増加	大洲市	52.8	増加	
19.5	西予市	72.5	増加	宇和島市	53.1	増加	
33.9	東温市	61.1	増加	上島町	54.7	-18	
23.6	上島町	54.7	-18	東温市	61.1	増加	
63.9	久万高原町	107.8	増加	今治市	61.3	増加	
10.1	松前町	21.3	-75	松野町	67.1	増加	
18.2	砥部町	41.2	-74	西予市	72.5	増加	
18.7	内子町	94.0	増加	内子町	94.0	増加	
75.2	伊方町	242.8	増加	鬼北町	105.2	増加	
40.7	松野町	67.1	増加	久万高原町	107.8	増加	
44.4	鬼北町	105.2	増加	愛南町	119.4	増加	
48.5	愛南町	119.4	増加	伊方町	242.8	増加	
22.9	20市町	54.9	増加	20市町	54.9	増加	
	H25年度	52.5	【数値の出所は、総務省、市町村別決算状況調】				
	H21年度	35.1					

- 令和２年度末の市町村普通会計決算の概要(総務省令和３年11月30日付け報道資料)によると、積立金現在高は602億円減(0.4%減)の15兆6,347億円(前年度は1,076億円減(0.7%減)の15兆6,967億円)、その内訳は財政調整基金が363億円増(0.6%増)の5兆7,100億円、減債基金が382億円減(2.9%減)の1兆2,776億円、その他特定目的基金が584億円減(0.7%減)の8兆6,471億円です。



図－５ 地方の基金残高の推移(通常収支分) 都道府県分と市町村分の合計
【出典：財政制度等審議会、「令和４年度予算の編成等に関する建議、令和３年12月３日】

【標準財政規模】

地方公共団体が使い道を自由に選択できる財源の大きさのこと(標準税収入額+普通地方交付税+地方譲与税)。地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる標準的な一般財源の総枠を表すもの。

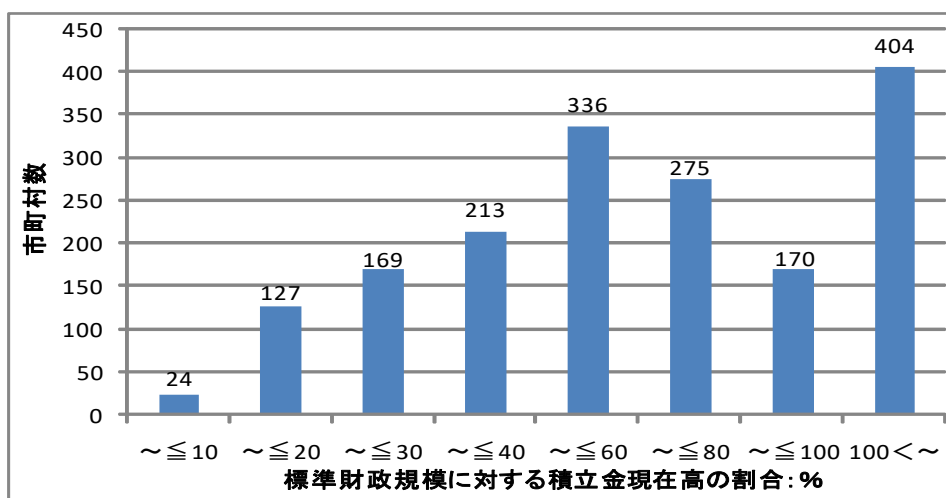
【積立金(財政調整基金+減債基金+その他特定目的基金)】

財政調整基金：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金

減債基金：地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金

その他特定目的基金：財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積みたてるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

財務省の「財務状況把握ハンドブック」では、積立金等について、次のように記述しています。「資金繰りの状況の観点からみると、現金預金が資金繰りの繁忙度を表しており、**その他特定目的基金は直接資金繰りに使うものではないが、いざというときには取り崩して資金繰りバッファの役割を果たすことができる**。また、安定した資金繰りのために最低限必要な量を超えた現金預金は、手元流動性資産であっても、実態的にはその他特定目的基金と同様に資金繰りバッファのための資金として機能していると考えられる。よって、**資金繰りの状況の観点で団体の耐久余力を把握するに当たっては、現金預金とその他目的基金を合算した積立金等をその対象として、水準を把握する。**」



図－6 標準財政規模に対する積立金現在高の割合の分布(令和元年度)

【数値の出所は、総務省、令和元年度市町村別決算状況調】

- 「上位6自治体」と「200%を超える86自治体のうち21自治体」は、東日本大震災の被災3県内(岩手県(5)、宮城県(5)、福島県(10))の自治体です。

被災3県以外の自治体で、標準財政規模に対する積立金現在高の割合が高いのは、東京都御蔵島村(700.4%)、東京都青ヶ島村(648.5%)、三重県川越町(510.7%)、新潟県刈羽村(483.8%)、長野県下條村(456.1%)、長野県南相木村(428.8%)、和歌山県高野町(416.5%)、佐賀県江北町(414.4%)、奈良県川上村(383.5%)、佐賀県玄海町(382.1%)などです。

○ 1,718市町村中、最も低いのは新潟県加茂市で0.6%(30年度は0.7%)、次いで奈良県河合町(1.1%)、横浜市(2.6%)、新潟市(2.7%)、広島市(3.2%)、大阪府松原市(5.5%)、京都府宮津市(5.7%)、水戸市(5.9%)、福井市(6.1%)、千葉県銚子市(6.2%)、北海道北広島市(7.2%)、宮城県村田町(7.7%)、奈良県平群町(7.9%)、埼玉県嵐山町(7.9%)、名古屋市(8.1%)、川崎市(8.2%)、相模原市(8.4%)、千葉市(8.7%)、三重県名張市(8.9%)、埼玉県幸手市(9.1%)、京都市(9.1%)、**和歌山市(9.5%)**、富山県小矢部市(9.8%)の順で、320市町(30年度は318)が30%未満です。

○ 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、**財政調整基金の適正規模**について、次のように述べています。

地方財政法は第4条の3で基金の造成、第4条の4で積立金の処分について規定しています。その解釈は少し面倒なので、結論だけをいうと、

- ① 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、
 - ② 災害により生じた経費の財源または災害より生じた減収を埋めるための財源に充てるとき、
 - ③ 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき、
 - ④ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき、
 - ⑤ 償還期限を繰り上げて行う地方債のための経費の財源に充てるとき
- の5つのケースについて、基金の取り崩しが適当としています。

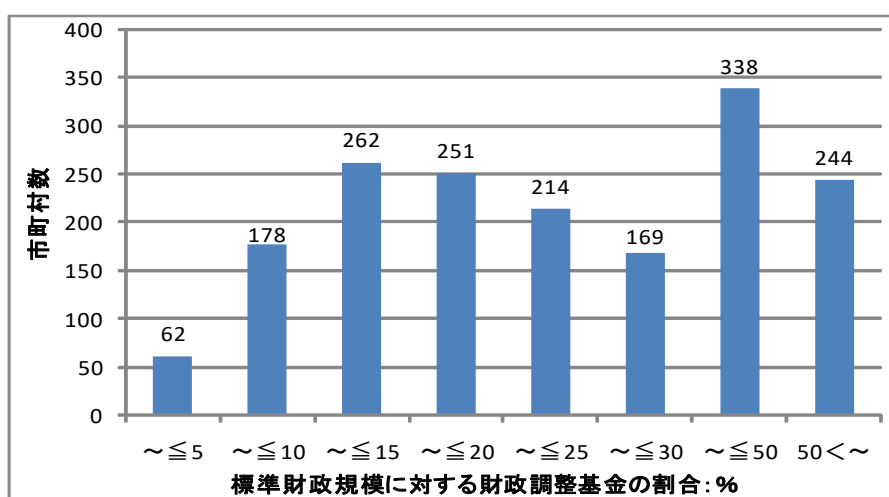
ところで、基金には種類があり、それぞれ目的に応じて造成されなければなりません。

③は公共施設整備基金などが該当します。財政調整基金は、①と②を対処するためのものと整理できます。しかし、その適正額を明らかにすることは簡単ではありません。

②の災害対策のための基金の所要額は、想定される災害の種類や頻度、規模によって大きく異なります。また、災害の規模によって、国費投入の割合は異なります(災害規模が小さいほど国費投入の割合は小さい)。個々の地方自治体は、近年の被災団体の発災後の補正予算を比較検討して、所要額を見積もるなどの対応をしなければなりません。一般に市街地が狭く1ヵ所に集中している場合には災害が全体に及びやすいので、救援事業等の規模が、財政規模に対して相対的に大きくなります。あくまで経験値として、**標準財政規模の5～10%程度**というところでしょう

①として想定すべき状況として、まずは、大規模な景気後退に伴う地方税の一時的な減少があります。その場合、地方税収入の比較的大きな団体、とりわけ不交付団体ほど、積立の必要度が大きくなります。特定の企業の税収に依存してきた団体や、収益事業収入に依存してきた団体では、それらの収入が激減することに備えて、より多額の財政調整基金が必要となります。その規模についても、一概にはいえませんが、感覚的には、やはり**標準財政規模の5～10%**というところです。

そうすると、**財政調整基金の適正規模は、おおむね標準財政規模の10～20%程度**となります。これは、市町村の平均的な財政調整基金の規模とおおむね一致します。



図ー 7 標準財政規模に対する財政調整基金の割合の分布(令和元年度)
【数値の出所は、総務省、令和元年度市町村別決算状況調】

- 1,718市町村中、標準財政規模に対する財政調整基金の割合が最も低いのは、0.0%の京都市、次いで新潟県加茂市(0.2%)、福井市(0.6%)、三重県名張市(0.8%)、横浜市(0.8%)、奈良県河合町(1.0%)、北海道利尻町(1.0%)、北海道室蘭市(1.1%)、堺市(1.1%)、広島市(1.2%)、京都府宮津市(1.2%)、福岡県中間市(1.4%)、千葉県銚子市(1.5%)、北海道北広島市(1.6%)、熊本県人吉市(1.7%)、川崎市(1.7%)、大阪府松原市(1.8%)、奈良市(1.9%)、名古屋市(1.9%)、新潟市(2.0%)の順で、240市町村(30年度は218)が10%未満です。

- 令和元年度末の一般会計と公営企業会計等を合わせた地方債総額は、**愛媛県が1兆30億円、20市町で1兆1,163億円、合わせて2兆1,737億円**で、**住民1人当たり160万円**となっており、平成17年度の156万円から21年度の152万円と減少傾向が認められたが再び上昇傾向となり、平成17年度末と比べると、人口の減少割合よりも地方債現在高の減少割合の方が小さいことから、**人口1人当たりでは4万円増加**しています。

市町別に住民1人当たりをみると、最も多いのが上島町の196万円、次いで久万高原町の174万円、西予市の143万円、四国中央市の139万円、伊方町の134万円、松野町の127万円など9市町が100万円を超えています。また、積立金現在高に対する地方債総額の割合は、最も高いのが松前町で13.4、言い換えると借金の7.5%しか貯金がない状態、次いで新居浜市の11.4、四国中央市の10.9、伊予市の9.8の順です。さらに、地方自治体を使い道を自由に選択できる財源の大きさで、地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる標準的な一般財源の総枠である「標準財政規模」に対する地方債総額の割合は、最も高いのが四国中央市の5.0、次いで八幡浜市の3.6、新居浜市と西予市の3.5、東温市の3.4の順となっています。

表－４ 地方債現在高の増減

愛媛県 (一般＋公営等)		平成17年度 A	平成21年度	令和元年度 B	差 額 C : B－A	増減率 C/A : %
地方債現在高 ：百万円	県 市町 計(A)	1,012,970	1,002,982	1,057,431	44,461	＋ 4.4
		1,302,239	1,205,989	1,116,277	▲ 185,962	－14.3
		2,315,209	2,208,971	2,173,708	▲ 141,501	－ 6.1
住民基本台帳人口(B)		1,486,946	1,457,950	1,355,720	▲ 131,226	－ 8.8
A／B : 万円/人		156	152	160	4	

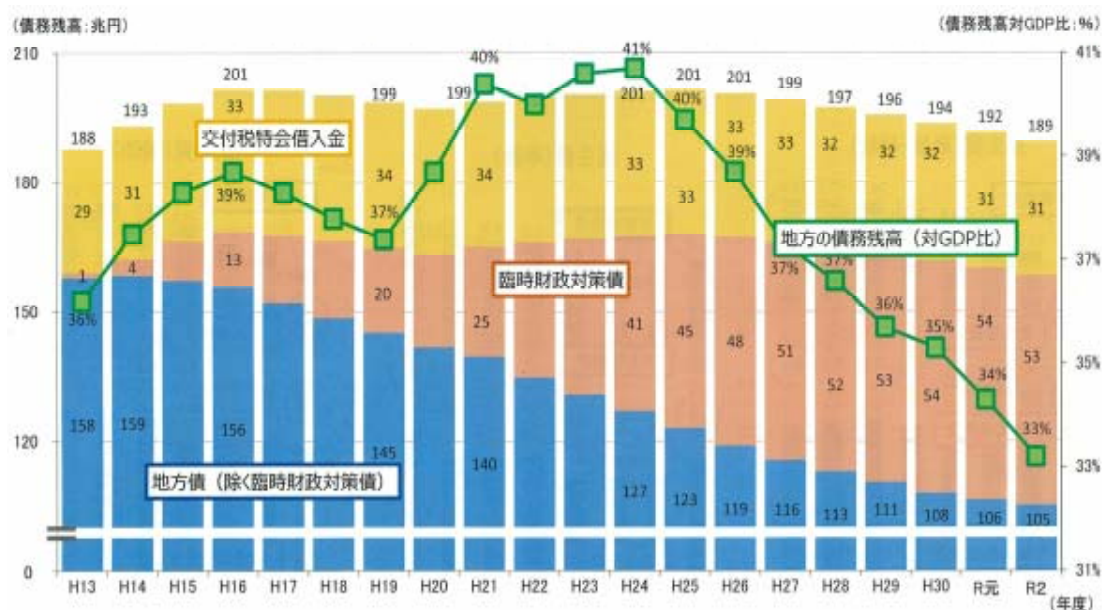
平成25年度
 県 1,086,752
 市町村 1,146,710
 計(A) 2,233,462
 人口(B) 1,427,866
 A/B 156
 「地方債現在高の減少速度」＜「人口の減少速度」
 【数値の出所は、総務省、財政状況資料集等】

参考資料

秋田県		平成22年度 A	平成27年度 B	平成29年度 C	差 額 D : C - A	増減率 D/C %
地方債：百万円 (一般＋公営等)	県 市町村 計(A)	1, 338, 007	1, 316, 264	1, 297, 677	▲ 40, 330	－ 3. 0
		1, 137, 950	1, 091, 702	1, 058, 514	▲ 79, 436	－ 7. 0
		2, 475, 957	2, 407, 966	2, 356, 191	▲ 119, 766	－ 4. 8
住民基本台帳人口(B)		1, 097, 588	1, 039, 436	1, 011, 297	▲ 86, 291	－ 7. 9
A／B : 万円/人		225. 6	231. 7	233. 0	7. 4	＋ 3. 3

県と市町村の地方債の合計額の減少速度＜住民基本台帳人口の減少速度

- 令和元年度末の地方自治体の地方債現在高210兆円(＝普通会計：189＋公営企業：21)
 210兆円÷1.24億人(日本人)≒169万円/人(平成30年度175万円/人)



図－８ 地方の債務残高の推移

- 建設地方債（臨時財政対策債を除く地方債）の残高は、平成14年度にピークの159兆円を記録した後、足元では108兆円まで減少。

- 地方の特例公債に相当する臨時財政対策債は、平成13年度の創設以降累増してきたものの、近年は増加のペースが鈍化し、令和元年度、2年度においては減少見込み。
- この結果、地方の債務残高は、金額では平成26年度以降7年連続、対GDP比では平成25年度以降8年連続で減少見込み。

【出典：財務省、令和2年11月2日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】



図-9 国と地方の長期債務残高の推移(ストック)

【出典：財務省、令和2年11月2日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

- 総務省の平成29年12月12日付け報道資料「地方財政審議会、今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見」において、「地方財政の健全化」について次のような記述があります。

持続可能な地方財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以来継続して巨額の財源不足が生じている。また、地方の債務残高は約200兆円規模で推移している。

本来のあるべき地方財政の姿は、臨時財政対策のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。特例的な地方債への依存を改善するとともに、極めて大きな地方債の債務残高の計画的な引き下げに向けて取り組んでいくことが必要である。

このため、歳入面においては、平成31年10月に予定されている消費税率10%への引き上げにより地方の社会保障財源の充実を図ることとあわせ、地域経済の活性化等に向けた取組により、地方税収等の更なる増加を図ることが求められる。

また、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組むことが求められる。このため、住民との議論に基づき、真に必要な行政サービスや、その効果的・効率的な提供方法の選択を行うことができるよう、各地方自治体が、他の地方自治体との比較を含め、自らの財政状況を住民や議会に理解しやすい形で的確に把握・公表することが重要である。そのため、引き続き地方財政の状況の「見える化」等を推進すべきである。

表-5 公営企業債残高(公営企業会計負担分)の状況

単位：兆円

年度	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3
公営企業 債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	22	21	21

- また、平成28年8月7日付け日本経済新聞に「日本国債 借金ありきの景気刺激策」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

1990年代後半以降、日本は借金である国債の発行なしでは財政が成り立たない「赤字経営」に陥っている。毎年30兆～40兆円の新しい国債を発行し、発行残高は838兆円に積み上がった。国民1人ひとりに664万円、4人家族なら合計2,656万円の借金がある計算だ。政府は65年度、歳入不足を補うための「赤字国債」を1,972億円発行した。戦後の国債発行の歴史はこのとき始まった。91～93年度にはいったんゼロになったが、98年度を境に目立って発行額が増え始めた。

前年の97年度は消費税率5%への引き上げ、アジア通貨危機、金融不安などで重なった。当時の小渕恵三首相は総額24兆円に上る大型の経済対策を打ち出した。98年度の新しい国債の発行額は34兆円。前年の1.8倍に急増した。これ以降、ほぼ毎年、30兆円を超える新規の発行が続くようになった。リーマン危機や東日本大震災のほか、少子高齢化で医療や介護への支出が増え続けているという構造要因もある。

- 令和3年8月10日付け財務省報道資料では、令和3年6月末時点の国債及び借入金並びに政府保障債務現在高は、それぞれ、**10,667,809億円**(国債、うち普通国債は**9,420,071億円**) + 1,538,559億円(借入金 + 政府短期証券) + 337,690億円(政府保証債務) = **1,254兆4,058億円**(前年度末に対し**39,225億円増**)

- 地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック令和2年6月改訂版(p.12)では、「**地方債現在高**は、普通会計において起債している分を計上する。地方債には、例えば、**臨時財政対策債**や**合併特例債**のように、元利償還額に対して地方交付税が措置される地方債がある。しかしながら、これは、**元利償還金相当額が、後年度の基準財政需要額に算入されるということを表していることに過ぎず、元利償還総額の地方交付税が、現在の地方交付税にそのまま加算されて団体に交付されることを意味するものではない。団体によっては、交付税措置のある地方債は、実質的な債務ではないかのように説明されることもあるが、これらも借金であることには変わりないため、交付税措置される地方債であっても地方債現在高からは控除しない。**」と記述されています。

表－6 市町別の地方債現在高(一般会計等と公営企業会計等の合算)の大きさ

1人当たりの地方債現在高(万円/人) 令和元年度		地方債現在高／ 積立金現在高 令和元年度		地方債現在高／ 標準財政規模 令和元年度		地方債現在高／ 歳入総額 令和元年度	
上島町	196.5	松前町	13.4	四国中央市	5.0	四国中央市	2.6
久万高原町	173.7	新居浜市	11.4	八幡浜市	3.6	東温市	1.9
西予市	142.8	四国中央市	10.9	新居浜市	3.5	上島町	1.8
四国中央市	138.5	伊予市	9.8	西予市	3.5	松山市	1.7
伊方町	134.5	西条市	7.9	東温市	3.4	八幡浜市	1.7
松野町	126.6	八幡浜市	7.0	西条市	3.3	新居浜市	1.7
八幡浜市	121.4	砥部町	7.0	伊予市	3.2	伊予市	1.7
愛南町	113.4	松山市	6.7	上島町	3.1	西条市	1.6
鬼北町	104.7	上島町	5.7	松山市	3.0	西予市	1.6
大洲市	96.6	東温市	5.5	大洲市	2.9	松前町	1.6
東温市	94.2	大洲市	5.4	砥部町	2.9	愛南町	1.6
伊予市	91.8	西予市	4.8	松前町	2.8	今治市	1.5
西条市	83.0	今治市	4.3	今治市	2.6	松野町	1.5
新居浜市	80.1	宇和島市	4.3	愛南町	2.6	砥部町	1.4
宇和島市	78.0	松野町	3.5	久万高原町	2.5	大洲市	1.3
今治市	76.3	久万高原町	2.3	鬼北町	2.4	久万高原町	1.3
内子町	73.1	鬼北町	2.3	宇和島市	2.3	鬼北町	1.3
砥部町	71.9	愛南町	2.1	伊方町	2.3	宇和島市	1.2
松前町	62.5	内子町	2.0	松野町	2.3	伊方町	1.2
松山市	62.2	伊方町	0.9	内子町	1.8	内子町	1.1
20市町	82.3	20市町	5.6	20市町	3.1	20市町	1.6
H25年度	80.3	H25年度	5.8	H25年度	3.1	H25年度	1.8
H21年度	82.7	H21年度	9.4	H21年度	3.3	H21年度	2.0

【数値の出所：市町村別決算状況調と財政状況資料集、総務省】

債務償還比率について

【出典：総務省、公会計指標分析／財政指標組み合わせ分析表、財政状況資料集】

この指標は平成29年度より公表されるようになりました。

債務償還比率(平成29年度は債務償還可能年数)

【指標の意味】

償還可能に充当できる一般財源(＝償還充当限度額)に対する実質債務の比率を表す指標で、債務償還能力の大きさを示している。

【分析の考え方】

「総務省、令和元年度地方公会計の推進に関する研究会報告書」では、「**債務償還可能年数**」と「**債務償還比率**」について、以下のように記述されています

地方公会計に関する指標の一つとして「債務償還可能年数」があるが、当該指標については、現在は、地方公会計から得られる情報ではなく、決算統計等の数値を用いて算出することとなっている。

算定式に関してのこれまでの経緯としては、以下のとおりとなっている。

・・・(略)・・・

このような経緯を経て、現在に至っているところであるが、債務償還可能年数の算定式については、所有外資産の整備費用等の投資活動支出的な性質を持つ業務支出について、地方公共団体において該当する業務支出を特定し、金額を把握することは引き続き困難であることや、(業務支出ではなく投資活動収支に区分するという)統一的な基準の改正の検討も必要であることから、当面は昨年度の研究会で見直した算定式で算出することとされたことを踏まえ、引き続き、同様の算定式を用いることとする。

一方で、債務償還可能年数という名称について、「可能」という表現が含まれることにより、債務の償還が「不可能」であるという事態を想定させるという懸念がある。地方債については、元利償還に必要な財源を国が保障するなど、確実に償還される仕組みとなっており、バーゼル規制による自国通貨建ての地方公共団体向けエクスポージャー(円建ての地方債等)のリスク・ウェイトは0%とされていることを踏まえると、「可能」という表現について見直しが必要と考えられる。これを踏まえ、「可能」という表現を用いない新たな名称として、債務償還に充当できる一般財源(＝償還充当限度額)に対する実質債務の比率として、「債務償還比率」という名称に改めることとする。

- 一方、財務省理財局の「地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック(令和2年6月改訂版)」では、債務償還可能年数について、以下のように記述されています。

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標で、実質債務(地方債現在高及び有利子負債相当額の合計から積立金等を控除した、実質的な債務)が償還原資となる行政経常収支(キャッシュフロー)の何年分あるかを示したものである。**債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低い**といえる。なお、**行政経常収支がゼロ若しくは赤字の場合には償還原資がないことを表しており、「財務上の留意点」がある**といえる。

$$\text{債務償還可能年数(年)} = (\text{実質債務}) \div (\text{行政経費収支})$$

【補足説明】

債務償還可能年数は、行政経常収支（償還原資）をすべて債務の償還に充当した場合に、何年で現在の債務を償還できるかを表す理論値である。

現実には、行政経常収支を普通建設事業費の原資の一部としてほか、債務の償還も毎年度一定額となっていることから、行政経常収支の全額を債務償還に充当することはないが、債務の償還原資を経常的な行政活動からどれだけ確保できているかということは、債務償還能力を把握するうえで重要な視点である。

行政経常収支の少ない団体は、債務償還可能年数が極端に長くなることがある。このような団体では行政経常収支がわずかに増減しただけで債務償還可能年数が大きく変動する。このため、債務償還可能年数は過去の推移と併せてみる（時系列で比較する）ことが重要である。

表－７ 償還確実性（債務償還能力、資金繰り状況）の診断基準について（市区町村）

系 統	留 意 点	定 義
債務系統	債務高水準	① 実質債務月収倍率24ヶ月以上 ② 実質債務月収倍率18ヶ月以上、かつ、 債務償還可能年数15年以上
積立系統	積立低水準	① 積立金等月収倍率1ヶ月未満 ② 積立金等月収倍率3ヶ月未満、かつ、 行政経常収支率10%未満
収支系統	収支低水準	① 行政経常収支率0%以下 ② 行政経常収支率10%未満、かつ、 債務償還可能年数15年以上

実質債務月収倍率(月)＝(実質債務)÷(行政経常収入÷12)

積立金等月収倍率(月)＝(積立金等)÷(行政経常収入÷12)

行政経常収支率(%)＝(行政経常収支)÷(行政経常収入)

- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、**債務償還可能年限**について、「自治体財政健全化法の施行で将来負担比率の算定が始まったことで、債務の把握がより包括的で精緻にできるようになり、債務償還可能年限の精緻な算定が可能になりました。指標として格段に進歩したといえます。筆者は、かなり前から不完全な定義ながら債務償還可能年限の試算を行い、時系列での数値の動きが、当該団体の財政運営の実感に沿うものかを試してきました。結果はおおむね良好でした。指標である以上、何年以上になると危険域であるといった基準が必要となります。経験的には、10年超となる団体では財政状況が悪化しているという感覚がありますが、10年の根拠を、どのように理論的に説明するかは難しいところです。」と述べています。

表－８ 債務償還比率(債務の大きさ)

市区町村の平均値：％ 令和元年度(降順)			都道府県の値：％ 令和元年度(降順)	
京都府	1,173.5	1	福岡県	1,921.7
神奈川県	1,091.3	2	京都府	1,906.0
広島県	988.4	3	兵庫県	1,780.4
新潟県	921.2	4	北海道	1,752.4
長崎県	919.8	5	茨城県	1,537.5
福岡県	897.2	6	岐阜県	1,506.6
奈良県	873.5	7	千葉県	1,483.2
熊本県	869.9	8	愛知県	1,480.9
宮城県	854.5	9	新潟県	1,469.0
山口県	796.9	10	熊本県	1,467.9
和歌山県	785.6	11	香川県	1,452.6
秋田県	776.4	12	大阪府	1,438.6
高知県	770.9	13	岡山県	1,434.2
石川県	763.8	14	鹿児島県	1,409.4
島根県	763.3	15	長崎県	1,397.3
富山県	753.1	16	和歌山県	1,385.5
青森県	746.7	17	富山県	1,380.5
兵庫県	744.7	18	高知県	1,370.4
福井県	741.3	19	山形県	1,358.8
山形県	725.0	20	群馬県	1,344.9
群馬県	721.1	21	滋賀県	1,324.1
鳥取県	720.6	22	神奈川県	1,319.7
岩手県	717.5	23	大分県	1,267.9
香川県	712.3	24	三重県	1,266.2
茨城県	691.3	25	石川県	1,247.4
北海道	677.2	26	長野県	1,241.4
佐賀県	668.3	27	秋田県	1,239.1
千葉県	667.3	28	岩手県	1,235.2
愛媛県	662.5	29	山梨県	1,217.7
岡山県	647.6	30	福島県	1,170.3
大分県	645.6	31	全国平均	1,155.5
大阪府	644.4	32	山口県	1,137.2
全国平均	642.8	33	福井県	1,114.8
埼玉県	605.4	34	徳島県	1,071.9
山梨県	588.4	35	島根県	1,054.6
滋賀県	585.4	36	栃木県	1,038.7
宮崎県	583.0	37	佐賀県	1,033.1
徳島県	580.1	38	鳥取県	1,007.0
静岡県	574.6	39	愛媛県	959.4
鹿児島県	568.9	40	青森県	921.2
三重県	553.6	41	宮崎県	896.0
栃木県	551.3	42	沖縄県	894.1
沖縄県	533.2	43	東京都	174.2
愛知県	525.8	44	宮城県	未公表
福島県	491.0	45	埼玉県	未公表
長野県	469.8	46	静岡県	未公表
岐阜県	419.6	47	奈良県	未公表
東京都	0.0	48	広島県	未公表

表－9 債務償還比率(令和元年度)が上位(1,000%以上)の地方自治体

熊本県益城町	1,671.7	1	奈良県奈良市	1,138.0	47
福岡県北九州市	1,619.5	2	和歌山県海南市	1,132.5	48
奈良県平群町	1,502.7	3	青森県鯉ヶ沢町	1,121.8	49
広島県広島市	1,494.3	4	群馬県沼田市	1,120.8	50
宮城県角田市	1,442.2	5	和歌山県由良町	1,119.0	51
神奈川県三浦市	1,441.2	6	千葉県鴨川市	1,114.1	52
熊本県嘉島町	1,424.9	7	茨城県八千代町	1,100.6	53
和歌山県御坊市	1,413.7	8	北海道北見市	1,098.7	54
大阪府忠岡町	1,407.2	9	奈良県葛城市	1,093.0	55
広島県竹原市	1,400.0	10	石川県白山市	1,092.5	56
京都府宮津市	1,389.9	11	栃木県日光市	1,090.9	57
奈良県河合町	1,379.0	12	神奈川県真鶴町	1,088.1	58
広島県府中町	1,375.9	13	神奈川県茅ヶ崎市	1,086.0	59
神奈川県横浜市	1,352.3	14	茨城県水戸市	1,082.8	60
新潟県見附市	1,332.2	15	北海道芦別市	1,082.5	61
大阪府松原市	1,316.3	16	奈良県宇陀市	1,078.2	62
熊本県南阿蘇村	1,290.7	17	熊本県人吉市	1,062.1	63
三重県名張市	1,285.6	18	和歌山県太地町	1,055.8	64
大阪府藤井寺市	1,263.3	19	京都府宇治田原町	1,055.1	65
新潟県胎内市	1,259.1	20	山梨県市川三郷町	1,053.9	66
熊本県御船町	1,254.8	21	福井県坂井市	1,047.9	67
奈良県御所市	1,249.3	22	広島県大竹市	1,047.3	68
新潟県新潟市	1,239.3	23	福島県伊達市	1,045.2	69
高知県高知市	1,236.6	24	京都府綾部市	1,044.9	70
青森県五所川原市	1,235.2	25	北海道美唄市	1,040.7	71
奈良県桜井市	1,229.5	26	和歌山県那智勝浦町	1,037.4	72
山口県和木町	1,217.1	27	兵庫県神戸市	1,037.0	73
熊本県熊本市	1,211.0	28	岡山県津山市	1,036.8	74
奈良県黒滝村	1,209.2	29	岩手県矢巾町	1,032.9	75
北海道夕張市	1,205.7	30	兵庫県上郡町	1,029.1	76
大阪府堺市	1,192.8	31	徳島県小松島市	1,027.4	77
神奈川県川崎市	1,190.7	32	北海道岩内町	1,024.4	78
福岡県大任町	1,179.4	33	福岡県小竹町	1,024.2	79
千葉県千葉市	1,178.8	34	奈良県田原本町	1,023.8	80
北海道士別市	1,175.1	35	愛知県名古屋市	1,023.5	81
新潟県加茂市	1,175.0	36	沖縄県豊見城市	1,019.6	82
宮城県仙台市	1,174.7	37	茨城県坂東市	1,013.9	83
大阪府門真市	1,174.2	38	大阪府豊能町	1,013.0	84
茨城県北茨城市	1,172.3	39	福岡県水巻町	1,011.0	85
和歌山県和歌山市	1,171.9	40	和歌山県かつらぎ町	1,010.7	86
群馬県館林市	1,169.1	41	島根県大田市	1,009.9	87
京都府城陽市	1,165.8	42	大分県杵築市	1,008.6	88
千葉県大網白里市	1,155.3	43	福岡県久留米市	1,005.8	89
大阪府能勢町	1,154.4	44	新潟県十日町市	1,002.7	90
秋田県仙北市	1,141.8	45	青森県むつ市	1,002.3	91
大阪府泉佐野市	1,141.0	46	福岡県大川市	1,001.6	92

1,000以上は平成30年度が86市町村 → 令和元年度が92市町村、6市町村増加

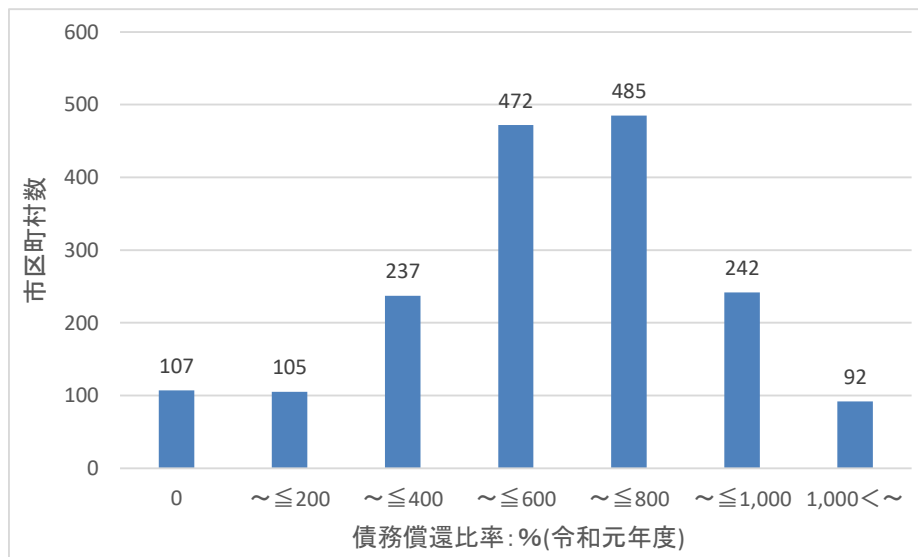


図-10 債務償還比率の分布(令和元年度、市区町村数)

未公表の京都市を除く1,740市区町村(R03, 12/27時点)

表-10 市町別の債務償還比率(債務の大きさ)

	債務償還比率 %			(降順)		1,740
	※ H29年度	H30年度	R01年度	R01年度 (降順)		
松山市	7.4	715.4	726.9	四国中央市	894.0	189
今治市	5.3	529.5	507.8	西条市	891.0	195
宇和島市	3.3	356.4	386.0	西予市	885.1	204
八幡浜市	8.6	883.6	876.3	八幡浜市	876.3	212
新居浜市	4.7	496.6	503.2	大洲市	855.6	241
西条市	8.0	880.9	891.0	砥部町	840.2	271
大洲市	5.8	730.5	855.6	松前町	836.8	277
伊予市	7.9	796.2	804.8	伊予市	804.8	333
四国中央市	8.5	829.9	894.0	東温市	789.4	
西予市	7.3	793.4	885.1	松山市	726.9	
東温市	7.2	743.5	789.4	上島町	652.0	
上島町	6.2	645.2	652.0	愛南町	595.1	
久万高原町	3.4	360.8	403.6	松野町	554.8	
松前町	7.4	691.2	836.8	今治市	507.8	
砥部町	6.9	685.6	840.2	新居浜市	503.2	
内子町	2.3	230.4	203.9	鬼北町	469.6	
伊方町	2.5	215.3	148.5	久万高原町	403.6	
松野町	5.2	610.1	554.8	宇和島市	386.0	
鬼北町	4.6	485.2	469.6	内子町	203.9	
愛南町	5.6	592.0	595.1	伊方町	148.5	
20市町平均	6.2	641.1	662.5	20市町平均	662.5	
全国平均	6.5	635.6	642.8	全国平均	642.8	
愛媛県	9.7	995.6	959.4	愛媛県	959.4	
都道府県平均	12.0	1,143.3	1,155.5	都道府県平均	1,155.5	

※債務償還比率の平成29年度は債務償還可能年数(単位は年)の値

【出典：総務省、公会計指標分析／財政指標組み合わせ分析表、財政状況資料集】

表－11 地方交付税と地方債に係る元利償還金等普通交付税額の算定に用いる算入割合

令和元 年 度	普 通 交付税 A	公債費の交付 税算定式への 算入額 B	B／A ：％	財政力 指 数	令和元 年 度	B／A ：％ (降順)	財政力 指 数
松山市	19,439	14,009	72.1	0.76	新居浜市	88.8	0.76
今治市	17,524	9,222	52.6	0.54	四国中央市	81.4	0.75
宇和島市	14,830	5,119	34.5	0.34	松山市	72.1	0.76
八幡浜市	6,506	2,191	33.7	0.34	松前町	68.9	0.77
新居浜市	4,924	4,373	88.8	0.76	西条市	53.8	0.67
西条市	7,624	4,104	53.8	0.67	今治市	52.6	0.54
大洲市	8,066	2,264	28.1	0.36	伊方町	41.9	0.54
伊予市	5,407	1,761	32.6	0.42	東温市	37.4	0.51
四国中央市	5,044	4,106	81.4	0.75	宇和島市	34.5	0.34
西予市	10,527	3,148	29.9	0.25	八幡浜市	33.7	0.34
東温市	3,919	1,466	37.4	0.51	伊予市	32.6	0.42
上島町	3,233	1,052	32.5	0.15	上島町	32.5	0.15
久万高原町	4,224	961	22.8	0.18	西予市	29.9	0.25
松前町	1,188	819	68.9	0.77	愛南町	28.2	0.22
砥部町	2,475	616	24.9	0.45	大洲市	28.1	0.36
内子町	4,276	1,059	24.8	0.27	砥部町	24.9	0.45
伊方町	2,141	898	41.9	0.54	内子町	24.8	0.27
松野町	1,624	324	20.0	0.17	久万高原町	22.8	0.18
鬼北町	3,133	707	22.6	0.23	鬼北町	22.6	0.23
愛南町	6,669	1,880	28.2	0.22	松野町	20.0	0.17
20市町	132,772	60,079	45.2	0.43	20市町	45.2	0.43
H25年度	149,876	60,044	40.1	0.39			
H21年度	140,261	56,706	40.4				

B：地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額、
数値の出所「市町村別決算状況調と財政状況資料集(総務省)」

表－12 地方交付税の推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
兆円	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3

平成15年度：18.1
16年度：16.9
17年度：16.9

平成30年度：16.0兆円(予算)
令和元年度：16.2兆円(予算)
2年度：16.6兆円(予算)
3年度：17.4兆円(予算)
4年度：18.1兆円(予算案)

(参考)臨時財政対策債の推移

年度	兆円	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
臨時財政対策債		6.2	5.6	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8

【出典：総務省、令和3年12月24日付け報道資料「令和4年度地方財政対策の概要」】

○ 佐藤主光氏(一橋大学教授)は、平成29年9月29日付け日本経済新聞に「交付税の配分基準見直し 全自治体の財源保障限界」との見出しで次のように述べています。

基準財政需要には前述した頑張る地域へのインセンティブの分も含まれる。ただし自治体への救済色が強い面は否めない。赤字地方債などの元利償還費が反映されるほか、小規模自治体など行政コストが高くつく自治体の基準財政需要はかさ上げされる。実際、人口の少ない市町村は財政力指数(=基準財政収入/基準財政需要)が低く、自前で必要財源を確保することが困難だ。その必要財源を充足するよう高額な交付税が配分される。

交付税は人口規模や財政力にかかわらず、国が必要と判断する公共サービスを標準的な水準だけ提供できるように手当てされてきた。このことが自治体の交付税依存を助長し、財政規律を阻害するという批判も少なくない。

自治体にも言い分がある。自治体は規模・財政力にかかわらず、社会保障・教育を含め国が関与・義務付けた政策を実施してきた。市町村の担う政策は政令指定都市、中核市と一般の市、町村との間で、都市計画や福祉などの事務に関しては多少違うが、おおむね等しい。交付税の財源保障はこうした政策の円滑な実施を確保するためにある。自治体に対する国の保護責任は、国の幅広い関与・義務の裏返しといえる。

だが国の財政が悪化する中で、交付税の財源保障機能も揺らぎ始めている。国は今後とも一般財源の総額(62兆円程度)を確保するというが、その持続可能性は定かではない。

経済財政諮問会議では自治体の基金の残高が21兆円にのぼると指摘されている。特に交付税の基準財政需要に比べて基金の積み立て水準が高い自治体は財政力が弱く、65歳以上の人口比率が高いという。交付税への依存度が高い自治体は、交付税削減のリスクに備えているのかも知れない。国が誰も困らぬよう腐心しても、当の自治体は不信を募らせている。将来の安心をうたう社会保障が国民にとって将来不安の要因であり、消費支出の抑制(高貯蓄)につながっているのと同じ構図だ。

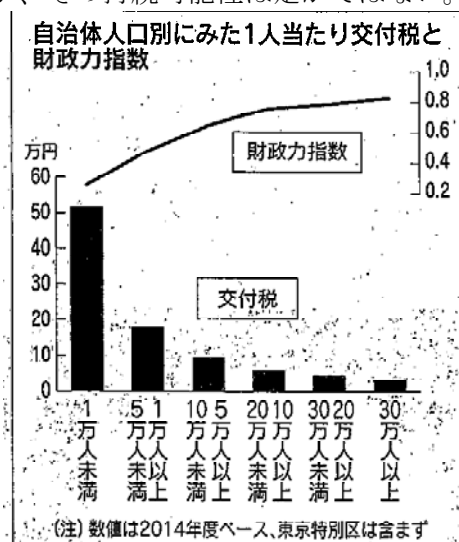


図-11 1人当たりの交付税と財政力指数

(3) 第三セクター等について

○ 平成25年8月19日付け日本経済新聞に「抜本改革、最終年度に 三セク・公社処理遅れ 財務・サービス両立模索」との見出しで次のような記事が掲載されています。

経営不振の第三セクターや地方公社の整理に時間がかかっている。国は2009年度からの5年を抜本改革期間として、地方自治体に破綻処理を促してきたが、最終年度に入った今も多くの赤字法人が残る。総務省は5年限りとしていた自治体の負担を軽減する特例措置の延長を検討し始めたが、財務改善と住民サービス維持の両立は難しく一筋縄ではいかない。「どうか三セク債の発行期限を延ばして欲しい」。京都府の山田啓二知事は6月、坂元哲志総務副大臣を訪ねて頭を下げた。三セク債とは「第三セクター等改革推進債」という地方債を発行することで、破綻に伴って発生する多額の損失を「分割払い」できるようになる。原則として利払いの半分以上を国が負担する特典もある。ただし、発行できるのは今年度までの特例措置だ。

総務省によると、三セク・公社のうち12年度決算(速報値)が経常赤字だったのは全体のほぼ3分の1に当たる2,704法人。債務超過は314法人に達する。都道府県や市町村が、三セク・公社に貸し出しや損失補償している財政支援額は9兆5,243億円。05年度に比べると31.0%縮小しているが、自治体にとって負担は重いままだ。

処理が進まない背景には、自治体本体の屋台骨が揺らぐような大きな損失を抱える法人があるという事情もある。損失を肩代わりすると、自治体が厳しい緊縮財政を強いられる恐れがあるほど影響の大きな法人は5月末時点で196法人ある。国の管理下で再建を進める北海道夕張市のようにもなりかねない。

このうち124法人が今後の方針を「存続」もしくは「未定」としている裏には、自由な財政運営を維持したいとの本音も透けて見える。三セク処理は政治に左右される面もある。総務省関係者は「(首長や地方議員の選挙が集中する)統一地方選の前後は処理が進まない」と明かす。利害関係者への配慮から政治家が踏み込みにくいとの見方だ。実際、前回の統一地方選があった11年度の三セク債の許可件数は前の年度より8件少ない23件。13年度は期限直前の駆け込みもあり、7月末時点で64件に伸びている。

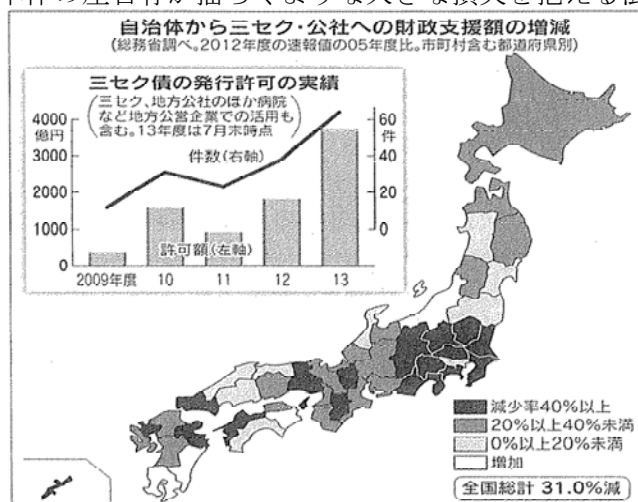


表-13 第三セクター等改革推進債に係る許可額

団体名 (地方自治体名)	対象法人、 公営企業会計等名	処 理	許 可 額 (百万円)	償還期 間(年)	年度 平成
四国中央市	土地開発公社	解 散	1,374.0	10	24
内子町	土地開発公社	解 散	195.0	10	24
八幡浜市	土地開発公社	解 散	102.4	10	25

○第三セクター等改革推進債(三セク債)：地方自治体の財政健全化の一環で2013年度まで

表－14 標準財政規模(B)に対する第三セクターへの債務保証・損失補償の総額(A)の割合

令和元 年 度	債務保証	損失補償	計：百万円 A	標準財政規模 百万円 B	A/B ： %	
宇和島市	0	1	1	25,143	0.0	愛媛県信用保証協会
新居浜市	851	0	851	27,149	3.1	土地開発公社
西予市	82	20	102	15,153	0.7	土地開発公社など
東温市	740	0	740	9,247	8.0	土地開発公社
愛媛県	0	1	1	349,948	0.0	(公財)農林業振興機構

上記以外の自治体では債務保証、損失補償を実施していません。

【数値の出所：財政状況資料集と市町村別決算状況調、総務省】

第三セクター等に係る財政的リスクの状況

【出典：総務省、令和2年12月24日付け報道資料】

- 第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。
- 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有するこのような財政的リスクの状況の「見える化」を推進するため、地方公共団体が一定の関与している第三セクター等について、その財務状況や地方公共団体の財政的支援の状況について毎年度調査し、結果を団体・法人別に公表しています。
- 本調査は、**令和元年度決算**における、次の法人を対象に調査をしたものです。
 - ① 地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付(長期・短期)を行っている法人
 - ② 債務超過法人であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上
- ※ ①と②の法人は重複する場合があります。
- 本資料のデータは、令和2年3月31日時点のデータです。
- なお、①や②のうち、特に地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等に関しては、当該第三セクター等と関係する地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請しています。
- ※「第三セクター等」：第三セクター及び地方三公社
- ※「第三セクター」：地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに会社法法人
- ※「地方三公社」：地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
- 詳細は別紙「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果」のとおりです。

【調査結果の概要】

1. 調査対象法人数

- 令和元年度決算における調査対象となる法人数は、1,112法人(前年度比▲49法人)となっており、内訳は、第三セクターが668法人(同▲29法人)、地方三公社が444(同▲20法人)となっています。

2. 調査結果

(1) 経営健全化方針の策定を要する法人数

調査対象法人数1,112法人のうちⅠ 債務超過の法人数は222法人、Ⅱ(1)事業内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人は8法人、Ⅱ(2)土地開発公社393法人のうち債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社は25法人となっています。

また、Ⅲ当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は45法人となっています。

(2) 経営健全化方針の策定を要する団体数

(1)のⅠからⅢの各要件に該当する法人と関係を有する地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」(令和元年7月23日付け総財公第19号)に基づく経営健全化方針の策定対象となります。

経営健全化方針の策定を要する団体数は次のとおりです。

Ⅰ 債務超過の法人は238団体

Ⅱ(1)事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人は8団体

Ⅱ(2)土地開発公社のうち債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社は25団体となっています。

また、Ⅲ当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は49団体となっています。

以上の合計(ⅠからⅢの重複を除く)は、延べ295団体(前年度比 ▲16団体(新規対象団体37、対象外となった団体53))となっています。

表－15 経営健全化方針の策定を要する団体数

単位：団体数

令和元年度		全 体 数	経営健全化方針策定要件該当状況			
			I 債務超過 法 人	Ⅱ (1) 時価評価で 債務超過 ※ 1	Ⅱ (2) 土地開発公 社 ※ 2	Ⅲ 早期健全化 基準相当以 上 ※ 3
		団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)	団体数 (構成比)
第三セクター		763 (61.9%)	207 (87.0%)	2 (25.0%)	—	14 (28.6%)
	社団・財団法人	314 (25.5%)	29 (12.2%)	0 (0.0%)	—	12 (24.5%)
	会社法法人	449 (36.4%)	178 (74.8%)	2 (25.0%)	—	2 (4.1%)
地方公社		470 (38.1%)	31 (13.0%)	6 (75.0%)	25 (100.0%)	35 (71.4%)
	地方住宅供給公社	30 (2.4%)	6 (2.5%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)
	地方道路公社	31 (2.5%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	—	7 (14.3%)
	土地開発公社	409 (33.2%)	23 (9.7%)	6 (75.0%)	25 (100.0%)	28 (57.1%)
計		1,233 (100.0%)	238 (100.0%)	8 (100.0%)	25 (100.0%)	49 (100.0%)
全体比		1,233/1,233 (100.0%)	238/1,233 (19.3%)	8/1,233 (0.6%)	25/ 409 (6.1%)	49/1,233 (4.0%)
参考	平成30年度 平成29年度	1,286	250 219	7 2	33 32	53 53

※ 1：事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人

※ 2：土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社

※ 3：当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人
(損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金)／標準財政規模

実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75% (東京都5.47%)、市区町村11.25～15.00%

注 1：一法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、関係を有する地方公共団体ごとに1団体として計上。

注 2：同一地方公共団体で複数の法人に対して、財政的支援や出資を行っている場合、当該法人ごとに1団体として計上。

表－16 愛媛県下における調査結果

令和元年度	I 債務超過 法人	II (1) 時価評価で 債務超過 ※1	II (2) 土地開発公 社 ※2	III 早期健全化 基準相当以 上 ※3
愛媛県廃棄物処理センター(愛媛県) えひめ産業振興財団(愛媛県) えひめ農林漁業振興機構(愛媛県) 大三島ブルーライン(今治市) 新居浜市土地開発公社 西条市土地開発公社 ソラヤマいしづち(西条市) ひじかわ開発(大洲市) 西予市土地開発公社 あけはまシーサイドサンパーク(西予市) 東温市土地開発公社 いきなスポレク(上島町) 松前町土地開発公社	○ ○			

令和元年度 単位は百万円	当該法人の 資産総額	当該法人の 負債総額	当該地方公 共団体の 出資金額	当該地方公 共団体の長 期貸付金額
愛媛県廃棄物処理センター(愛媛県)	277	103	3	0
えひめ産業振興財団(愛媛県)	19,494	17,282	640,000	13,346
えひめ農林漁業振興機構(愛媛県)	1,505	355	11	35
大三島ブルーライン(今治市)	491	457	6	119
新居浜市土地開発公社	939	879	10	0
西条市土地開発公社	131	23	5	23
ソラヤマいしづち(西条市)	7	19	5	0
ひじかわ開発(大洲市)	58	10	30	3
西予市土地開発公社	308	82	10	0
あけはまシーサイドサンパーク(西予市)	56	37	50	0
東温市土地開発公社	1,007	740	10	0
いきなスポレク(上島町)	27	76	5	0
松前町土地開発公社	67	53	5	53

(4) 生活保護費等について

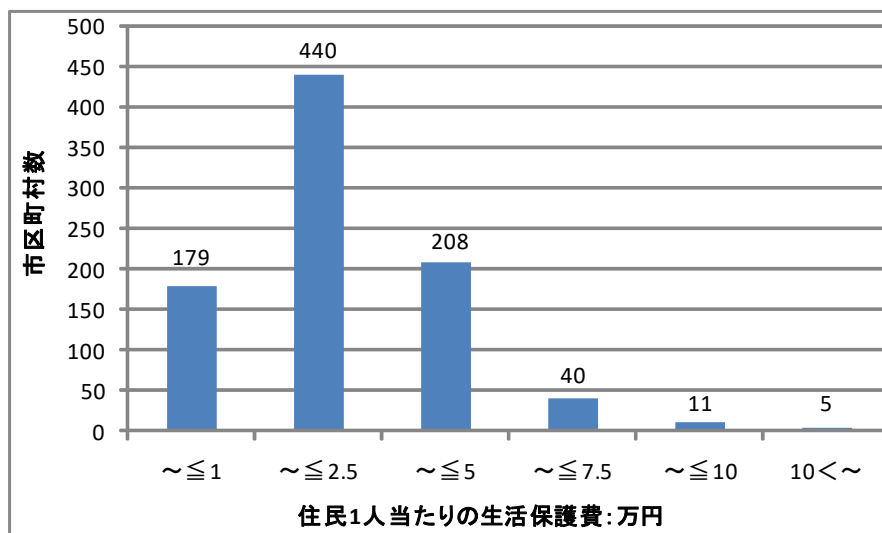


図-12 住民基本台帳掲載人口(日本人)1人当たりの生活保護費の分布(令和元年度)

【数値の出所は、総務省、令和元年度市町村別決算状況調】

(全国1,741市区町村のうち、給付しているのは883市区町村、ゼロが858町村)

(生活保護費の総額は3兆7,231億円(27年度は3兆8,121億円))

表-17 住民基本台帳掲載人口(日本人)1人当たりの生活保護費 上位50市区町村

市区町村名 令和元年度	生活保護費 万円/人		市区町村名 令和元年度	生活保護費 万円/人	
東京都台東区	11.4	1	沖縄県沖縄市	6.6	26
大阪府大阪市	11.3	2	大分県別府市	6.6	27
鹿児島県奄美市	11.0	3	高知県高知市	6.5	28
福岡県田川市	10.6	4	北海道旭川市	6.4	29
高知県室戸市	10.1	5	東京都葛飾区	6.2	30
福岡県嘉麻市	9.8	6	東京都豊島区	6.2	31
大阪府門真市	9.5	7	福岡県宮若市	6.2	32
北海道函館市	8.5	8	東京都江戸川区	6.1	33
北海道釧路市	8.2	9	東京都北区	6.0	34
北海道歌志内市	8.1	10	大阪府堺市	6.0	35
大阪府守口市	7.8	11	北海道苫小牧市	6.0	36
東京都新宿区	7.7	12	大阪府寝屋川市	5.9	37
兵庫県尼崎市	7.7	13	兵庫県神戸市	5.7	38
北海道小樽市	7.6	14	東京都清瀬市	5.7	39
福岡県飯塚市	7.6	15	大阪府岸和田市	5.7	40
沖縄県那覇市	7.6	16	東京都立川市	5.7	41
東京都足立区	7.4	17	京都府京都市	5.6	42
大阪府東大阪市	7.2	18	福岡県直方市	5.6	43
北海道三笠市	7.1	19	北海道赤平市	5.6	44
東京都荒川区	7.0	20	北海道夕張市	5.5	45
北海道札幌市	6.9	21	福岡県中間市	5.5	46
北海道室蘭市	6.9	22	大阪府八尾市	5.5	47
福岡県大牟田市	6.8	23	福岡県福岡市	5.4	48
東京都板橋区	6.7	24	東京都中野区	5.3	49
東京都墨田区	6.6	25	高知県須崎市	5.3	50

【数値の出所は、総務省、令和元年度市町村別決算状況調】

表-18 各市町における生活保護費

令和元 年 度	住民基本 台帳人口 A	生活保護費 百万円 B	B / A 万円/人	H25	H20	令和元 年 度	B / A 万円/ 人	
松山市	507,786	22,102	4.4	4.4	3.2	松山市	4.4	1
今治市	154,844	2,983	1.9	1.8	1.4	宇和島市	3.8	2
宇和島市	74,113	2,829	3.8	3.3	2.5	八幡浜市	2.3	3
八幡浜市	32,993	756	2.3	2.5	1.9	新居浜市	2.0	4
新居浜市	117,611	2,362	2.0	2.0	1.6	大洲市	2.0	5
西条市	107,455	1,222	1.1	1.1	0.8	今治市	1.9	6
大洲市	42,511	835	2.0	1.5	1.1	伊予市	1.5	7
伊予市	36,672	567	1.5	1.3	1.2	四国中央市	1.5	8
四国中央市	85,456	1,243	1.5	1.2	1.0	西予市	1.4	9
西予市	36,950	518	1.4	1.2	1.2	東温市	1.4	10
東温市	33,260	460	1.4	1.3	1.0	西条市	1.1	11
上島町	6,441	0	0.0	0.0	0.0	上島町	0.0	12
久万高原町	8,034	0	0.0	0.0	0.0	久万高原町	0.0	13
松前町	30,527	0	0.0	0.0	0.0	松前町	0.0	14
砥部町	20,909	0	0.0	0.0	0.0	砥部町	0.0	15
内子町	16,287	0	0.0	0.0	0.0	内子町	0.0	16
伊方町	9,044	0	0.0	0.0	0.0	伊方町	0.0	17
松野町	3,866	0	0.0	0.0	0.0	松野町	0.0	18
鬼北町	10,091	0	0.0	0.0	0.0	鬼北町	0.0	19
愛南町	20,870	0	0.0	0.0	0.0	愛南町	0.0	20
20市町	1,355,720	35,878	2.6			20市町	2.6	
H25年度	1,427,866	36,438	2.6					
H21年度	1,457,950	30,018	2.1					
H20年度	1,464,307	27,520	1.9					

住民基本台帳人口は日本人のみの値。

数値の出所は、市町村別決算状況調(総務省)

注1) 生活保護費の負担は国が4分の3で、自治体が4分の1。

注2) 令和3年9月末現在、全国の被保護世帯総数は1,641,564世帯(被保護実人員は2,038,210人)、その内、高齢者世帯が908,653世帯(55.4%)、障害者世帯が209,894世帯(12.8%)、傷病者世帯が195,030世帯(11.9%)、母子世帯が71,326世帯(4.3%)、その他の世帯が248,621世帯(15.1%)である。

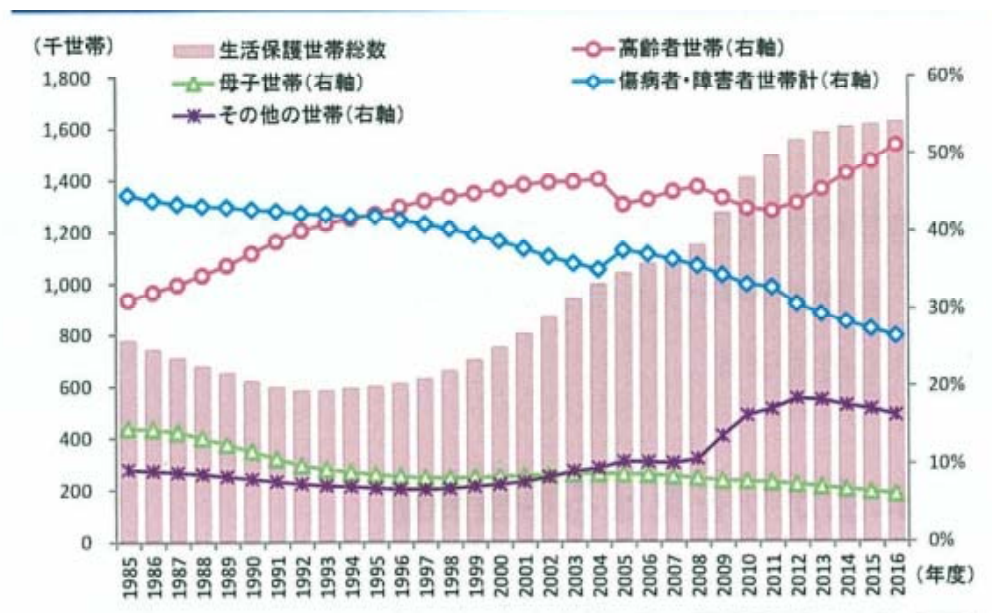
【出典：厚生労働省、令和3年12月01日付け資料「生活保護の被保護者調査(令和3年9月概数)」】

高齢者世帯：男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯をいう。

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のために働けない者である障害者世帯をいう。

その他の世帯：上記のいずれにも該当しない世帯をいう。



図－13 生活保護世帯の推移(1985年度～2016年度)

【出典：菅原佑香(大和総研政策調査部研究院)、格差がもたらす貧困と家族形成の課題、2017年5月31日】

- 生活保護世帯は、高齢者世帯を中心として、1990年代後半から増加を始め、2014年度には160万世帯にまで増加しています。内訳をみると、「母子世帯」や「傷病者・障害者世帯」の割合は低下している一方、「その他の世帯(高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯のいずれにも該当しない世帯)」の上昇が目立ってきており、2012年度ピークに多少低下したものの、2016年4月時点で生活保護世帯の16.3%を占めています。「その他の世帯」で生活保護の受給者が増えた原因として、リーマン・ショック後の深刻な不況や東日本大震災が考えられます。最も、「2009年3月以降に次々と出された厚生労働省の各通知によって、以前は生活保護申請が難しかった稼働能力層が多く含まれる『その他の世帯』の生活保護受給の基準が、大幅に緩和されることとなった」との指摘もあります。いずれにせよ、「その他の世帯は」それ以外の世帯に比べて、就労できる可能性や所得を増やせる可能性が比較的高いと考えられますから、そうした方々への就労支援や増収支援が重要な政策課題です。

【出典：菅原佑香(大和総研政策調査部研究院)、格差がもたらす貧困と家族形成の課題、2017年5月31日】

表-19 市町別、住民(日本人)1人当たりの老人福祉費、児童福祉費など

住民1人当たりの 下水道会計操出費 千円/人 令和元年度			住民1人当たりの 学校給食費 千円/人 令和元年度			住民1人当たりの 老人福祉費 千円/人 令和元年度			住民1人当たりの 児童福祉費 千円/人 令和元年度	
上島町	49.7	1	久万高原町	11.2		久万高原町	81.4		砥部町	76.1
久万高原町	39.3	2	砥部町	9.0		伊方町	79.9		全国平均	68.9
八幡浜市	37.9	3	伊方町	8.9		松野町	75.0		松前町	68.2
伊方町	31.0	4	西予市	8.8		西条市	67.3		西条市	68.0
伊予市	20.1	5	愛南町	8.2		西予市	64.3		新居浜市	67.1
宇和島市	16.1	6	内子町	7.0		愛南町	64.2		伊予市	66.4
東温市	16.1	7	上島町	6.7		東温市	59.5		四国中央市	64.5
新居浜市	15.9	8	全国平均	6.5		上島町	58.6		大洲市	63.4
西条市	15.0	9	松野町	6.4		内子町	58.6		東温市	61.6
今治市	14.9	10	四国中央市	6.2		鬼北町	57.4		宇和島市	60.7
20市町	14.4	11	宇和島市	6.1		大洲市	54.4		20市町	59.0
西予市	14.2	12	今治市	5.6		宇和島市	53.2		西予市	58.7
松山市	12.4	13	鬼北町	5.5		八幡浜市	52.2		鬼北町	56.6
内子町	12.1	14	20市町	5.2		20市町	52.1		今治市	56.1
四国中央市	11.9	15	八幡浜市	4.8		伊予市	50.5		松山市	55.1
全国平均	11.7	16	伊予市	4.8		松山市	49.6		愛南町	49.8
松前町	10.9	17	東温市	4.8		今治市	49.0		松野町	49.5
大洲市	7.7	18	新居浜市	4.6		砥部町	48.6		内子町	48.0
愛南町	7.2	19	大洲市	4.5		松前町	46.2		八幡浜市	45.6
砥部町	6.9	20	松山市	4.4		四国中央市	45.8		上島町	44.7
鬼北町	6.0	21	西条市	4.3		新居浜市	44.1		伊方町	42.2
松野町	0.0	22	松前町	3.3		全国平均	31.7		久万高原町	32.7

全国平均とは、東京23区を除く1,718市町村での値

19年度	: 13.7	5.4	20.9	35.7
27年度	: 13.1	6.1	28.5	56.5
29年度	: 12.8	6.4	30.2	61.5
30年度	: 11.8	6.3	30.5	65.2

- 平成29年4月時点で、給食無償化は全国で55市町村、愛媛県では実施している市町はありません。(出典：H28, 12/19付け朝日新聞)

令和元年度 単位は千円	愛媛県下 の市 町	全市町村 東京23区を除く
民生費	238,431,796	19,722,559,179
社会福祉費	70,637,887	5,045,460,179
老人福祉費	51,681,224	3,664,640,399
児童福祉費	79,924,053	7,659,203,428
生活保護費	35,877,733	3,270,541,110
学校給食費	6,984,038	765,812,334
下水道事業会計	19,489,378	1,452,560,069
日本人数	1,355,720	115,186,678

注) 赤字の全市町村とは全国の市町村(1,718)の加重平均値、

青字の20市町とは愛媛県下の市町の加重平均値
住民の数は日本人の数である。

数値の出所は、市町村別決算状況調(令和元年度)

【住民サービス競争は消耗戦？】

- 令和元年9月29日付け朝日新聞に「明石市が給食無償化」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

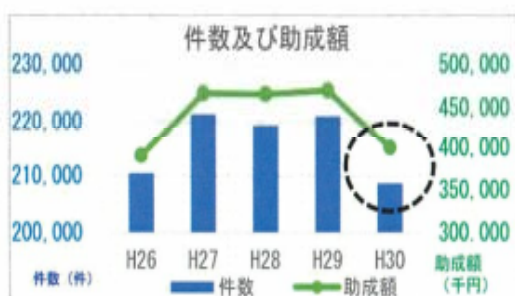
兵庫県明石市は、来年4月から中学校の給食を保護者の所得に関係なく完全無償化する方針を決めた。10月に始まる国の幼児教育・保育の無償化で市の財政負担が減るため、浮いた財源の一部をあてる。中学校給食の完全無償化は同市のような中核市では例がない。

- 将来見通しを踏まえた改革の取組例として、兵庫県三田市では、今後の財政見通りも踏まえ、0歳から中学三年生までの所得制限なしの医療費補助制度を改正し、一部について負担金を導入

◆ 兵庫県三田市（子ども医療費助成の見直し）



(出所) 三田市「こども医療費助成制度の改正後の取組等について」等をもとに作成



平成27年度に実施した中学生通院無償化により、助成額は4億7千万円規模となっていたが、平成30年度からの一部負担金導入により、助成額は4億円規模に戻り、件数ともに平成26年度の水準に近い数値となっている。

(出所) 三田市「こども医療費助成制度の改正後の取組等について」

＜森 三田市長の市議会答弁＞ (平成29年3月8日)

今後の市財政状況の見通しにつきましては、…厳しい財政状況が続いていくものと見込んでおります。…医療費の無償化は、過剰な受診を招き、子育て支援医療費助成の更なる増大につながることも懸念されます。…こうした状況を踏まえ、将来に負担を先送りすることなく、制度の持続性を維持、継続できる仕組みに再構築するとともに、…集中と選択による効率的かつ効果的な事業を図っていく必要があると考えております。

【出典：財務省、令和3年4月21日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

【出典：厚生労働省、令和３年９月７日付け報道発表資料「令和２年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」結果について」】

結果のポイント

- ① すべての都道府県及び市区町村が乳幼児等に係る医療費の援助を実施していた。
- ② 都道府県では、通院、入院ともに就学前までの児童が最も多く、市区町村では、通院、入院ともに15歳年度末（中学生まで）が最も多かった。

表－20 市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況(令和２年４月１日現在)

	対 象 年 齢		所得制限		一部自己負担	
	通 院	入 院	通院	入院	通院	入院
松山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
今治市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宇和島市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
八幡浜市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
新居浜市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
西条市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大洲市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
伊予市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
四国中央市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
西予市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
東温市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
上島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
久万高原町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
松前町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
砥部町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
内子町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
伊方町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
松野町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
鬼北町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛南町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	就学前	就学前	—	—	○	—

【数値等の出典は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課、令和元年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」の結果について、令和２年９月４日付け】

(5) 市町村別合併算定替による普通交付税について

○ 平成31年4月17日付け日本経済新聞に「衰える地方 色あせた平成の分権 自治体借金200兆円に膨張」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

・・・略・・・人口減が一段と進む令和の時代に必要なのは、次世代に借金のツケ回しをせずに行政サービスを維持する「賢く縮む行政」だ。・・・略・・・

「お金を払うので引き取ってください」。埼玉県深谷市は18年12月、廃校の体育館と土地を「マイナス入札」にかけた。公共財産である土地などの払い下げは民間から対価を受け取るのが普通だ。ところが同市はお金を払って引き取り手を探す逆転の行政に出た。

落札した市内の男性は土地と施設に加え、落札額の795万円を受け取る。市は施設の管理業務をなくせるだけでなく貴重な土地を遊ばせずに有効利用することで今後10年間で固定資産税など1,700万円の税収を期待できる。深谷市は新1万円札の肖像になる渋沢栄一氏の生地。日本の産業を育てた実業家を生んだ地の改革の一步は一つのヒントになる。

平成の約30年間、地方の改革はなぜ失敗したのか。令和の時代の地方自治は何が必要か。関係者や識者に聞く。

兵庫県篠山市長：酒井隆明氏(2007年から現職で64歳)

合併は必要だったと今でも思う。(兵庫県篠山市になった)旧4町は同じ郡で、エリアとしてまとまりがある。一つになって行政を進めるのは効率的だし、よい街づくりができる。しかし合併すると、今までできなかったことがみんなできるとバラ色の夢を抱いてしまった。特例債もあり、間違った認識があった。合併したら有利に大きな事業ができるんだと錯覚した。・・・略・・・(2007年に)市長に就任した当時、財政難の状況が明らかにされていなかった。ただ新聞では財政が厳しく借金が多いと報道されていた。ありのままの情報公開と住民参画を公約に掲げた。

まず市民会議をつくって市民から提案してもらった。このままでは毎年15億円くらい足りなくなるから、行政も市民もみんなが負担を分かち合うという結論になった。それに基づいて市が再生計画を立てた。職員給与の1割削減や施設の休館などを決めた。

再生計画は毎年の収支のバランスをとるのが目標で今年度末にはほぼ達成できる見込みだ。しかしこれからも財政が厳しいのは間違いない。今でも(借金返済額の多さを示す)実質公債費比率は県内で1、2の高さだ。

どうしても国からの交付税に頼っているが、国も1千兆円超の借金がある。いつまでも国がお金を出してくれるとは限らない。今の安倍政権は積極的だが、これから先も続くとは思えない。やはり大きなハード事業は歯止めをかけておく必要がある。1億円以上の投資事業は再生計画推進委員会という市民の会のOKをもらわないとできない仕組みにした。どうしても選挙で選ばれる市長や議員は甘くなる。

表－21 市町別合併算定替による普通交付税の増加額の推計

	令和元年度						合併算定替 増 加 額	
	交 付 基準額	普 通 交付税	合併算 定替増 加額	割増率	経 常 一般財 源		平成25 年 度	平成30 年 度
	A 百万円	B 百 万円	B－A C 百 万円	C／A %	D 百 万円	C／D %		
松山市	19,389	19,439	51	0.3	103,876	0.0	1,249	633
今治市	16,898	17,524	625	3.7	45,309	1.4	7,041	1,408
宇和島市	14,542	14,830	288	2.0	26,625	1.1	2,010	501
八幡浜市	6,473	6,506	34	0.5	11,831	0.3	652	128
新居浜市	4,942	4,924	-18	-0.4	28,124	-0.1	428	49
西条市	7,361	7,624	263	3.6	27,621	1.0	2,510	588
大洲市	7,988	8,066	78	1.0	15,637	0.5	1,604	227
伊予市	5,227	5,407	180	3.4	10,870	1.7	1,227	319
四国中央市	4,716	5,044	328	7.0	23,856	1.4	2,079	591
西予市	10,396	10,527	130	1.3	16,487	0.8	2,601	350
東温市	3,856	3,919	63	1.6	9,504	0.7	685	124
上島町	3,200	3,233	33	1.0	4,353	0.8	715	107
久万高原町	4,194	4,224	30	0.7	5,966	0.5	1,343	94
砥部町	2,479	2,475	-4	-0.2	5,261	-0.1	316	0
内子町	4,230	4,276	46	1.1	6,719	0.7	1,094	145
伊方町	1,988	2,141	152	7.6	5,735	2.7	912	249
鬼北町	3,132	3,133	1	0.0	4,646	0.0	398	35
愛南町	6,557	6,669	112	1.7	9,676	1.2	1,928	281
計	127,568	129,961	2,392	1.9	362,096	0.7	28,792	5,829

注) 交付基準額は基準財政需要額と基準財政収入額の差

【数値の出所は市町村別決算状況調、総務省】

平成25年度における合併算定替増加額の18市町合計額：28,792百万円

平成26年度における合併算定替増加額の18市町合計額：26,439百万円

平成27年度における合併算定替増加額の18市町合計額：19,448百万円

平成28年度における合併算定替増加額の18市町合計額：12,710百万円

平成29年度における合併算定替増加額の18市町合計額：8,126百万円

平成30年度における合併算定替増加額の18市町合計額：5,829百万円

【市町村合併の年月日】

新居浜市(H15.4.1)、四国中央市(H16.4.1)、西予市(H16.4.1)

久万高原町(H16.8.1)、東温市(H16.9.21)、上島町(H16.10.1)

愛南町(H16.10.1)、西条市(H16.11.1)、松山市(H17.1.1)

砥部町(H17.1.1)、内子町(H17.1.1)、鬼北町(H17.1.1)

大洲市(H17.1.11)、今治市(H17.1.16)、八幡浜市(H17.3.28)

伊予市(H17.4.1)、伊方町(H17.4.1)、宇和島市(H17.8.1)

【算出方法：(株)日本政策投資銀行地域企画部、平成25年11月、「合併市町村が直面する
財政上の課題】

決算カードの「普通交付税決算額」と「基準財政需要額と基準財政収入額の差額(一本算定による普通交付税額)」を比較し、「普通交付税決算額」が「基準財政需要額と基準財政収入額の差額」を上回った額を合併算定替による普通交付税の増加額とした。したがって、推計値には臨時財政対策債振替分を含んでいない。また、決算カードの基準財政需

要額と基準財政収入額は錯誤額を除いた額であるため、実際の合併算定替による普通交付税の増加額とは一致しない場合がある。なお、経常一般財源の額として、決算カードの「経常一般財源等」の合計額を使用した。

- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、市町村の姿の変化に応じた算定について、次のように述べています。

市町村合併をした団体には、財政優遇措置として**算定替えの特例**があります。その特例期間が終わると、今度は、**市町村の姿の変化に対応した算定が導入**されました。それらにはどのような意味があるのでしょうか。

そもそも普通交付税の基準財政需要額は、その団体の態様に応じて財政需要を中立的あるいは客観的に算定することが基本となる考え方です。財政需要には、一種の**規模の経済性が働くもの**があるので、市町村合併で、市町村の人口規模が大きくなると、それをひとつ市町村として算定すれば、結果的に、人口あたりの基準財政需要額は小さくなるので、普通交付税の交付額は減額されます。合併すると交付税は減って損ではないとなる気持ちは分かるが、財政需要を中立的あるいは客観的に算定するというのは考え方の基本です。その点は動かし難いものがあります。

それでは、合併市町村での**算定替えの特例とは何か**。市町村合併をしても、一つ市町村として機能するには、さまざまな**移行コスト**がかかります。さりとて、移行コストを客観的に見積もることも難しい。そこで、合併してすぐに普通交付税を一本算定にせずに、旧市町村ごとに基準財政需要額を算定してそれと基準財政収入額の差額を基盤として普通交付税を交付する(正確には一本算定と比較して多くなる額を交付する)というのが合併算定替えの特例です。**従前は特例期間を5年**としてきました。それを平成の合併では**10年間**としました。5年だと合併の障害除去の程度ですが、10年だと優遇という感じが出ます。それでも10年が経過すれば、5年間の経過期間を経て、普通交付税は一本算定に向けた減額が始まります。平成の合併を行った団体からは、減額を緩和してほしいとの声が上がりました。とはいえ、地方交付税の考え方の趣旨を変えるようなことはできません。一方、平成の合併は大規模なものでしたから、面積が広がって、人口密度の小さな市町村が誕生しました。そうした市町村の姿の変化に対応して、客観的に算定することは、地方交付税の算定の趣旨にあうものとして妥当です。**市町村の算定の基本となる標準団体の人口は10万人のままですが、面積は広く設定**され直しました。結果的に、合併団体では、一本算定によって減額されたはずの額の一部が回復した面はありますが、算定の方法の見直しですので、非合併団体にも効果は一部及んでいます。

算定の見直しの代表的なものは、平成26年度から実施されたい支所に着目した財政需要の捕捉です。その役割は、「住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理やい災害対応等に重要な役割を果たしている」として重要だという認識に基づくものです。また、平成27年度から開始されたのが、**消防費と清掃費**について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しと、人口密度等による需要の割増しです。離島についてはそれに係る増嵩経費の見直しを行っています。それらの見直しの影響額は、**合併算定替えの終了によって一本算定との差額として生じる額の7割程度**であると見積もられています。

(6) 平成21年度から令和元年度における市町村民税(個人分)の推移

○ 令和3年7月3日付け日本経済新聞に「原石磨き住民税増やす、8町村、人口減でも30位以内」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

産業が空洞化する地方で住民からの税収を増やした自治体がある。住んでいる市区町村に納められる個人住民税のデータを分析すると、農業や水産で街をあげた工夫が実った自治体が目立つ。人口が都市へ偏る中で、住民の稼ぎを増やせば自治体の財源も潤い、地域の活力は高まる。

個人住民税(市町村民税個人分)は一人ひとりの所得に応じて決まる。この税収が増えたのは**人口1人当たり所得か人口の増加**を意味する。総務省の決算状況調べで全国1,741市区町村の2019年度の個人住民税収を09年度と比べ、増減率をランキングした。国内全体の個人住民税収は景気が回復してこの間に**13%延びた**。これを上回る自治体は善戦だ。市区町村別にみると、それぞれの努力がある。上位30位の内、8町村では19年の日本人の人口が09年を下回った。

2位の**北海道猿払村**は人口が10年間で8%減った一方、住民税収は99%増だ。起爆剤はホタテだ。1970年代から村主導でオホーツク海沿岸に稚貝を放流、漁場を整備してきた。天敵のヒトデの駆除に力を入れ近年は天然ホタテも育ち水揚げが安定する。10年代半ばに他の産地を直撃した悪天候の影響も避けて値が上がり、輸出増加の

恩恵を受けた。北海道のホタテ輸出額は中国を中心に18年まで10年間で10倍以上になった。新型コロナウイルス禍の前は、猿払のホタテの約5割が海外に出荷されたという。

漁師らが預ける漁協の貯金残高はこの期間に70億円増えて200億円を突破。1人当たりの個人住民税収額でも全国7位に入り、東京都以外では最高だ。税収伸び率が10位だった近くの**北海道枝幸町**もホタテの効果だ。

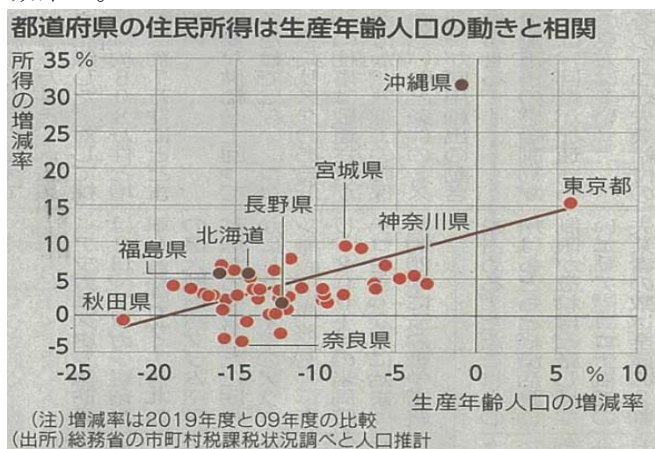
6位の**長野県川上村**はレタスと白菜の収穫が延びた。作付面積を広げ、温暖化を受けて暑さに強い品種に切替を進めたうえ、栽培できる期間が延びて「二毛作の農家も増えた」(産業建設課農林係)という。

全国では**生産年齢人口(15～64歳)の減少を抑えた自治体ほど、住民の所得が増える傾向**がある。

都道府県別に市区町村を合計すると、沖縄県の生産年齢の人口増加率は東京都に次ぐ2

順位	自治体名	税収増の増加率	人口の増減率	税収増の理由
1	沖縄県与那国町	152%	9%	自衛隊駐屯地を誘致
2	北海道猿払村	99	▲8	ホタテ漁の収入増
3	福島県葛尾村	94	▲12	原発事故で農家が村外に出稼ぎ
4	沖縄県中城村	93	24	区画整理で転入者増
5	長野県軽井沢町	89	5	特定個人の譲渡所得増
6	長野県川上村	73	▲13	レタス・白菜生産の収入増
7	北海道二セコ町	72	3	地価上昇で不動産譲渡所得が増加
8	沖縄県八重瀬町	72	15	区画整理で転入者増
9	沖縄県与那原町	68	25	宅地造成で転入者増
10	北海道枝幸町	66	▲14	ホタテ漁の収入増

(注) 住民税収は19年度と09年度。人口は19年と09年で日本人ベース。
▲はマイナス。7、8位は小数点以下で順位付け



位(1%減)で、所得の増加率はトップ(31%増)だ。なかでも**中城村**は税収伸び率で全国4位に入った。サトウキビ畑が広がっていた丘に村が25年前から90haの住宅地を造成。海が見え那覇市に車で30分以内の好条件で「公務員や大企業の社員が移り住む、住民税収を押し上げている」(地元の不動産鑑定士)。医療費助成を広げ、第3子以降の保育も無償化。地元の小学校は13年の開校以来、2回増築した。

1位の沖縄県**与那国町**は16年に自衛隊駐屯地を誘致した。隊員と家族が移住して人口は1年で1割強増え「隊員は以前からの町民より所得水準も高い」(総務課)

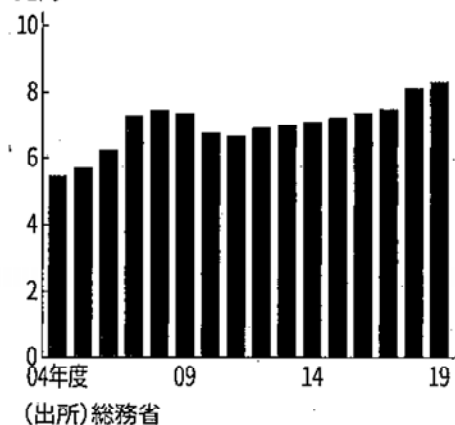
住民税収が増えれば住民サービスに還元しやすくなる。猿払村は高校生のバス通学費用の8割を助成している。与那国町は小中学校の給食を無料にした。若者や子育て世代を手厚く支えれば、地域の活力アップという好循環が生まれやすい。20年以降は新型コロナ禍で農産物や海産物の売り上げが減り各地とも苦戦も目立つ。ただ少子高齢化は待ったなし。各地の特色を活かした工夫が必要なことに変わりない。

個人住民税とは、個人が住んでいる自治体に納める地方税。都道府県と市町村に納税する仕組みで、1人当たり計5千円を納める「均等割」と、所得に10%の税率がかかる「所得割」に分かれている。自治体による住民サービスに使われる。国に納める所得税とは別だ。

個人住民税のうち市町村民税個人分の全国合計をみると、2019年度税収は8.3兆円と09年度から約1兆円増えた。この間の景気回復が押し上げており、市町村税収の約3分の1を占めている。前年の所得に対して課税されるためリーマン・ショックの影響は10年度以降に強く表れていた。自治体にとっては人口や1人当たりの所得が増えるほど税収が増えるため、**地域活性化の指標**にもなっている。

10%の標準税率は国が定めているが、自治体が独自に条例を定めれば税率を上げたり下げたりできる。例えば**名古屋市**は12年度から市民税の所得割の税率を0.3%分、均等割を年200円分、それぞれ引き下げた。可処分所得を増やして経済を活性化する狙いという。しかし自治体にとっては税収が減るリスクがあり、全国には広がっていない。

兆円 市町村民税個人分の全国合計



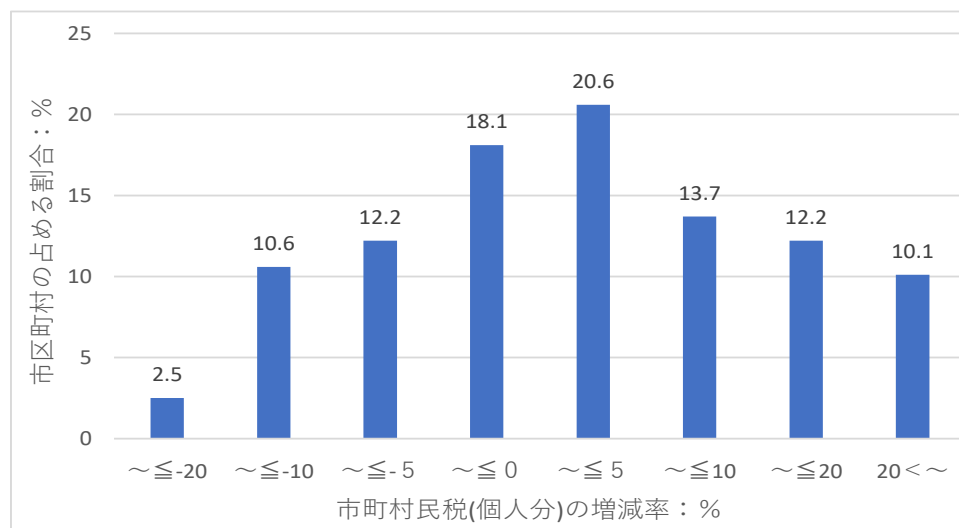
令和元年度の地方財政の状況(出典：総務省の令和3年版地方財政白書)

市町村税の収入額は22兆8,678億円で、前年度と比べると、2.0%増(前年度4.3%増)となっている。

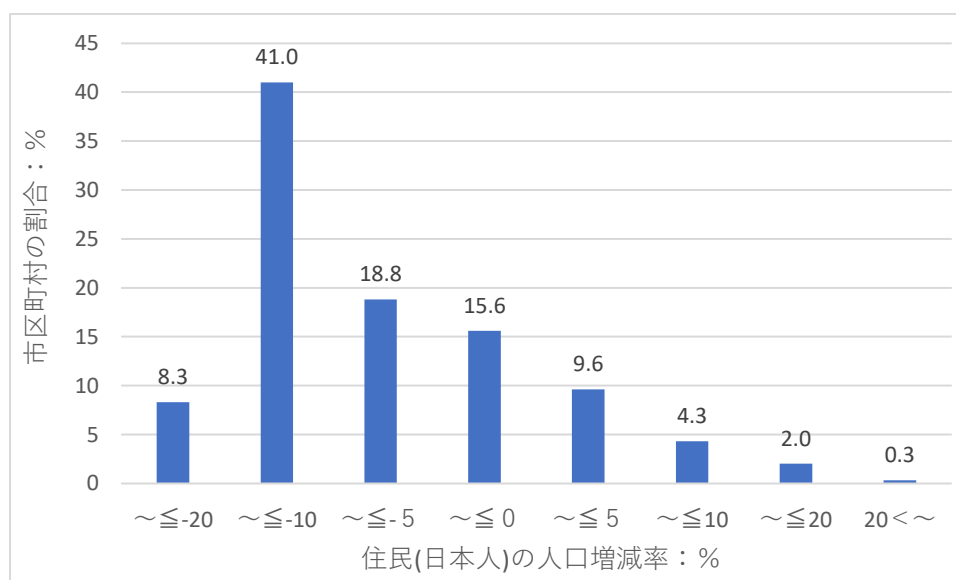
市町村税収入額の税目別内訳は、市町村民税が10兆7,203億円で市町村税総額の46.9%(前年度47.0%)と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が9兆2,860億円で40.6%(同40.5%)となっており、これら二税で市町村税総額の87.5%(同87.5%)を占めている。各税目の収入額を前年度と比べると、普通税(21兆1,338億円)は2.0%増(前年度4.5%増)となっている。普通税のうち、市町村民税については、個人分(8兆3,251億円)が2.7%増(前年度8.5%増)、法人分(2兆3,952億円)が1.3%減(同9.1%増)となっており、

市町村民税全体(10兆7,203億円)では1.8%増(同8.6%増)となっている。また、固定資産税(9兆2,860億円)は2.2%増(同0.6%増)となっている。

目的税(1兆7,340億円)は2.3%増(前年度1.4%増)となっている。目的税のうち、都市計画税(1兆3,177億円)は2.0%増(前年度1.2%増)、事業所税(3,867億円)は2.2%増(同1.9%増)となっている。



図－14 2009年度から2019年度における市町村民税(個人分)の増減率の分布
 福島県の浪江町(－55.0%)と双葉町(－64.3%)を除く1,739市区町村
 奈良県東吉野村(－38.4%(69,328→42,714千円)：年平均だと－4.7%)～
 沖縄県与那国町(151.9%(42,940→108,154千円：年平均だと9.7%)
 増減率が0.000%は群馬県高山村のみ、加重平均は13.3(年平均だと1.3)%
 増加自治体数は985(56.6%)、減少自治体は753(43.3%)



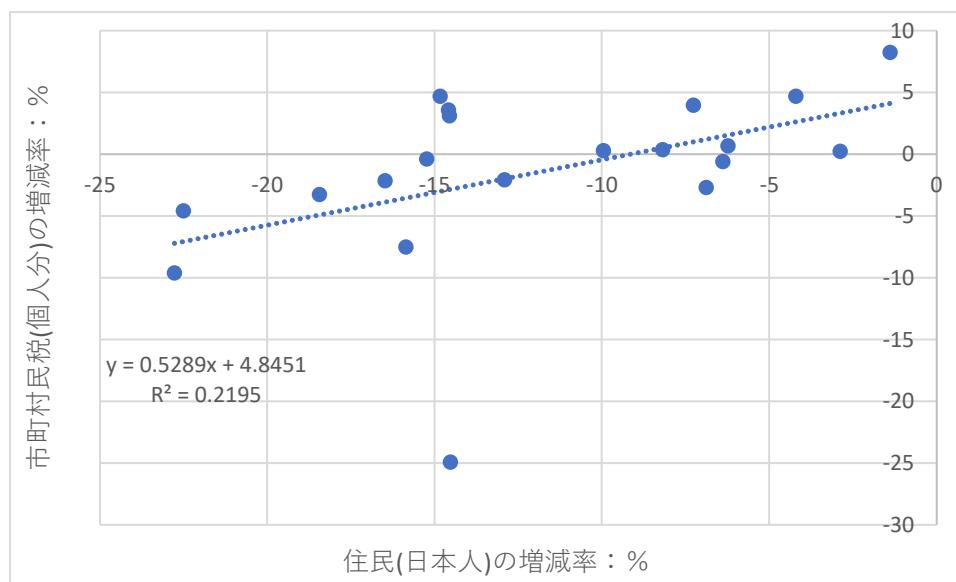
図－15 2009年度から2019年度における市区町村の人口増減率(日本人)の分布
 宮城県女川町(－39.5%(10,232→6,189人)：年平均だと－4.9%)～
 東京都中央区(39.0%(115,008→159,887人：年平均だと3.3%)
 増減率が0.000%はなし、加重平均は－2.2(年平均－0.2)%
 増加自治体数は284(16.3%)、減少自治体は1,457(83.7%)

表－22 住民と市町村民税(個人分)の増減率

降順

H21～R01年度における増減率：％		
市区町村名	住 民 (日本人)	市町村民税 (個人分)
松山市	-1.4	8.2
今治市	-9.9	0.3
宇和島市	-14.8	4.7
八幡浜市	-16.5	-2.1
新居浜市	-6.2	0.7
西条市	-6.4	-0.6
大洲市	-12.9	-2.1
伊予市	-7.3	4.0
四国中央市	-8.2	0.4
西予市	-15.2	-0.4
東温市	-4.2	4.7
上島町	-14.5	-24.9
久万高原町	-22.5	-4.6
松前町	-2.9	0.2
砥部町	-6.9	-2.7
内子町	-14.6	3.6
伊方町	-22.8	-9.6
松野町	-14.5	3.1
鬼北町	-15.8	-7.5
愛南町	-18.4	-3.3

H21～R01年度における増減率：％		
市区町村名	住 民 (日本人)	市町村民税 (個人分)
松山市	-1.4	8.2
宇和島市	-14.8	4.7
東温市	-4.2	4.7
伊予市	-7.3	4.0
内子町	-14.6	3.6
松野町	-14.5	3.1
新居浜市	-6.2	0.7
四国中央市	-8.2	0.4
今治市	-9.9	0.3
松前町	-2.9	0.2
西予市	-15.2	-0.4
西条市	-6.4	-0.6
八幡浜市	-16.5	-2.1
大洲市	-12.9	-2.1
砥部町	-6.9	-2.7
愛南町	-18.4	-3.3
久万高原町	-22.5	-4.6
鬼北町	-15.8	-7.5
伊方町	-22.8	-9.6
上島町	-14.5	-24.9



図－16 住民の増減率と市町村民税(個人分)の増減率の関係(愛媛県)

上島町を除くと直線回帰式は

 $Y = 0.441X + 4.985$ ($r^2 = 0.404$) となります